

平成31年2月18日

安曇野市教育委員会

平成31年2月定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部 各課
平成 31 年 2 月 18 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	生涯学習課 後援 1 件 文化課 共催 2 件、後援 1 件 (詳細 別紙)
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義) 第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 (審査基準) 第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 (1) 国又は地方公共団体 (2) 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 (教育長の専決範囲) 第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 (1) 前条第 1 項に規定する行事 (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）	

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(平成30年度2月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 29	H 28	H 27	所管課 意見
1020	平成31 年1月29 日	社会 教育 担当	「SDGsで考える 地域づくり&人 権」シンポジウム	地域づくり ネットワーク 長野県協 議会松本 支部	中村 健		地域づくりネットワーク 長野県協議会松本支 部に安曇野市在住の 会員がいるため。ま た、地域住民による自 主的な活動を通じて地 域づくりを進めるとも に、管内の他市町村 の状況を理解し、より よい地域活動につな げるため	1月29日	平成31 年3月 19日 (火)			塩尻市市 民交流セ ンター(え んぱーく)	SDGsについて学び、す でに実践していることを 知ると同時に、地域活動 として取り組むきっかけと する。	講演「SDGsと地域づくり、そし て人権(子どもを含むすべての 人の権利)」とは 講師 中島恵理さん(長野県副 知事) ワークショップ「SDGs×地域づ くり×人権」 グループA SDGsについてより 深く学ぶ！ グループB SDGsを通しての 地域づくりとは？ グループC SDGsから学ぶ人 権(子どもを含むすべての人の 権利)とは？ 交流会	-	-	-	基準第3条 第2項によ り可

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成30年度2月定例会協議事項)

定例会台帳№	受付日	所管	件名	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 27	H 28	H 29	所管課意見
101	平成31年 2月4日	文化	臼井吉見文学館 友の会「春の講 演会」	臼井吉見文 学館友の会	後援	郷土出身の偉 人について理 解を深め文化 水準の向上に 寄与する	2月1日	平成31年 (2019年) 3月17日 (日)					堀金公民館 会議室1 (堀金支所 3階)	郷土出身の臼井吉見につい て市民の理解を深める。	市民タイムス特別編集 委員で同紙「みずす 野」欄の執筆を担当し ている、赤羽康男氏を 講師に迎え「文学者臼 井吉見の周辺」という 演題で講演会を開催 する。入場料無料。		-	-	基準 第3 条第 2項 によ り可
102	平成31年 2月5日	文化	第20回安曇野紙 飛行機競技大会 (飯沼飛行士記 念大会)	第20回安 曇野紙飛 行機競技 大会実行 委員会	共催	紙飛行機の普 及を通して、全 青少年に健全 な遊びを提供 し、高齢者の 健康増進に努 め、教室等の 参加者に広く 競技会に参加 していただく。	2月1日	平成31年 (2019年) 4月14日 (日) 紙飛行機 教室は4 月13日 (土)					安曇野市豊 科南部総合 公園	郷土の鳥人、「飯沼飛行士」 を顕彰し、県内・県外の紙飛 行機愛好家が集い、競技 会・紙飛行機教室を開催し 紙飛行機の普及と親善をは かる。	過去19回の大会が関 催され、神風号をモテ ルとした紙飛行機が大 会のメイン種目として 使用されている。 4月13日:紙飛行機教 室で作成した機体で初 心者クワッスの競技を行 う。参加費は500円。 4月14日:安曇野紙飛 行機競技大会を開催。 参加費:15歳以上は 1,000円14歳以下は 500円		○	○	基準 第3 条第 2項 によ り可
105	平成31年 2月7日	文化	第34回安曇野 早春賦音楽祭＝ 本ステージ＝	早春賦音 楽祭実行 委員会・ 早春賦愛 唱会	共催	市の文化振興 に寄与する事 業に共働で取 り組むため。 広報・市内施 設の利用につ いてご協力を 願いたい。	2月7日	平成31年 (2019年) 5月26日 (日)					安曇野市文 流学習セン ターみらい	音楽を愛好する者が一同に 会し、演奏・鑑賞・心を合わ せ歌い合う場を創造する。 美しい安曇野の文化向上の ために寄与することを目的と する。	早春賦合唱団他、多 数の合唱団が集って 早春賦や他の曲を演 奏する。特別ゲストに 熊谷俊之氏(クラシック クワター)、高橋真氏 (チェロ)を迎え、演奏 会も開催する。 入場料:800円(小中高 生は無料)		○	○	基準 第3 条第 2項 によ り可

議案第 2 号	教育部 生涯学習課
平成 31 年 2 月 18 日提出	(課長) 臼井 隆昭 (担当係長) 臼井 直美

タイトル	安曇野市人権教育集会所条例の一部改正について
報告を要する事項の内容	条例改正の承認
要旨	公共施設再配置計画に係る安曇野市豊科解放館の平成 31 年度廃止に伴い、安曇野市豊科解放館を条例から削除するための条例改正を平成 31 年 3 月議会定例会へ上程したい。
説明	1 改正内容 (1) 安曇野市豊科解放館の削除 安曇野市豊科解放館の平成 31 年度廃止に伴い、第 2 条の表から安曇野市豊科解放館の項を削除します。 (2) 利用許可の不許可事由・許可取消しの見直し 改正前の第 4 条第 1 項第 3 号譲渡禁止は、改正後第 3 条第 2 項の条件として整理し、譲渡禁止は安曇野市人権教育集会所管理規則に規定します。 改正前の第 3 条第 1 項第 3 号不適當及び第 4 条第 1 項第 4 号緊急性については、改正後第 3 条第 1 項第 2 号の管理上支障を来す行為として整理します。 (3) 条例上の字句の修正 地方自治法の用法に倣い、「使用」を「利用」に語句を改めます。 この他、修正が必要な個所を改正します。 2 施行日 平成31年 4 月 1 日 ※ 安曇野市人権教育集会所管理規則については、次回の法規審査委員会において協議の後、教育委員会定例会へ付議します。

議案第23号

安曇野市人権教育集会所条例の一部を改正する条例

安曇野市人権教育集会所条例（平成17年安曇野市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第2条の表安曇野市豊科解放館の項を削る。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「等を使用」を「又は備品（以下「施設等」という。）を利用」に改め、「安曇野市教育委員会（以下「」及び「」という。）」を削り、同条ただし書中「の各号のいずれかに該当すると認める」を「に掲げる行為を行うおそれがある」に、「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「おそれがあるとき。」を「行為」に改め、同条第2号中「施設」を「集会所」に、「を来すおそれがあるとき。」を「がある行為」に改め、同条第3号を削り、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の許可について必要な条件を付することができる。

第4条の見出し中「使用許可」を「許可」に改め、同条第1項中「集会所の施設、設備等の使用の」を「前条第1項の」に改め、「（以下「使用者」という。）」及び「の各号」を削り、「、使用の」を「、同項の」に、「取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止する」を「取り消す」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 前条第1項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。

(2) 利用の目的に反し、又は前条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

第5条中「、設備」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

○安曇野市人権教育集会所条例（平成17年安曇野市条例第236号）

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
安曇野市豊科町通り人権教育集会所	安曇野市豊科高家6382番地3	安曇野市豊科解放館	安曇野市豊科田沢4917番地1
(略)		安曇野市豊科町通り人権教育集会所	安曇野市豊科高家6382番地3
(利用の許可)		(使用の許可)	
第3条 集会所の施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、<u>教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、利用の許可をしないことができる。</u> (1) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為 (2) 集会所の管理上支障がある行為		第3条 集会所の施設、設備等を使用しようとする者は、<u>安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないことができる。</u> (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設の管理上支障を来すおそれがあるとき。 (3) 前2号に定めるもののほか教育委員会が適当でないと認めたとき。	
2 教育委員会は、前項の許可について必要な条件を付することができる。		(使用許可の取消し等) 第4条 教育委員会は、<u>集会所の施設、設備等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</u>	

改正後	改正前
(1) <u>前条第1項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。</u> (2) <u>利用の目的に反し、又は前条第2項の規定により付した条件に違反したとき。</u> 2 (略) (損害賠償) 第5条 故意又は過失により施設等を破損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。	(1) <u>この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u> (2) <u>使用の目的に反し、又は使用の条件に違反したとき。</u> (3) <u>使用する権利を譲渡又は転貸したとき。</u> (4) <u>教育委員会が緊急やむを得ないと認めたとき。</u> 2 (略) (損害賠償) 第5条 故意又は過失により施設、設備等を破損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

議案第 3 号	教育部 生涯学習課
平成 31 年 2 月 18 日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 白井 直美

タイトル	安曇野市公民館条例の一部改正について
報告を要する 事項の内容	条例改正の承認
要旨	平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日の消費税率改正に伴い、公民館の使用料を新たな消費税率に対応したものとするための条例改正を平成 31 年 3 月議会定例会へ上程したい。
説明	1 改正内容 (1) 使用料の改正 平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日に予定されている消費税率 10% への引き上げに伴い使用料の改正を行います。現在の使用料は、平成 26 年 4 月 1 日に消費税率が 8 % に改正された際に改正していないため、5 % 分の引き上げとなります。 また、施設の面積区分の見直しにより、一部会議室の使用料を改正します。(第 9 条) (2) 利用の不許可 利用申請に対して不適切な行為をするおそれがある場合に許可をしない規定 (第 7 条) を整理します。 (3) 許可の取消し及び利用の制限 利用許可を受けた者が不適切な行為を行った場合に許可を取り消す規定 (第 12 条) 及び許可が不要な場所 (フリースペース) を含む施設全体の利用者に対する利用の制限をする規定 (第 13 条) を整理します。 (4) 利用の中止 利用許可を受けた者が利用を中止する場合の規定 (第 8 条) を整理します。 (5) 条例上の字句の修正 地方自治法の用法に倣い、「使用」を「利用」に改めます。 この他、修正が必要な個所を改正します。 2 施行日 平成31年 4 月 1 日 使用料に関する別表第 2 は平成31年 (2019年) 10月 1 日施行 ※ 安曇野市公民館管理規則については、次回の法規審査委員会において協議の後、教育委員会定例会へ付議します。

議案第24号

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「安曇野市教育委員会（以下「」を削り、「」という。）が」を「は、」に改める。

第6条第2項中「が特に」を「は、特に」に改める。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「を使用」を「のうち別表第2に掲げるものを利用」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

第7条第2項中「委員会は、」の次に「利用」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、利用許可をしないことができる。

- (1) 公民館の施設等を損傷する行為
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為
- (3) 公民館の管理上支障がある行為

第8条を次のように改める。

（利用の中止）

第8条 利用許可を受けた者は、利用を中止しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第9条中「使用者は、別表第2に定める使用料を、使用許可のあったとき」を「使用料は、利用許可を受ける際」に改め、同条ただし書中「教育委員会は、相当」を「市長は、特別」に改め、同条に次の1項を加える。

2 使用料の額は、別表第2のとおりとする。

第11条ただし書中「の各号」を削り、同条第1号中「使用者」を「利用許可を受けた者」に、「より使用」を「より利用」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 教育委員会が定める期日前までに、利用許可（変更に係るものに限る。）があったとき、又は第8条の規定による中止の届出があったとき。

第18条中「教育委員会が」を「別に」に改め、同条を第20条とし、第17条を第19条とし、第13条から第16条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条の見出しを「（原状回復）」に改め、同条中「使用者は、公民館の使用を終了したとき、又は使用を停止したときは、」を「公民館の施設等の利用を終了した者、又は第12条第1項の規定により利用許可を取り消された者、若しくは前条第1項の規定により利用を禁止された者は、」に、「、設備及び備品」を「等」に改め、同条を第14条

とし、第11条の次に次の2条を加える。

(利用許可の取消し)

第12条 教育委員会は、利用許可を受けた者が次のいずれかに該当したときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。
- (2) 第7条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に不相当と認めたとき。

2 教育委員会は、第8条に規定する利用の中止の届出があったときは、利用許可を取り消すものとする。

3 市は、前2項の規定により利用許可を取り消された者に生じた損失については、補償しないものとする。

(利用の制限)

第13条 教育委員会は、利用者が前条第1項第1号、第3号及び第4号に該当する行為を行い、又は行うおそれがあるときは、利用を禁止することができる。

2 市は、前項の規定により利用を禁止された者に生じた損失については、補償しないものとする。

別表第2中「第9条関係」を「第7条、第9条関係」に改め、同表の1 会議室等使用料の表備考中「使用時間」を「利用時間」に、「使用者」を「利用許可を受けた者」に改め、別表第2の2 設備及び備品使用料の表備考中「使用時間」を「利用時間」に改め、別表第2の3 安曇野市豊科公民館ホール使用料の表備考中「に使用」を「に利用」に、「使用許可」を「利用許可」に、「を使用」を「を利用」に改め、別表第2の4 安曇野市豊科公民館ホール設備及び備品使用料の表備考中「に使用」を「に利用」に、「使用許可」を「利用許可」に改める。

第2条 安曇野市公民館条例の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条、第9条関係）

1 会議室等使用料

名称		1時間当たりの使用料
豊科公民館	小会議室	120円
	中会議室	260円
	大会議室	410円
	研修室	120円

	講座室	260円
	和室	260円
穂高公民館	第1会議室	260円
	第2会議室	410円
	第3会議室	410円
	児童室	260円
	講義室	410円
	調理実習室	840円
	視聴覚室	840円
	講堂	1,700円
三郷公民館	会議室101	260円
	会議室102	260円
	会議室201	410円
	和室	260円
	講義室	410円
	スタジオ1	260円
	調理実習室	840円
	創作室	330円
	スタジオ2	410円
	講堂	1,270円
	会議室1	410円
	会議室2	260円

堀金公民館	会議室 3	260円
	会議室 4	260円
	調理実習室	840円
	創作室	330円
	スタジオ 1	260円
	スタジオ 2	840円
	講堂	1,270円
明科公民館	講義室 1	330円
	講義室 2	330円
	講義室 1・講義室 2	410円
	会議室 2	260円
	和室 1	260円
	和室 2	260円
	和室 1・和室 2	330円
	和室 3	120円
	調理実習室	840円
	創作室	410円
	講堂	1,270円

備考

1 利用時間が1時間単位でない場合は、次の額を徴収する。

(1) 30分以内の場合 1時間当たりの使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

(2) 30分を超え1時間未満の場合 1時間当たりの使用料に相当する額

- 2 利用許可を受けた者が入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合は、規定の料金の2倍に相当する額を徴収する。

2 設備及び備品使用料

種類	1時間当たりの使用料
移動式ポータブルアンプ	1式130円
プロジェクター	1台730円
携帯用スクリーン	1台100円
アップライトピアノ	1台340円
グランドピアノ	1台520円
講堂ステージ照明	1式410円
マイクロフォン	1台130円
放送設備（講堂）	1式520円
放送設備（会議室）	1式160円
講堂スクリーン	1台100円
天幕、テント	1日につき1張520円
展示パネル（支柱2本含む。）	1日につき1組310円

備考 利用時間が1時間単位でない場合は、次の額を徴収する。

- 30分以内の場合 1時間当たりの使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）
- 30分を超え1時間未満の場合 1時間当たりの使用料に相当する額

3 安曇野市豊科公民館ホール使用料

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	1時間当たりの冷暖房使用料
入場料を徴収し	13,200円	20,950円	23,150円	54,470円	4,920円

ない場合					
入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合	17,160円	27,230円	30,090円	70,810円	

備考

- 1 定められている区分以外に利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を徴収する。
 - (1) 午前9時前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当たり100分の30を乗じて得た額
 - (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
 - (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額
 - (4) 午後9時30分後の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額
- 2 ホールステージのみを利用する場合、レクリエーション場のみを利用する場合又はホワイエのみを利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。

4 安曇野市豊科公民館ホール設備及び備品使用料

種類	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
グランドピアノ	1台3,140円	1台3,140円	1台3,140円	1台9,420円
照明Aセット	1式2,930円	1式2,930円	1式2,930円	1式8,790円
照明Bセット	1式4,400円	1式4,400円	1式4,400円	1式13,200円
フォローピンスポット ライト	1台2,930円	1台2,930円	1台2,930円	1台8,790円

ローアホリゾントライト	1 列1, 040円	1 列1, 040円	1 列1, 040円	1 列3, 120円
アッパーホリゾントライト	1 列1, 040円	1 列1, 040円	1 列1, 040円	1 列3, 120円
ボーダーライト	1 列1, 040円	1 列1, 040円	1 列1, 040円	1 列3, 120円
フットライト	1 列1, 040円	1 列1, 040円	1 列1, 040円	1 列3, 120円
マイクロフォン	1 台520円	1 台520円	1 台520円	1 台1, 560円
放送装置基本セット	1 式2, 200円	1 式2, 200円	1 式2, 200円	1 式6, 600円
催事収録用集音マイク装置	1 式4, 190円	1 式4, 190円	1 式4, 190円	1 式12, 570円
スクリーン	1 台1, 040円	1 台1, 040円	1 台1, 040円	1 台3, 120円
音響反射板	1 式4, 400円	1 式4, 400円	1 式4, 400円	1 式13, 200円

備考

- 1 定められている区分以外に利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を徴収する。
 - (1) 午前9時前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当たり100分の30を乗じて得た額
 - (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
 - (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額
 - (4) 午後9時30分後の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額
- 2 「照明Aセット」とは、ボーダーライト及び第1・第2サスペンションライトをいい、「照明Bセット」とは「照明Aセット」にサイドスポットライト及びフロントスポットライトを追加したものをいう。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日

から施行する。

平成31年 2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

○安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号）

改正後	改正前
(開館時間) 第5条 (略) 2 教育委員会は、<u>特に必要と認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。</u> (休館日) 第6条 (略) 2 教育委員会は、<u>特に必要と認めるときは、前項の休館日を変更することができる。</u> (利用の許可) 第7条 公民館の施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）のうち別表第2に掲げるものを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、<u>同様とする。</u> 2 教育委員会は、前項の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、<u>利用許可をしないことができる。</u> (1) 公民館の施設等を損傷する行為 (2) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為 (3) 公民館の管理上支障がある行為 3 教育委員会は、<u>利用許可について必要な条件を付することができる。</u> (利用の中止)	(開館時間) 第5条 (略) 2 <u>安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。</u> (休館日) 第6条 (略) 2 教育委員会が<u>特に必要と認めるときは、前項の休館日を変更することができる。</u> (使用の許可) 第7条 公民館の施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）を<u>使用</u>しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、許可について必要な条件を付することができる。 (使用の制限)

改正後	改正前
<u>第8条</u> 利用許可を受けた者は、利用を中止しよとするとときは、<u>あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</u> (使用料) <u>第9条</u> 使用料は、<u>利用許可を受ける際に納付しなければなら</u>ない。ただし、<u>市長は、特別の理由があるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。</u> <u>2 使用料の額は、別表第2のとおりとする。</u> (使用料の還付) <u>第11条</u> 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) <u>利用許可を受けた者の責めでない理由により利用できなくなったとき。</u>	<u>第8条</u> 教育委員会は、前条の規定による使用の許可（以下「<u>使用許可</u>」という。）を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の使用を禁止し、又は入館を制限することができる。 (1) <u>施設等を損傷するおそれがあるとき。</u> (2) <u>公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</u> (3) <u>他の使用者の使用に支障をきたすおそれがあるとき。</u> (4) <u>この条例及びこの条例に基づき規則の規定に違反したとき。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に不適当と認めたとき。</u> <u>2 教育委員会は、前項の規定により使用を禁止され、又は入館を制限された場合に生じた使用者の損失について、補償しないものとする。</u> (使用料) <u>第9条</u> 使用者は、別表第2に定める使用料を、使用許可のあったときに納付しなければならない。ただし、<u>教育委員会は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。</u> (使用料の還付) <u>第11条</u> 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) <u>使用者の責めでない理由により使用できなくなったとき。</u>

改正後	改正前
(2) 教育委員会が定める期日前までに、利用許可（変更に係るものに限る。）があったとき、又は第8条の規定による中止の届出があったとき。 (3) (略) (利用許可の取消し) <u>第12条</u> 教育委員会は、利用許可を受けた者が次のいずれかに該当したときは、利用許可を取り消すことができる。 (1) 第7条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。 (2) 第7条第3項の規定により付した条件に違反したとき。 (3) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に不適当と認めたとき。 2 教育委員会は、第8条に規定する利用の中止の届出があったときは、利用許可を取り消すものとする。 3 市は、前2項の規定により利用許可を取り消された者に生じた損失については、補償しないものとする。 (利用の制限) <u>第13条</u> 教育委員会は、利用者が前条第1項第1号、第3号及び第4号に該当する行為を行い、又は行うおそれがあるときは、利用を禁止することができる。 2 市は、前項の規定により利用を禁止された者に生じた損失については、補償しないものとする。 (原状回復)	(2) 使用を開始する前2日までに、使用の取消し又は変更の申出があったとき。 (3) (略) (原状の回復義務)

改正後	改正前
<u>第14条</u> 公民館の施設等の利用を終了した者、又は第12条第1項の規定により利用許可を取り消された者、若しくは前条第1項の規定により利用を禁止された者は、直ちに公民館の施設等を原状に復さなければならぬ。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。 (損害賠償) <u>第15条</u> (略) (公民館運営審議会の設置) <u>第16条</u> (略) (審議会の組織) <u>第17条</u> (略) 2 (略) (審議会の役員) <u>第18条</u> (略) 2・3 (略) (審議会の会議) <u>第19条</u> (略) 2・3 (略) (委任) <u>第20条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。	<u>第12条</u> 使用者は、公民館の使用を終了したとき、又は使用を停止したときは、直ちに公民館の施設、設備及び備品を原状に復さなければならぬ。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。 (損害賠償) <u>第13条</u> (略) (公民館運営審議会の設置) <u>第14条</u> (略) (審議会の組織) <u>第15条</u> (略) 2 (略) (審議会の役員) <u>第16条</u> (略) 2・3 (略) (審議会の会議) <u>第17条</u> (略) 2・3 (略) (委任) <u>第18条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。

改正後			改正前		
別表第2（第7条、第9条関係）			別表第2（第9条関係）		
1 会議室等使用料			1 会議室等使用料		
名称	1 時間当たりの使用料		名称	1 時間当たりの使用料	
豊科公民館	小会議室	120円	小会議室		120円
	中会議室	260円	中会議室		250円
	大会議室	410円	大会議室		400円
	研修室	120円	研修室		120円
	講座室	260円	講座室		250円
	和室	260円	和室		250円
	第1会議室	260円	第1会議室		250円
穂高公民館	第2会議室	410円	第2会議室		400円
	第3会議室	410円	第3会議室		400円
	児童室	260円	児童室		250円
	講義室	410円	講義室		400円
	調理実習室	840円	調理実習室		810円
	視聴覚室	840円	視聴覚室		810円
	講堂	1,700円	講堂		1,630円

改正後		改正前	
三郷公民館		三郷公民館	
会議室 101	260円	会議室 101	320円
会議室 102	260円	会議室 102	320円
会議室 201	410円	会議室 201	400円
和室	260円	和室	250円
講義室	410円	講義室	400円
スタジオ 1	260円	スタジオ 101	250円
調理実習室	840円	調理実習室	810円
創作室	330円	創作室	320円
スタジオ 2	410円	スタジオ 201	400円
講堂	1,270円	講堂	1,220円
会議室 1	410円	会議室 1	400円
会議室 2	260円	会議室 2	250円
会議室 3	260円	会議室 3	250円
会議室 4	260円	会議室 4	250円
調理実習室	840円	調理実習室	810円
創作室	330円	創作室	320円
スタジオ 1	260円	スタジオ 1	250円
堀金公民館		堀金公民館	

改正後		改正前	
スタジオ 2	840円	スタジオ 2	810円
講堂	1,270円	講堂	1,220円
講義室 1	330円	講義室 1	320円
講義室 2	330円	講義室 2	320円
講義室 1・講義室 2	410円	講義室 1・講義室 2	400円
会議室 2	260円	会議室 2	120円
和室 1	260円	和室 1	250円
和室 2	260円	和室 2	250円
和室 1・和室 2	330円	和室 1・和室 2	320円
和室 3	120円	和室 3	120円
調理実習室	840円	調理実習室	810円
創作室	410円	創作室	400円
講堂	1,270円	講堂	1,220円
明 科 公 民 館		明 科 公 民 館	

備考

- 1 利用時間が1時間単位でない場合は、次の額を徴収する。
- (1) 30分以内の場合 1時間当たりの使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）
- (2) 30分を超え1時間未満の場合 1時間当たりの使用料

備考

- 1 使用時間が1時間単位でない場合は、次の額を徴収する。
- (1) 30分以内の場合 1時間当たりの使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）
- (2) 30分を超え1時間未満の場合 1時間当たりの使用料

改正後		改正前	
に相当する額		に相当する額	
2 利用許可を受けた者が入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合は、規定の料金の2倍に相当する額を徴収する。		2 使用者が入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合は、規定の料金の2倍に相当する額を徴収する。	
2 設備及び備品使用料		2 設備及び備品使用料	
種類	1 時間当たりの使用料	種類	1 時間当たりの使用料
移動式ポータブルアンプ	1 式130円	移動式ポータブルアンプ	1 式130円
プロジェクター	1 台730円	プロジェクター	1 台700円
携帯用スクリーン	1 台100円	携帯用スクリーン	1 台100円
アップライトピアノ	1 台340円	アップライトピアノ	1 台330円
グランドピアノ	1 台520円	グランドピアノ	1 台500円
講堂ステージ照明	1 式410円	講堂ステージ照明	1 式400円
マイクロフォン	1 台130円	マイクロフォン	1 台130円
放送設備（講堂）	1 式520円	放送設備（講堂）	1 式500円
放送設備（会議室）	1 式160円	放送設備（会議室）	1 式160円
講堂スクリーン	1 台100円	講堂スクリーン	1 台100円
天幕、テント	1 日につき1 張520円	天幕、テント	1 日につき1 張500円
展示パネル（支柱2 本含む。）	1 日につき1 組310円	展示パネル（支柱2 本含む。）	1 日につき1 組300円

改正後

備考 利用時間が1時間単位でない場合は、次の額を徴収する。

1 30分以内の場合 1時間当たりの使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

2 30分を超え1時間未満の場合 1時間当たりの使用料に相当する額

3 安曇野市豊科公民館ホール使用料

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	1時当りの 冷暖房使用料
入場料を徴収しない場合	13,200 円	20,950 円	23,150 円	54,470 円	4,920円
入場料を徴収する場合は営利的とする場合	17,160 円	27,230 円	30,090 円	70,810 円	

備考

1 定められている区分以外に利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を徴収する。

(1) 午前9時前の場合 午前9時から正午までの使用料に

改正前

備考 使用時間が1時間単位でない場合は、次の額を徴収する。

1 30分以内の場合 1時間当たりの使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

2 30分を超え1時間未満の場合 1時間当たりの使用料に相当する額

3 安曇野市豊科公民館ホール使用料

	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	1時当りの 冷暖房使用料
入場料を徴収しない場合	12,600 円	20,000 円	22,100 円	52,000 円	
入場料を徴収する場合は営利的とする場合	16,380 円	26,000 円	28,730 円	67,600 円	4,700円

備考

1 定められている区分以外に使用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を徴収する。

(1) 午前9時前の場合 午前9時から正午までの使用料に

改正後

時間当たり100分の30を乗じて得た額

(2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額

(3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額

(4) 午後9時30分後の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額

2 ホールステージのみを利用する場合、レクリエーション場のみを利用する場合又はホワイエのみを利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。

4 安曇野市豊科公民館ホール設備及び備品使用料

種類	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
グラウンドピアノ	1台3,140円	1台3,140円	1台3,140円	1台9,420円
照明Aセット	1式2,930円	1式2,930円	1式2,930円	1式8,790円
照明Bセット	1式4,400円	1式4,400円	1式4,400円	1式

改正前

時間当たり100分の30を乗じて得た額

(2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの使用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額

(3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの使用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額

(4) 午後9時30分後の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額

2 ホールステージのみを使用する場合、レクリエーション場のみを使用する場合又はホワイエのみを使用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。

4 安曇野市豊科公民館ホール設備及び備品使用料

種類	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
グラウンドピアノ	1台3,000円	1台3,000円	1台3,000円	1台9,000円
照明Aセット	1式2,800円	1式2,800円	1式2,800円	1式8,400円
照明Bセット	1式4,200円	1式4,200円	1式4,200円	1式

改正後					改正前				
	円	円	円	円		円	円	円	円
フォローピン スポットライ ト	1台2,930 円	1台2,930 円	1台2,930 円	1台8,790 円	1台2,800 円	1台2,800 円	1台2,800 円	1台8,400 円	12,600円
ローアーマーホリゾ ントライト	1列1,040 円	1列1,040 円	1列1,040 円	1列3,120 円	1列1,000 円	1列1,000 円	1列1,000 円	1列3,000 円	1列3,000 円
アッパーマーホリ ゾントライト	1列1,040 円	1列1,040 円	1列1,040 円	1列3,120 円	1列1,000 円	1列1,000 円	1列1,000 円	1列3,000 円	1列3,000 円
ボーダーライ ト	1列1,040 円	1列1,040 円	1列1,040 円	1列3,120 円	1列1,000 円	1列1,000 円	1列1,000 円	1列3,000 円	1列3,000 円
フットライト	1列1,040 円	1列1,040 円	1列1,040 円	1列3,120 円	1列1,000 円	1列1,000 円	1列1,000 円	1列3,000 円	1列3,000 円
マイククロフォ ン	1台520円	1台520円	1台520円	1台1,560 円	1台500円	1台500円	1台500円	1台1,500 円	1台1,500 円
放送装置基本 セット	1式2,200 円	1式2,200 円	1式2,200 円	1式6,600 円	1式2,100 円	1式2,100 円	1式2,100 円	1式6,300 円	1式6,300 円
催事収録用集 音マイク装置	1式4,190 円	1式4,190 円	1式4,190 円	1式12,570円	1式4,000 円	1式4,000 円	1式4,000 円	1式12,000円	1式12,000円
スクリーン	1台1,040 円	1台1,040 円	1台1,040 円	1台3,120 円	1台1,000 円	1台1,000 円	1台1,000 円	1台3,000 円	1台3,000 円
音響反射板	1式4,400	1式4,400	1式4,400	1式	1式4,200	1式4,200	1式4,200	1式	1式

改正後					改正前				
		円	円	円	円	円	円	円	12,600円
備考					備考				
1 定められている区分以外に<u>利用</u>する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を徴収する。 (1) 午前9時前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当たり100分の30を乗じて得た額 (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの<u>利用許可</u>を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額 (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの<u>利用許可</u>を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額 (4) 午後9時30分後の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額 2 「照明Aセット」とは、ボーダーライト及び第1・第2サスペンションライトをいい、「照明Bセット」とは「照明Aセット」にサイドスポットライト及びフロントスポットライトを追加したものをいう。					1 定められている区分以外に<u>使用</u>する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を徴収する。 (1) 午前9時前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当たり100分の30を乗じて得た額 (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの<u>使用許可</u>を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額 (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの<u>使用許可</u>を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額 (4) 午後9時30分後の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額 2 「照明Aセット」とは、ボーダーライト及び第1・第2サスペンションライトをいい、「照明Bセット」とは「照明Aセット」にサイドスポットライト及びフロントスポットライトを追加したものをいう。				

議案第 4 号	教育部 生涯学習課
平成 31 年 2 月 18 日提出	(課長) 臼井 隆昭 (担当係長) 塩原 良明

タイトル	安曇野市体育施設条例の一部改正について
報告を要する事項の内容	条例改正の承認
要旨	平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日の消費税率改正に伴い、体育施設の使用料を新たな消費税率に対応したものとするための条例改正を平成 31 年 3 月議会定例会へ上程したい。
説明	1. 改正内容 (1) 使用料の改正 平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日に予定されている消費税率 10% への引き上げに伴い使用料の改正を行います。現在の使用料は、平成 26 年 4 月 1 日に消費税率が 8 % に改正された際に改正していないため、5 % 分の引き上げとなります。 なお、この使用料については安曇野市スポーツ推進審議会へ諮問し、答申を受けたものであります。 (2) 利用の不許可 利用申請に対して不適切な行為をするおそれがある場合に許可をしない規定 (第 7 条) を整理します。 (3) 許可の取消し及び利用の制限 利用許可を受けた者が不適切な行為を行った場合に許可を取り消す規定 (第 15 条) 及び許可が不要な場所 (フリースペース) を含む施設全体の利用者に対する利用の制限をする規定 (第 16 条) を整理します。 (4) 利用の中止 利用許可を受けた者が利用を中止する場合の規定 (第 8 条) を整理します。 (5) 条例上の字句の修正 地方自治法の用法に倣い、「使用」を「利用」に文言を改めます。 この他、修正が必要な個所を改正します。 (6) 別表 2 の 7 その他体育施設の休場日の見直し 市内マレットゴルフ場の休場日を統一します。(12 月 1 日から 3 月 31 日までの日) 併せて、安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例 (平成 30 年安曇野市条例第 42 号) (穂高プール廃止に伴うもの) について、別表 2 の 6 も同じく改正を行います。

2. 施行日

平成31年4月1日

使用料に関する別表第2は平成31年（2019年）10月1日

※安曇野市体育施設管理規則については、次回の法規審査委員会において協議の後、教育委員会定例会へ付議します。

議案第25号

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「安曇野市教育委員会（以下「」を削り、「」という。）が」を「が」に改める。

第4条第3号中「うち、」の次に「市長又は」を加える。

第5条の見出し並びに同条第1項、第3項及び第4項中「使用時間」を「利用時間」に改める。

第7条の見出し中「使用等」を「利用」に改め、同条第1項中「体育施設の施設、設備又は備品（以下「体育施設等」という。）を使用及び利用（以下「使用等」という。）」を「体育施設のうち別表第2に掲げるものを利用」に、「又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）」を「（指定体育施設にあっては指定管理者）」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

第7条第2項中「等は、」の次に「利用」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会及び指定管理者（以下「教育委員会等」という。）は、前項の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、利用許可をしないことができる。

- (1) 体育施設の施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）を損傷する行為
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為
- (3) 体育施設の管理上支障がある行為

第8条を次のように改める。

（利用の中止）

第8条 利用許可を受けた者は、利用を中止しようとするときは、あらかじめ教育委員会等に届け出なければならない。

第9条中「指定体育施設以外の体育施設等を使用」を「体育施設（指定体育施設を除く。）の施設等を利用」に、「使用の前」を「利用を開始する日まで」に改め、同条ただし書中「教育委員会は、相当」を「市長は、特別」に改める。

第10条中「ときは、」の次に「前条に規定する」を加える。

第11条ただし書中「市長が、次の各号」を「市長は、次」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用許可を受けた者」に、「より使用」を「より利用」に改め、同条第2号中「使用を」を「利用を」に、「使用の取消し又は変更の申出」を「利用許可（変更に係るものに限る。）があったとき、又は第8条の規定による中止の届出」に改める。

第13条中「公益その他」を削る。

第14条ただし書中「、次の各号のいずれかに該当する」を「特別の理由がある」に改め、同条各号を削る。

第18条を第20条とする。

第17条中「体育施設等」を「体育施設の施設等」に改め、同条を第19条とする。

第16条の見出しを「（原状回復）」に改め、同条中「使用者等は、体育施設等の使用等を終了したとき」を「体育施設の施設等の利用を終了した者」に、「使用等を停止したときは」を「第15条第1項の規定により利用許可を取り消された者、若しくは第16条第1項の規定により利用を禁止された者は」に、「体育施設等を」を「体育施設の施設等を」に改め、同条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

（利用許可の取消し）

第15条 教育委員会等は、利用許可を受けた者が次のいずれかに該当したときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。
 - (2) 第7条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
 - (3) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会等が特に不相当と認めたとき。
- 2 教育委員会等は、第8条に規定する利用の中止の届出があったときは、利用許可を取り消すものとする。
- 3 市及び指定管理者は、前2項の規定により利用許可を取り消された者に生じた損失については、補償しないものとする。

（利用の制限）

第16条 教育委員会等は、利用者が前条第1項第1号、第3号及び第4号に該当する行為を行い、又は行うおそれがあるときは、利用を禁止することができる。

- 2 市及び指定管理者は、前項の規定により利用を禁止された者に生じた損失については、補償しないものとする。

別表第2中「第9条、第12条関係」を「第7条、第9条、第12条関係」に改め、同表の1 安曇野市豊科地域体育施設の表備考中「使用」を「利用」に改め、別表第2の2 安曇野市穂高地域体育施設の表備考中「使用」を「利用」に改め、別表第2の3 安曇野市三郷地域体育施設の表備考中「使用」を「利用」に改め、別表第2の4 安曇野市堀金地域体育施設の表備考中「使用」を「利用」に改め、別表第2の5 安曇野市明科地域体育施設の表備考中「使用」を「利用」に改め、別表第2の7 その他の体育施設の表を次のように改める。

7 その他の体育施設

施設名	利用料金	休場日
豊科水辺マレットノース18	無料	12月1日から3月31日までの日
豊科水辺公園マレットゴルフ場		
権現宮マレットゴルフ場		
立足マレットゴルフ場		
高瀬川河川内緑地マレットゴルフ場		
黒沢マレットゴルフ場		

別表第3を削る。

第2条 安曇野市体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条、第6条、第7条、第9条、第12条関係）

1 安曇野市豊科地域体育施設

（単位：1時間当たり 円）

区分及び利用時間		使用料				休場日
		A	B	C	D	
豊科南社会体育館 午前9時から午後 9時30分まで	半面	620	1,240	1,860	6,200	12月28日から翌
	全面	1,240	2,480	3,720	12,400	
	半面照明	200	400	600	2,000	
	全面照明	400	800	1,200	4,000	
豊科武道館 柔道場 剣道場 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	410	820	1,230	4,100	
	照明料	200	400	600	2,000	
豊科弓道場	全面	410	820	1,230	4,100	

午前 9 時から午後 9 時30分まで						年 1 月 4 日までの日 屋外体育施設において、特定の競技以外は、12 月から 3 月までの冬期閉鎖の間（テニスコート及びアーチェリー練習場は除く。） 管理上支障があると認められるとき
市営県民豊科運動 広場 午前 5 時から午後 9 時30分まで	片面	620	1, 240	1, 860	6, 200	
	全面	1, 240	2, 480	3, 720	12, 400	
	片面照明	1, 000	2, 000	3, 000	10, 000	
	全面照明	2, 000	4, 000	6, 000	20, 000	
豊科屋内ゲートボ ール場 午前 9 時から午後 9 時30分まで	全面	620	1, 240	1, 860	6, 200	
	照明	200	400	600	2, 000	
豊科勤 労者総合スポ ーツ施設	体育館 午前 9 時から 午後 9 時30分 まで	片面	620	1, 240	1, 860	6, 200
		全面	1, 240	2, 480	3, 720	12, 400
		片面照明	200	400	600	2, 000
		全面照明	400	800	1, 200	4, 000
	テニスコート 午前 5 時から 午後 9 時30分 まで	1 面	520	1, 040	1, 560	5, 200
		1 面照明	200	400	600	2, 000
梓橋運 動広場	午前 5 時から 日没まで	全面	520	1, 040	1, 560	5, 200
高家ス ポ	多目的グラウ ンド東	片面	620	1, 240	1, 860	6, 200
	午前 5 時から	全面	1, 240	2, 480	3, 720	12, 400

一ツ広場	日没まで					
	多目的グラウンド西 午前5時から 日没まで	全面	620	1,240	1,860	6,200
	アーチェリー練習場 午前5時から 日没まで	全面	410	820	1,230	4,100
備考						
1 施設を専用しない場合の個人利用（豊科勤労者総合スポーツ施設体育館及び高家スポーツ広場アーチェリー練習場に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。 2 使用料の区分 A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。						

2 安曇野市穂高地域体育施設

（単位：1時間当たり 円）

区分及び利用時間			使用料				休場日
			A	B	C	D	
安曇野市穂高総合体育	アリーナ 午前9時から午後9時30分まで	半面	830	1,660	2,490	8,300	
		全面	1,660	3,320	4,980	16,600	
		半面照明	200	400	600	2,000	
		全面照明	400	800	1,200	4,000	
		ステージ	200	400	600	2,000	

館		ステージ照明	400	800	1,200	4,000	12月28日から翌年1月4日までの日 屋外体育施設において、特定の競技以外は、12月から3月までの冬期閉鎖の間（テニスコートは除く。） 管理上支障があると認められるとき
		放送施設	500	1,000	1,500	5,000	
	柔剣道室 午前9時から午後9時30分まで	全面	410	820	1,230	4,100	
	卓球室 午前9時から午後9時30分まで	全面	1,250	2,500	3,750	12,500	
	フィットネスルーム 午前9時から午後9時30分まで	全面	520	520	1,560	5,200	
		冷暖房料	150	150	450	1,500	
	ミーティングルーム 午前9時から午後9時30分まで	全面	無料	200	400	400	
		冷暖房料	無料	70	150	150	
	プレイルーム 午前9時から午後9時30分まで	全面	310	310	930	3,100	
		冷暖房料	100	100	200	1,000	
	控室 午前9時から午後9時30分まで	全面	無料	200	400	400	
	テニスコート 午前5時から午後9時30分まで	1面	520	1,040	1,560	5,200	
		1面照明	200	400	600	2,000	
安曇野市牧体育館	アリーナ 午前9時から午後9時30分まで	全面	620	1,240	1,860	6,200	
		全面照明	200	400	600	2,000	
		暖房料（ストーブ1台あたり）	150	300	450	1,500	
		放送施設	150	300	450	1,500	

	研修室 午前9時から午後 9時30分まで	全面	無料	200	400	400
		暖房料	無料	70	150	150
	ゲートボール場	1面	310	620	930	3,100
市営西穂高運動場 午前5時から午後9時 30分まで		半面	620	1,240	1,860	6,200
		全面	1,240	2,480	3,720	12,400
		半面照明 (ソフト ボール1 面用)	800	1,600	2,400	8,000
		全面照明 (ソフト ボール2 面用)	1,600	3,200	4,800	16,000
		全面照明 (野球1 面用)	2,000	4,000	6,000	20,000
		放送施設	100	200	300	1,000
市営有明運動場 午前5時から午後9時 30分まで		半面	620	1,240	1,860	6,200
		全面	1,240	2,480	3,720	12,400
		半面照明 (ソフト ボール1 面用)	800	1,600	2,400	8,000
		全面照明 (ソフト ボール2 面用)	1,600	3,200	4,800	16,000
		ゲートボ ール場	310	620	930	3,100
市営北穂高運動場 午前5時から午後9時 30分まで		全面	620	1,240	1,860	6,200
		全面照明 (ソフト ボール1	800	1,600	2,400	8,000

	面用)					
市営牧運動場 午前5時から午後9時 30分まで	半面	1,040	2,080	3,120	10,400	11月から5月 中旬までの冬 期閉鎖の間
	全面	2,080	4,160	6,240	20,800	その他芝生養 生の日
	全面照明	1,600	3,200	4,800	16,000	上記以外は、 他の運動場と 同様の扱い
備考						
1 施設を専用しない場合の個人利用（穂高総合体育館アリーナ、柔剣道場室、卓球室、フィットネスルーム及びプレイルーム並びに牧体育館アリーナに限る。） は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。 2 使用料の区分 A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合 3 照明料において上記以外の部分点灯は、点灯割合で換算した金額。 4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。						

3 安曇野市三郷地域体育施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び利用時間		使用料				休場日
		A	B	C	D	
三郷体育館 午前9時から午後 9時30分まで	半面	620	1,240	1,860	6,200	12月28日から 翌年1月4日 までの日 屋外体育施設 において、特 定の競技以外 は、12月から
	全面	1,240	2,480	3,720	12,400	
	半面照明	200	400	600	2,000	
	全面照明	400	800	1,200	4,000	
三郷競技場 午前5時から午後	半面	620	1,240	1,860	6,200	
	全面	1,240	2,480	3,720	12,400	

9時30分まで						3月までの冬期閉鎖の間 管理上支障があると認められるとき
	半面照明 (ソフトボール1面用)	800	1,600	2,400	8,000	
	全面照明 (ソフトボール2面用)	1,600	3,200	4,800	16,000	

備考

1 施設を専用しない場合の個人利用（三郷体育館に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。

2 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

4 安曇野市堀金地域体育施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び利用時間			使用料				休場日
			A	B	C	D	
市営堀金総合運	総合グラウンド 午前5時から 午後9時30分 まで	半面	620	1,240	1,860	6,200	12月28日から
		全面	1,240	2,480	3,720	12,400	
		半面照明(ソフトボール1面用)	800	1,600	2,400	8,000	
		全面照明(ソ	1,600	3,200	4,800	16,000	

動 場		フットボール2 面用)					翌年1月4日 までの日 屋外体育施設 において、特 定の競技以外 は、12月から 3月までの冬 期閉鎖の間 (テニスコー トは除く。)
		全面照明(野 球1面用)	2,000	4,000	6,000	20,000	
		放送施設	100	200	300	1,000	
	テニスコート 午前5時から 午後9時30分 まで	1面	520	1,040	1,560	5,200	
		1面照明	200	400	600	2,000	
	会議室	全面	無料	310	620	620	
堀 金 総 合 体 育 館	メインアリー ナ 午前9時から 午後9時30分 まで	半面	830	1,660	2,490	8,300	管理上支障が あると認めら れるとき
		全面	1,660	3,320	4,980	16,600	
		半面照明	200	400	600	2,000	
		全面照明	400	800	1,200	4,000	
		放送設備	150	300	450	1,500	
	柔道場、剣道 場 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	410	820	1,230	4,100	
		照明料	200	400	600	2,000	
	サブアリーナ 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	830	1,660	2,490	8,300	
		照明料	200	200	400	2,000	
		冷暖房料	1,200	1,200	2,400	12,000	
		放送施設	500	500	1,000	5,000	
		移動観覧席	無料	520	1,040	5,200	
		ステージ	200	200	400	2,000	

	ステージ照明	400	400	.800	4,000
体力相談室 (ミーティング グループ) 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	520	520	1,560	5,200
	冷暖房料	150	150	450	1,500
堀金多目的屋内運 動場 午前9時から午後 9時30分まで	半面	620	1,240	1,860	6,200
	全面	1,240	2,480	3,720	12,400
	半面照明	200	400	600	2,000
	全面照明	400	800	1,200	4,000
備考					
1 施設を専用しない場合の個人利用（堀金総合体育館及び堀金多目的屋内運動場に 限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円と する。					
2 使用料の区分					
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場 合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場 有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合					
3 照明料において上記以外の部分点灯は、点灯割合で換算した金額。					
4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。					

5 安曇野市明科地域体育施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び利用時間			使用料				休場日
			A	B	C	D	
明 科	体育室 午前9時から午	半面	620	1,240	1,860	6,200	12月28日から 翌年1月4日
		全面	1,240	2,480	3,720	12,400	

体 育 館	後 9 時 30 分まで	片面照明	200	400	600	2, 000	までの日 屋外体育施設 において、特 定の競技以外 は、12月から 3月までの冬 期閉鎖の間 管理上支障が あると認めら れるとき
		全面照明	400	800	1, 200	4, 000	
	柔道場、剣道場 午前 9 時から午 後 9 時 30 分まで	全面	410	820	1, 230	4, 100	
		照明料	200	400	600	2, 000	
市営明科農村広場 午前 5 時から日没ま で		片面	620	1, 240	1, 860	6, 200	
		全面	1, 240	2, 480	3, 720	12, 400	

備考

- 1 施設を専用しない場合の個人利用（明科体育館に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。
- 2 使用料の区分
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合
- 3 照明料において上記以外の部分点灯は、点灯割合で換算した金額。
- 4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

6 安曇野市穂高プール

区分		利用単位	利用料金（円）	開場時間	期間	休場日
穂 高 プ ー ル	中学生以下	1 回 1 人につき	300	午前 9 時 30分から 午後 6 時 まで	7 月上旬か ら 9 月上旬ま で	教育委員会 等が特に必 要と認める 日
	16 歳（高校生）以上	1 回 1 人につき	500			
	ロッカー	1 回につき	100			

備考

- 1 1 回の単位は、1 回の入場をいい、最高 1 日とする。

- 2 1歳未満児、75歳以上の者及び付添い（遊泳しない）者は、無料とする。

7 その他の体育施設

施設名	利用料金	休場日
豊科水辺マレットノース18	無料	12月1日から3月31日までの日
豊科水辺公園マレットゴルフ場		
権現宮マレットゴルフ場		
立足マレットゴルフ場		
高瀬川河川内緑地マレットゴルフ場		
黒沢マレットゴルフ場		

別表第3を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

（安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例（平成30年安曇野市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6 安曇野市穂高プールの表の改正規定を次のように改める。

別表第2の6 安曇野市穂高プールの表を次のように改める。

6 その他の体育施設

施設名	利用料金	休場日
豊科水辺マレットノース18	無料	12月1日から3月31日までの日
豊科水辺公園マレットゴルフ場		
権現宮マレットゴルフ場		
立足マレットゴルフ場		
高瀬川河川内緑地マレットゴルフ場		

黒沢マレットゴルフ場		
------------	--	--

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

○安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）

改正後	改正前
(指定管理者による管理) 第3条 体育施設のうち、次に掲げる体育施設（以下「指定体育施設」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。 (略) 2 (略) (指定管理者の行う業務) 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 指定体育施設の運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務 (利用時間及び開館時間) 第5条 体育施設の利用時間（安曇野市穂高プールにあっては、開場時間。以下同じ。）は、別表第2のとおりとする。 2 (略) 3 教育委員会は、特に必要と認めるときは、利用時間及び開館時間を変更することができる。 4 指定体育施設にあっては、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、利用時間及び開館時間を変更することができる。 (利用の許可)	(指定管理者による管理) 第3条 体育施設のうち、次に掲げる体育施設（以下「指定体育施設」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができるものとする。 (略) 2 (略) (指定管理者の行う業務) 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 指定体育施設の運営に関する業務のうち、教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務 (使用時間及び開館時間) 第5条 体育施設の使用時間（安曇野市穂高プールにあっては、開場時間。以下同じ。）は、別表第2のとおりとする。 2 (略) 3 教育委員会は、特に必要と認めるときは、使用時間及び開館時間を変更することができる。 4 指定体育施設にあっては、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、使用時間及び開館時間を変更することができる。 (使用等の許可)

改正後	改正前
第7条 <u>体育施設のうち別表第2に掲げるものを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会（指定体育施設にあっては指定管理者）に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。</u> 2. <u>教育委員会及び指定管理者（以下「教育委員会等」という。）は、前項の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、利用許可をしないことができる。</u> (1) <u>体育施設の施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）を損傷する行為</u> (2) <u>公の秩序又は善良な風俗を害する行為</u> (3) <u>体育施設の管理上支障がある行為</u> 3. <u>教育委員会等は、利用許可について必要な条件を付することができる。</u> (利用の中止) 第8条 <u>利用許可を受けた者は、利用を中止しようとするときは、あらかじめ教育委員会等に届け出なければならない。</u>	第7条 <u>体育施設の施設、設備又は備品（以下「体育施設等」という。）を使用及び利用（以下「使用等」という。）しようとする者は、あらかじめ教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）に申請し、許可を受けなければならない。</u> 2. <u>教育委員会等は、許可について必要な条件を付することができる。</u> (使用等の制限) 第8条 <u>教育委員会等は、前条の規定による使用等の許可を受けた者（以下「使用者等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用等を禁止し、又は入場を制限することができる。</u> (1) <u>体育施設等を損傷するおそれがあるとき。</u> (2) <u>公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</u> (3) <u>他の使用者等の使用等に支障をきたすおそれがあるとき。</u> (4) <u>体育施設等の管理上支障があると認められるとき。</u> (5) <u>この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。</u> (6) <u>前各号に掲げるもののほか、特に不適当と認めたとき。</u>

改正後	改正前
(使用料) 第9条 <u>体育施設（指定体育施設を除く。）の施設等を利用する者は、別表第2に定める使用料を、利用を開始する日までに納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があるとき認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。</u> (使用料の減免) 第10条 市長は、公益その他特に必要があるときは、<u>前条に規定する使用料の全部又は一部を減免することができる。</u> (使用料の還付) 第11条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) <u>利用許可を受けた者の責めでない理由により利用できなくなったとき。</u> (2) <u>利用を開始する前6日までに利用許可（変更に係るものに限る。）があったとき、又は第8条の規定による中止の届出があったとき。</u> (3) (略) (利用料金の減免) 第13条 指定管理者は、特に必要があるときは、利用料	2. <u>教育委員会等は、前項の規定により使用等を停止され、又は入場を制限された場合に生じた使用者等の損失については、補償しないものとする。</u> (使用料) 第9条 <u>指定体育施設以外の体育施設等を使用する者は、別表第2に定める使用料を、使用の前に納付しなければならない。ただし、教育委員会は、相当の理由があるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。</u> (使用料の減免) 第10条 市長は、公益その他特に必要があるときは、<u>使用料の全部又は一部を減免することができる。</u> (使用料の還付) 第11条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) <u>使用者の責めでない理由により使用できなくなったとき。</u> (2) <u>使用を開始する前6日までに使用の取消し又は変更の申出があったとき。</u> (3) (略) (利用料金の減免) 第13条 指定管理者は、<u>公益その他特に必要があるとき</u>

改正後	改正前
金の全部又は一部を減免することができる。 (利用料金の還付) 第14条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が<u>特別の理由がある</u>と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (利用許可の取消し) 第15条 教育委員会等は、利用許可を受けた者が次のいずれかに該当したときは、<u>利用許可を取り消すことができる。</u> (1) 第7条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。 (2) 第7条第3項の規定により付した条件に違反したとき。 (3) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会等が特に不適当と認めたとき。 2 教育委員会等は、第8条に規定する利用の中止の届出があったときは、<u>利用許可を取り消すものとする。</u> 3 市及び指定管理者は、前2項の規定により利用許可を取り消された者に生じた損失については、<u>補償しないものとする。</u>	は、利用料金の全部又は一部を減免することができる。 (利用料金の還付) 第14条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (1) <u>使用者の責めでない理由により使用できなくなつたとき。</u> (2) <u>使用を開始する前6日までに使用の取消し又は変更の申出があつたとき。</u> (3) <u>前2号に定めるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。</u>

改正後	改正前
(利用の制限) <u>第16条</u> 教育委員会等は、利用者が前条第1項第1号、第3号及び第4号に該当する行為を行い、又は行うおそれがあるときは、利用を禁止することができる。 2 市及び指定管理者は、前項の規定により利用を禁止された者に生じた損失については、補償しないものとする。 (指定体育施設の費用負担) <u>第17条</u> (略) (原状回復) <u>第18条</u> 体育施設の施設等の利用を終了した者、又は第15条第1項の規定により利用許可を取り消された者、若しくは第16条第1項の規定により利用を禁止された者は、直ちに<u>体育施設の施設等を原状に復さなければならぬ</u>。ただし、教育委員会等が特に認めるときは、この限りでない。 (損害賠償) <u>第19条</u> 故意又は過失により<u>体育施設の施設等</u>その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならぬ。 (委任) <u>第20条</u> (略) 別表第2(第5条、第6条、第7条、第9条、第12条関係) 1 安曇野市豊科地域体育施設	(指定体育施設の費用負担) <u>第15条</u> (略) (原状の回復義務) <u>第16条</u> 使用者等は、<u>体育施設等の使用等</u>を終了したとき、又は使用等を停止したときは、直ちに<u>体育施設等を原状に復さなければならぬ</u>。ただし、教育委員会等が特に認めるときは、この限りでない。 (損害賠償) <u>第17条</u> 故意又は過失により<u>体育施設等</u>その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならぬ。 (委任) <u>第18条</u> (略) 別表第2(第5条、第6条、第9条、<u>第12条関係</u>) 1 安曇野市豊科地域体育施設

改正後

(単位：1時間当たり 円)					
区分及び利用時間	使用料				休場日
	A	B	C	D	
豊科南社会体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面	<u>620</u>	<u>1,240</u>	<u>1,860</u>	<u>6,200</u>
	全面	<u>1,240</u>	<u>2,480</u>	<u>3,720</u>	<u>12,400</u>
	半面照 明	200	400	600	2,000
	全面照 明	400	800	1,200	4,000
豊科武道館 柔道場 剣道場 午前9時から午後9時30分まで	全面	<u>410</u>	<u>820</u>	<u>1,230</u>	<u>4,100</u>
	照明料	200	400	600	2,000
豊科弓道場 午前9時から午後9時30分まで	全面	<u>410</u>	<u>820</u>	<u>1,230</u>	<u>4,100</u>
					12月28日から翌年1月4日

改正前

(単位：1時間当たり 円)					
区分及び使用時間	使用料				休場日
	A	B	C	D	
豊科南社会体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面	<u>600</u>	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>6,000</u>
	全面	<u>1,200</u>	<u>2,400</u>	<u>3,600</u>	<u>12,000</u>
	半面照 明	200	400	600	2,000
	全面照 明	400	800	1,200	4,000
豊科武道館 柔道場 剣道場 午前9時から午後9時30分まで	全面	<u>400</u>	<u>800</u>	<u>1,200</u>	<u>4,000</u>
	照明料	200	400	600	2,000
豊科弓道場 午前9時から午後9時30分まで	全面	<u>400</u>	<u>800</u>	<u>1,200</u>	<u>4,000</u>
					12月28日から翌年1月4日

改正後										改正前											
豊科勤労者総合スポーツ施設		体育館 午前9時から午後9時30分まで		半面	620	1,240	1,860	6,200	と認められるとき		豊科勤労者総合スポーツ施設		体育館 午前9時から午後9時30分まで		半面	600	1,200	1,800	6,000	と認められるとき	
				全面	1,240	2,480	3,720	12,400							全面	1,200	2,400	3,600	12,000		
豊科勤労者総合スポーツ施設		体育館 午前9時から午後9時30分まで		半面照	200	400	600	2,000	と認められるとき		豊科勤労者総合スポーツ施設		体育館 午前9時から午後9時30分まで		半面照	200	400	600	2,000	と認められるとき	
				全面照	400	800	1,200	4,000							全面照	400	800	1,200	4,000		
豊科勤労者総合スポーツ施設		テニスコート 午前5時から午後9時30分まで		1面	520	1,040	1,560	5,200	と認められるとき		豊科勤労者総合スポーツ施設		テニスコート 午前5時から午後9時30分まで		1面	500	1,000	1,500	5,000	と認められるとき	
				1面照	200	400	600	2,000							1面照	200	400	600	2,000		
梓橋運動広場		午前5時没 午前5時から午後9時30分まで		全面	520	1,040	1,560	5,200	と認められるとき		梓橋運動広場		午前5時没 午前5時から午後9時30分まで		全面	500	1,000	1,500	5,000	と認められるとき	
高家ス		グド 多目的ウー 東		半面	620	1,240	1,860	6,200	と認められるとき		高家ス		グド 多目的ウー 東		半面	600	1,200	1,800	6,000	と認められるとき	

改正後							改正前								
ポ ー ツ 広 場		午 前 5 時 以 降	全 面	$\frac{1.2}{40}$	$\frac{2.4}{80}$	$\frac{3.7}{20}$	$\frac{12.4}{400}$	ポ ー ツ 広 場		午 前 5 時 以 降	全 面	$\frac{1.2}{00}$	$\frac{2.4}{00}$	$\frac{3.6}{00}$	$\frac{12.4}{000}$
		多 ラ ウ ン グ ド	全 面							多 ラ ウ ン グ ド	全 面				
		午 前 5 時 以 降	全 面	$\frac{6.2}{00}$	$\frac{1.2}{40}$	$\frac{1.8}{60}$	$\frac{6.2}{00}$			午 前 5 時 以 降	全 面	$\frac{600}{00}$	$\frac{1.2}{00}$	$\frac{1.8}{00}$	$\frac{6.0}{00}$
		ア リ ー チ ェ ン グ ド	全 面							ア リ ー チ ェ ン グ ド	全 面				
		午 前 5 時 以 降	全 面	$\frac{4.1}{00}$	$\frac{1.2}{30}$	$\frac{1.2}{30}$	$\frac{4.1}{00}$			午 前 5 時 以 降	全 面	$\frac{400}{00}$	$\frac{800}{00}$	$\frac{1.2}{00}$	$\frac{4.0}{00}$
備 考							備 考								
1 施設を専用しない場合の個人利用（豊科勤労者総合スポーツ施設体育館及び高家スポーツ広場アーチェリー練習場に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。							1 施設を専用しない場合の個人使用（豊科勤労者総合スポーツ施設体育館及び高家スポーツ広場アーチェリー練習場に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。								
2 使用料の区分							2 使用料の区分								
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又							A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D								

改正後					改正前						
は営業を目的とする場合					営利又は営業を目的とする場合						
3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。					3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。						
2 安曇野市穂高地域体育施設					2 安曇野市穂高地域体育施設						
(単位：1時間当たり 円)					(単位：1時間当たり 円)						
区分及び利用時間		使用料			区分及び使用時間		使用料			休場日	
		A	B	C			D	A	B		C
安曇野市穂高総合体育館 アリーナ 午前9時から 午後9時30分 まで		半面	830	1,660	2,490	8,300	半面	800	1,600	2,400	8,000
		全面	1,660	3,320	4,980	16,600	全面	1,600	3,200	4,800	16,000
		半面照 明	200	400	600	2,000	半面照 明	200	400	600	2,000
		全面照 明	400	800	1,200	4,000	全面照 明	400	800	1,200	4,000
		ス テ ー ジ	200	400	600	2,000	ス テ ー ジ	200	400	600	2,000
		ス テ ー ジ 照 明	400	800	1,200	4,000	ス テ ー ジ 照 明	400	800	1,200	4,000
		放 送 施 施	500	1,000	1,500	5,000	放 送 施 施	500	1,000	1,500	5,000

改正後

改正前

設			00	00	00	設			00	00	00
柔剣道室 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	410	820	1,230	4,100	全面		400	800	1,200	4,000
卓球室 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	1,250	2,500	3,750	12,500	全面		1,200	2,400	3,600	12,000
フィットネス ルーム 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	520	520	1,560	5,200	全面		500	500	1,500	5,000
	冷暖房 料	150	150	450	1,500	冷暖房 料		150	150	450	1,500
ミーティング ルーム 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	無料	200	400	400	全面		無料	200	400	400
	冷暖房 料	無料	70	150	150	冷暖房 料		無料	70	150	150
プレイルーム 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	310	310	930	3,100	全面		300	300	900	3,000
	冷暖房 料	100	100	200	1,000	冷暖房 料		100	100	200	1,000

12月28日
から翌年
1月4日
までの日

屋外体育
施設にお

設			00	00	00	設			00	00	00
柔剣道室 午前9時から 午後9時30分 まで	全面					全面		400	800	1,200	4,000
卓球室 午前9時から 午後9時30分 まで	全面					全面		1,200	2,400	3,600	12,000
フィットネス ルーム 午前9時から 午後9時30分 まで	全面					全面		500	500	1,500	5,000
	冷暖房 料					冷暖房 料		150	150	450	1,500
ミーティング ルーム 午前9時から 午後9時30分 まで	全面					全面		無料	200	400	400
	冷暖房 料					冷暖房 料		無料	70	150	150
プレイルーム 午前9時から 午後9時30分 まで	全面					全面		300	300	900	3,000
	冷暖房 料					冷暖房 料		100	100	200	1,000

12月28日
から翌年
1月4日
までの日

屋外体育
施設にお

改正後

改正前

安曇野市牧体	アリーナ 午前9時から 午後9時30分 まで	全面 全面照 明 暖房料	150	300	450	1,5
			200	400	600	2,000
			620	1,240	1,860	6,200
			200	400	600	2,000
			520	1,040	1,560	5,200
テニスコート 午前5時から 午後9時30分 まで	全面 1面照 明	1面	200	400	600	2,000
			200	400	600	2,000
			520	1,040	1,560	5,200
			200	400	600	2,000
			520	1,040	1,560	5,200
控室 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	全面	無料	200	400	400
			無料	200	400	400
			無料	200	400	400
			無料	200	400	400
			無料	200	400	400

て、競は、らで閉間スは
定の外は、かま期閉間スは
以12月3の冬鎖（テニトは
除く。）管理上あるら
障と認められるとき

安曇野市牧体	アリーナ 午前9時から 午後9時30分 まで	全面 全面照 明 暖房料	150	300	450	1,5
			200	400	600	2,000
			600	1,200	1,800	6,000
			200	400	600	2,000
			500	1,000	1,500	5,000
テニスコート 午前5時から 午後9時30分 まで	1面 1面照 明	1面	200	400	600	2,000
			200	400	600	2,000
			500	1,000	1,500	5,000
			200	400	600	2,000
			500	1,000	1,500	5,000
控室 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	全面	無料	200	400	400
			無料	200	400	400
			無料	200	400	400
			無料	200	400	400
			無料	200	400	400

て、競は、らで閉間スは
定の外は、かま期閉間スは
以12月3の冬鎖（テニトは
除く。）管理上あるら
障と認められるとき

改正後

改正前

育 館	(ス ー 台 あ た り)				00
	放 送 施 設	150	300	450	1,500
	全 面	無 料	200	400	400
	暖 房 料	無 料	70	150	150
	1 面	310	620	930	3,100
市営西穂高運動場 午前5時から午後 9時30分まで	半 面	620	1,240	1,860	6,200
	全 面	1,240	2,480	3,720	12,400
	半 面 照 明 (ソフ トボ ール 1 面 用)	800	1,600	2,400	8,000

育 館	(ス ー 台 あ た り)				00
	放 送 施 設	150	300	450	1,500
	全 面	無 料	200	400	400
	暖 房 料	無 料	70	150	150
	1 面	300	600	900	3,000
市営西穂高運動場 午前5時から午後 9時30分まで	半 面	600	1,200	1,800	6,000
	全 面	1,200	2,400	3,600	12,000
	半 面 照 明 (ソフ トボ ール 1 面 用)	800	1,600	2,400	8,000

改正前

市営有明運動場 午前5時から午後 9時30分まで	全面照 明 (ソフ トボ ール2面 用)	1,6 00	3,2 00	4,8 00	16, 000
	全面照 明 (野球 1面 用)	2,0 00	4,0 00	6,0 00	20, 000
	放送施 設	100	200	300	1,0 00
	半面	<u>600</u>	<u>1,2 00</u>	<u>1,8 00</u>	<u>6,0 00</u>
	全面	<u>1,2 00</u>	<u>2,4 00</u>	<u>3,6 00</u>	<u>12, 000</u>
	半面照 明 (ソフ トボ ール1面 用)	800	1,6 00	2,4 00	8,0 00

改正後

市営有明運動場 午前5時から午後 9時30分まで	全面照 明 (ソフ トボ ール2面 用)	1,6 00	3,2 00	4,8 00	16, 000
	全面照 明 (野球 1面 用)	2,0 00	4,0 00	6,0 00	20, 000
	放送施 設	100	200	300	1,0 00
	半面	<u>620</u>	<u>1,2 40</u>	<u>1,8 60</u>	<u>6,2 00</u>
	全面	<u>1,2 40</u>	<u>2,4 80</u>	<u>3,7 20</u>	<u>12, 400</u>
	半面照 明 (ソフ トボ ール1面 用)	800	1,6 00	2,4 00	8,0 00

改正後

改正前

	全面照 明 (ソフ トボ一 ル2面 用)	1,6 00	3,2 00	4,8 00	16, 000	市営北穂高運動場 午前5時から午後 9時30分まで	11月 から 5月 中 旬 の 冬 の 閉 鎖 期 間 芝 の 他 生 の 養 生
	ゲ一 ー ト ル ボ 場	310	620	930	3,1 00		
	全面	620	1,2 40	1,8 60	6,2 00		
	全面照 明 (ソフ トボ一 ル1面 用)	800	1,6 00	2,4 00	8,0 00		
市営牧運動場 午前5時から午後 9時30分まで	半面	1,0 40	2,0 80	3,1 20	10, 400		
	全面	2,0 80	4,1 60	6,2 40	20, 800		

	全面照 明 (ソフ トボ一 ル2面 用)	1,6 00	3,2 00	4,8 00	16, 000	市営北穂高運動場 午前5時から午後 9時30分まで	11月 から 5月 中 旬 の 冬 の 閉 鎖 期 間 芝 の 他 生 の 養 生
	ゲ一 ー ト ル ボ 場	300	600	900	3,0 00		
	全面	600	1,2 00	1,8 00	6,0 00		
	全面照 明 (ソフ トボ一 ル1面 用)	800	1,6 00	2,4 00	8,0 00		
市営牧運動場 午前5時から午後 9時30分まで	半面	1,0 00	2,0 00	3,0 00	10, 000		
	全面	2,0 00	4,0 00	6,0 00	20, 000		

改正後

全面照明	1,600	3,200	4,800	16,000	上記以外は、他の運動場と同様の扱い

備考

1 施設を専用しない場合の個人利用（穂高総合体育館アリーナ、柔剣道場室、卓球室、フィットネスクラブ及びプレイルーム並びに牧体育館アリーナに限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。

2 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

3 照明料において上記以外の部分点灯は、点灯割合で換算した金額。

4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3 安曇野市三郷地域体育施設

(単位：1時間当たり 円)

改正前

全面照明	1,600	3,200	4,800	16,000	上記以外は、他の運動場と同様の扱い

備考

1 施設を専用しない場合の個人使用（穂高総合体育館アリーナ、柔剣道場室、卓球室、フィットネスクラブ及びプレイルーム並びに牧体育館アリーナに限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。

2 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

3 照明料において上記以外の部分点灯は、点灯割合で換算した金額。

4 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3 安曇野市三郷地域体育施設

(単位：1時間当たり 円)

改正後

区分及び利用時間	休場日	使用料			
		A	B	C	D
三郷体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面	620	1,240	1,860	6,200
	全面	1,240	2,480	3,720	12,400
	半面照明	200	400	600	2,000
	全面照明	400	800	1,200	4,000
三郷競技場 午前5時から午後9時30分まで	半面	620	1,240	1,860	6,200
	全面	1,240	2,480	3,720	12,400
	半面照明	800	1,600	2,400	8,000
	全面照明	1,600	3,200	4,800	16,000

改正前

区分及び使用時間	休場日	使用料			
		A	B	C	D
三郷体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面	600	1,200	1,800	6,000
	全面	1,200	2,400	3,600	12,000
	半面照明	200	400	600	2,000
	全面照明	400	800	1,200	4,000
三郷競技場 午前5時から午後9時30分まで	半面	600	1,200	1,800	6,000
	全面	1,200	2,400	3,600	12,000
	半面照明	800	1,600	2,400	8,000
	全面照明	1,600	3,200	4,800	16,000

改正後

明 (ソ フト ボール 面用)	00	00	00	000
--------------------------	----	----	----	-----

備考

1 施設を専用しない場合の個人利用（三郷体育館に限る。）
は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。

2 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

4 安曇野市堀金地域体育施設

（単位：1時間当たり 円）

区分及び利用時間	使用料				休場日
	A	B	C	D	
市 総合グラウン ド	620	1,240	1,860	6,200	
半面					

改正前

ボール2 面用)					
-------------	--	--	--	--	--

備考

1 施設を専用しない場合の個人使用（三郷体育館に限る。）
は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。

2 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

4 安曇野市堀金地域体育施設

（単位：1時間当たり 円）

区分及び使用時間	使用料				休場日
	A	B	C	D	
市 総合グラウン ド	600	1,200	1,800	6,000	
半面					

改正前

堀金総合運動場	午前5時から午後9時まで	全面	1,200	2,400	3,600	12,000	12月28日から翌年1月4日までの日
		全面照明 (ソフトボール1面用)	800	1,600	2,400	8,000	
		全面照明 (ソフトボール2面用)	1,600	3,200	4,800	16,000	
		全面照明 (野球1面用)	2,000	4,000	6,000	20,000	
		放送施設	100	200	300	1,000	
	テニスコート 午前5時から午後9時まで	1面	500	1,000	1,500	5,000	
		1面照明	200	400	600	2,000	
	会議室	全面	無料	300	600	600	
堀金総合運動場	メインアリーナ	全面	800	1,600	2,400	8,000	

改正後

堀金総合運動場	午前5時から午後9時まで	全面	1,240	2,480	3,720	12,400	12月28日から翌年1月4日までの日
		全面照明 (ソフトボール1面用)	800	1,600	2,400	8,000	
		全面照明 (ソフトボール2面用)	1,600	3,200	4,800	16,000	
		全面照明 (野球1面用)	2,000	4,000	6,000	20,000	
		放送施設	100	200	300	1,000	
	テニスコート 午前5時から午後9時まで	1面	520	1,040	1,560	5,200	
		1面照明	200	400	600	2,000	
	会議室	全面	無	310	620	620	

改正前

					00	00
	移動観覧席	無料	500	1,000	5,000	5,000
	ステージ	200	200	400	2,000	2,000
	ステージ照明	400	400	800	4,000	4,000
	全面	500	500	1,500	5,000	5,000
	冷暖房料	150	150	450	1,500	1,500
	半面	600	1,200	1,800	6,000	6,000
	全面	1,200	2,400	3,600	12,000	12,000
	半面照明	200	400	600	2,000	2,000
	全面照明	400	800	1,200	4,000	4,000

改正後

	全 面 照 明	400	800	1, 2 00	4, 0 00
--	---------	-----	-----	------------	------------

備考

1 施設を専用しない場合の個人利用（堀金総合体育館及び堀金多目的屋内運動場に限り。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。

2 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

3 照明料において上記以外の部分点灯は、点灯割合で換算した金額。

4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

5 安曇野市明科地域体育施設

(単位：1時間当たり 円)					
区分及び利用時間		使用料			休場日
		A	B	C	D
明 体育室	半面	620	1, 2	1, 8	6, 2

改正前

備考

1 施設を専用しない場合の個人使用（堀金総合体育館及び堀金多目的屋内運動場に限り。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。

2 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

3 照明料において上記以外の部分点灯は、点灯割合で換算した金額。

4 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

5 安曇野市明科地域体育施設

(単位：1時間当たり 円)					
区分及び使用時間		使用料			休場日
		A	B	C	D
明 体育室	半面	600	1, 2	1, 8	6, 0

改正前

科 体 育 館	午前9時から 午後9時まで	全面				12月28日 から翌年 1月4日 までの日
	午前9時から 午後9時まで	全面	1,200	2,400	3,600	12,000
		全面照明	200	400	600	2,000
		全面照明	400	800	1,200	4,000
	柔道場、剣 道場	全面	400	800	1,200	4,000
	午前9時から 午後9時まで	照明料	200	400	600	2,000
		全面	600	1,200	1,800	6,000
	市営明科農村 広場	全面	1,200	2,400	3,600	12,000
	午前5時から 午後9時まで					

改正後

科 体 育 館	午前9時から 午後9時まで	全面				12月28日 から翌年 1月4日 までの日
	午前9時から 午後9時まで	全面	1,240	2,480	3,720	12,400
		全面照	200	400	600	2,000
		全面照	400	800	1,200	4,000
	柔道場、剣 道場	全面	410	820	1,230	4,100
	午前9時から 午後9時まで	照明料	200	400	600	2,000
		全面	620	1,240	1,860	6,200
	市営明科農村 広場	全面	1,240	2,480	3,720	12,400
	午前5時から 午後9時まで					

と認めら					
れるとき					

考
備

1. 施設を専用しない場合の個人使用（明科体育館に限る。）
は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他
100円とする。

2 使用料の区分

- A アマチュアスポーツの場合 B アマチュアスポーツの場合 C スポーツ以外で入場無料の場合 D スポーツ以外で入場有料の場合

- 3 照明料において上記以外の部分点灯は、点灯割合で換算した金額。

- 4 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

6 安曇野市穂高プール

区分	使用 単位	利 用 金 料 料 (円)	開場時間	期 間	休 場 日
穂高	中学生以下	1 人	午前 9 時 30 分	7 月上旬 から	教育委員 会等が特

改正後					改正前													
プ ー ル		に き	つ 回 人 に き	午後6時 まで	9月上旬 まで	必要と 認める日												
	16歳（高 校生）以 上	1 1 に き	回 人 に き	500														
	ロッカー	1 に き	回 人 に き	100														
備考																		
1 1回の単位は、1回の入場をいい、最高1日とする。 2 1歳未満児、75歳以上の者及び付添い（遊泳しない）者は、無料とする。																		
7 その他の体育施設																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用料金</th> <th>休場日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊科水辺マレットノース18</td> <td rowspan="4">無料</td> <td rowspan="4">12月1日から3月31日</td> </tr> <tr> <td>豊科水辺公園マレットゴルフ場</td> </tr> <tr> <td>権現宮マレットゴルフ場</td> </tr> <tr> <td>立足マレットゴルフ場</td> </tr> </tbody> </table>										施設名	利用料金	休場日	豊科水辺マレットノース18	無料	12月1日から3月31日	豊科水辺公園マレットゴルフ場	権現宮マレットゴルフ場	立足マレットゴルフ場
施設名	利用料金	休場日																
豊科水辺マレットノース18	無料	12月1日から3月31日																
豊科水辺公園マレットゴルフ場																		
権現宮マレットゴルフ場																		
立足マレットゴルフ場																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用料金</th> <th>休場日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊科水辺マレットノース18</td> <td rowspan="4">無料</td> <td rowspan="4">12月1日から3月31日</td> </tr> <tr> <td>豊科水辺公園マレットゴルフ場</td> </tr> <tr> <td>権現宮マレットゴルフ場</td> </tr> <tr> <td>立足マレットゴルフ場</td> </tr> </tbody> </table>										施設名	利用料金	休場日	豊科水辺マレットノース18	無料	12月1日から3月31日	豊科水辺公園マレットゴルフ場	権現宮マレットゴルフ場	立足マレットゴルフ場
施設名	利用料金	休場日																
豊科水辺マレットノース18	無料	12月1日から3月31日																
豊科水辺公園マレットゴルフ場																		
権現宮マレットゴルフ場																		
立足マレットゴルフ場																		

改正後			改正前		
高瀬川河川内緑地マレットゴルフ場			高瀬川河川内緑地マレットゴルフ場		12月から3月中旬まで冬期閉鎖の間
			黒沢マレットゴルフ場		

別表第3（第9条、第12条関係）
安曇野市体育施設備品・器具使用料

区分		単位	使用料	
放 送 装 置 運 動 用 具	グラウンド用放送装置	1式	1日未満の使用につき	1,200円 マイク含む
	ラインカー	1台		100円 石灰は使用者負担
	巻尺	1台		100円
	天幕・テント	1張り		500円
	電光掲示板	1台		1,200円
	ベース板	1セット		400円 ベース1点100円
	網引き網	1本		1,800円
	マレットゴルフフスティック	1本		100円

改正後		改正前			
		<u>サッカー・ラ グビーゴール</u>	<u>1セツ ト</u>		<u>500円</u> <u>固定ゴール は除く、 ネットの有 無に関わら ず</u>
		<u>一輪車</u>	<u>1台</u>		<u>100円</u>
		<u>その他球具</u>	<u>1個1 本</u>		<u>100円</u>
		<u>グラウンドピア ノ</u>	<u>1台</u>	<u>1時 間当 たり</u>	<u>500円</u>

○安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例（平成30年安曇野市条例第42号）

-93-

議案第5号	教育部 生涯学習課
平成31年2月18日提出	(課長) 臼井 隆昭 (担当係長) 塩原 良明

タイトル	安曇野市学校施設使用条例の一部改正について
報告を要する 事項の内容	条例改正の承認
要旨	平成31年(2019年)10月1日の消費税率改正に伴い、学校施設の使用料を新たな消費税率に対応したものとするための条例改正を平成31年3月議会定例会へ上程したい。
説明	1. 改正内容 (1) 使用料の改正 平成31年(2019年)10月1日に予定されている消費税率10%への引き上げに伴い使用料の改正を行います。現在の使用料は、平成26年4月1日に消費税率が8%に改正された際に改正していないため、5%分の引き上げとなります。 なお、この使用料については安曇野市スポーツ推進審議会へ諮問し、答申を受けたものであります。 (2) 利用の不許可 利用申請に対して不適切な行為をするおそれがある場合に許可をしない規定(第4条)を整理します。 (3) 利用の中止 利用許可を受けた者が利用を中止する場合の規定(第5条)を整理します。 (4) 許可の取消し 利用許可を受けた者が不適切な行為を行った場合に許可を取り消す規定(第6条)を整理します。 (5) 条例上の字句の修正 字句の修正が必要な個所を改正します。なお、行政財産の目的外使用にあたるため、地方自治法の用法に倣い、「使用」を用います。(体育施設条例のように「使用」を「利用」に改めません) 2. 施行日 平成31年4月1日 使用料に関する別表は平成31年(2019年)10月1日 ※安曇野市学校施設使用条例施行規則については、次回の法規審査委員会において協議の後、教育委員会定例会へ付議します。

議案第26号

安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例

安曇野市学校施設使用条例（平成17年安曇野市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第1条中「使用」の次に「（以下「使用」という。）」を加える。

第2条第3項中「安曇野市教育委員会（以下「」及び「」という。）」を削る。

第4条中「の施設、設備又は備品（以下「学校施設等」という。）」を削り、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

許可を受けた事項の変更をしようとする場合も、同様とする。

第4条各号を削り、同条に次の2項を加える。

2 教育委員会は、前項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、使用許可をしないことができる。

- (1) 学校教育上又は学校施設の管理上支障がある行為
- (2) 学校施設を汚損する行為
- (3) 公益を害し、又は風紀を乱す行為
- (4) 営利を目的とした行為又は宗教的若しくは政治的目的のために行う行為
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が適当でないと認める行為

3 教育委員会は、使用許可について、必要な条件を付することができる。

第11条中「教育委員会が」を「別に」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「学校施設等」を「学校施設の施設、設備、備品」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「等」を削り、「使用を停止したとき」を「第6条第1項の規定により許可を取り消されたとき」に改め、同条を第10条とする。

第8条ただし書中「市長が次の各号」を「市長は次」に改め、同条第1号中「使用者」を「使用許可を受けた者」に改め、同条第2号中「使用の取消し又は変更の申出」を「使用の変更の申請をして許可があったとき、又は使用の中止の届出」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「公益その他」を削り、「ときは、」の次に「前条に規定する」を加え、同条を第8条とする。

第6条中「等」を削り、「前納」を「使用の前に納付」に改め、同条ただし書中「教育委員会は、相当」を「市長は、特別」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「（使用許可の取消し）」に改め、同条中「委員会は、」の次に「使用許可を受けた者が」を加え、「各号の」を削り、「使用の停止又は許可の取消しを命ずる」を「使用許可の取消しをする」に改め、「停止又は取消しによって」を削り、「が受けた」を「に生じた」に改め、同条後段中「教育委員会」を「市」に改め、同条中第3号

を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 第4条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。

第5条に次の1項を加える。

2 前条に規定する使用の中止の届出があったときは、使用許可を取り消すものとする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(使用の中止)

第5条 使用許可を受けた者が使用の中止をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

別表を次のように改める。

別表(第3条、第6条関係)

1 豊科地域学校施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び使用時間			使用料	休場日
豊科南小学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	片面	620	学校教育上及び管理上支障があると認めるとき 12月28日から翌年1月4日までの日屋外学校施設において、特定の競技以外は、12月から3月までの冬期閉鎖の間
		全面	1,240	
		片面照明	200	
		全面照明	400	
	校庭 午前5時から午後9時 30分まで	全面	620	
		全面照明	800	
豊科北小学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	全面	620	
		全面照明	200	
	校庭 午前5時から日没まで	全面	620	
豊科東小学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	片面	620	
		全面	1,240	
		片面照明	200	

		全面照明	400
	校庭 午前 5 時から日没まで	全面	620
豊科南 中学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	半面	620
		全面	1,240
		半面照明	200
		全面照明	400
	校庭 午前 5 時から日没まで	全面	620
豊科北 中学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	半面	620
		全面	1,240
		半面照明	200
		全面照明	400
	校庭 午前 5 時から日没まで	全面	620

備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

2 穂高地域学校施設

(単位：1 時間当たり 円)

区分及び使用時間			使用料	休場日
穂高南 小学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	半面	620	学校教育上及び管 理上支障があると 認めるとき 12月28日から翌年 1月4日までの日
		全面	1,240	
		半面照明	200	
		全面照明	400	

	校庭 午前 5 時から日没まで	全面	620	屋外学校施設において、特定の競技以外は、12月から3月までの冬期閉鎖の間
穂 高 北 小学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	半面	620	
		全面	1, 240	
		半面照明	200	
		全面照明	400	
	南校庭 午前 5 時から午後 9 時 30分まで	全面	620	
		全面照明	800	
穂 高 西 小学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	全面	620	
		全面照明	200	
	校庭 午前 5 時から日没まで	全面	620	
	講堂 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	全面	620	
		全面照明	200	
穂 高 東 中学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	半面	620	
		全面	1, 240	
		半面照明	200	
		全面照明	400	
	講堂 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	半面	620	
		全面	1, 240	
		半面照明	200	
		全面照明	400	

	柔剣道室 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	全面	410
		全面照明	200
	校庭 午前 5 時から午後 9 時 30分まで	全面	620
		全面照明	800
穂 高 西 中 学 校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	半面	620
		全面	1, 240
		半面照明	200
		全面照明	400
	校庭 午前 5 時から午後 9 時 30分まで	全面	620
		全面照明	800
	柔剣道室 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	全面	410
		全面照明	200

備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

3 三郷地域学校施設

(単位：1 時間当たり 円)

区分及び使用時間		使用料	休場日
三 郷 小 学 校	第 2 体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	半面	学校教育上及び管理上支障があると認めるとき 12月28日から翌年 1月4日までの日 屋外学校施設において、特定の競技
		全面	
		半面照明	
		全面照明	
三 郷 中	講堂	全面	620

学校	午前 9 時から午後 9 時 30分まで	全面照明	200	以外は、12月から 3月までの冬期閉 鎖の間
	校庭 午前 5 時から午後 9 時 30分まで	全面	620	
		全面照明	800	

備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

4 堀金地域学校施設

(単位：1 時間当たり 円)

区分及び使用時間			使用料	休場日
堀 金 小 学 校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	片面	620	学校教育上及び管 理上支障があると 認めるとき 12月28日から翌年 1月4日までの日 屋外学校施設にお いて、特定の競技 以外は、12月から 3月までの冬期閉 鎖の間
		全面	1,240	
		片面照明	200	
		全面照明	400	
	校庭 午前 5 時から午後 9 時 30分まで	全面	620	
		全面照明	800	
堀 金 中 学 校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	片面	620	
		全面	1,240	
		片面照明	200	
		全面照明	400	
	校庭 午前 5 時から日没まで	全面	620	

備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

5 明科地域学校施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び使用時間			使用料	休場日
明南小学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	半面	620	学校教育上及び管理上支障があると認めるとき 12月28日から翌年1月4日までの日屋外学校施設において、特定の競技以外は、12月から3月までの冬期閉鎖の間
		全面	1,240	
		半面照明	200	
		全面照明	400	
	校庭 午前5時から日没まで	全面	620	
明北小学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	半面	620	
		全面	1,240	
		半面照明	200	
		全面照明	400	
	校庭 午前5時から日没まで	全面	620	
明科中学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	半面	620	
		全面	1,240	
		半面照明	200	
		全面照明	400	
	校庭 午前5時から午後9時 30分まで	全面	620	
		全面照明	800	

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年10月1

日から施行する。

平成31年 2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

○安曇野市学校施設使用条例（平成17年安曇野市条例第225号）

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び学校施設の確保に関する政令（昭和24年政令第34号）に基づき、安曇野市学校の施設（以下「学校施設」という。）を学校教育以外に使用（<u>以下「使用」という。</u>）することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (使用時間及び開館時間) 第2条 (略) 2 (略) 3 教育委員会は、特に必要と認めるときは、使用時間及び開館時間を変更することができる。 (使用の許可) 第4条 学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとする場合も、同様とする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び学校施設の確保に関する政令（昭和24年政令第34号）に基づき、安曇野市学校の施設（以下「学校施設」という。）を学校教育以外に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (使用時間及び開館時間) 第2条 (略) 2 (略) 3 <u>安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>は、特に必要と認めるときは、使用時間及び開館時間を変更することができる。 (使用の許可) 第4条 学校施設の施設、設備又は備品（以下「学校施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</u> (1) <u>学校教育上及び管理上支障があると認めたととき。</u>

改正後	改正前
2. <u>教育委員会は、前項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、使用許可をしないことができる。</u> (1) <u>学校教育上又は学校施設の管理上支障がある行為</u> (2) <u>学校施設を汚損する行為</u> (3) <u>公益を害し、又は風紀を乱す行為</u> (4) <u>営利を目的とした行為又は宗教的若しくは政治的のために行う行為</u> (5) <u>前各号に定めるもののほか、教育委員会が適当でないと認める行為</u> 3. <u>教育委員会は、使用許可について、必要な条件を付することができる。</u> <u>（使用の中止）</u> 第5条 <u>使用許可を受けた者が使用の中止をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</u>	(2) <u>学校施設等を汚損するおそれがあると認めたとき。</u> (3) <u>公益を害し、風紀を乱すおそれがあると認めたとき。</u> (4) <u>営利、宗教又は政治目的に使用するものと認めたとき。</u> (5) <u>前各号に定めるもののほか、教育委員会が適当でないと認めたとき。</u>

改正後	改正前
(使用許可の取消し) 第6条 教育委員会は、<u>使用許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認めたとときは、使用許可の取消しをすることができ</u>る。この場合において、<u>使用者に生じた損害に対して市はその責任を負わない。</u> (1) <u>第4条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) 2. <u>前条に規定する使用の中止の届出があったときは、使用許可を取り消すものとする。</u> (使用料) 第7条 学校施設を使用する者は、別表に定める使用料を<u>使用の前に納付</u>しなければならない。ただし、<u>市長は、特別の理由がある</u>と認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。 (使用料の減免)	(使用の停止等) 第5条 教育委員会は、次の各号の<u>いずれかに該当すると認めたと</u>きは、<u>使用の停止又は許可の取消しを命ずることができ</u>る。この場合において、<u>停止又は取消しによって使用者が受けた損害に対して教育委員会はその責任を負わない。</u> (1) (略) (2) (略) (3) (略) (使用料) 第6条 学校施設等を使用する者は、別表に定める使用料を<u>前納</u>しなければならない。ただし、<u>教育委員会は、相当の理由がある</u>と認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。 (使用料の減免)

改正後	改正前
第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、<u>前条に規定する</u>使用料の全部又は一部を減免することができる。 (使用料の還付) 第9条 納付された使用料は、還付しない。ただし、<u>市長は次のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (1) <u>使用許可を受けた者の責めによらない理由により使用できなくなつたとき。</u> (2) 使用を開始する前6日までに<u>使用の変更の申請をして許可があつたとき、又は使用の中止の届出があつたとき。</u> (3) (略) (原状の回復義務) 第10条 使用者は、学校施設の使用を終了したとき、又は第6条第1項の規定により許可を取り消されたときは、直ちに学校施設を原状に復さなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。 (損害賠償) 第11条 故意又は過失により<u>学校施設の施設、設備、備品</u>その他の	第7条 市長は、<u>公益その他特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</u> (使用料の還付) 第8条 納付された使用料は、還付しない。ただし、<u>市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (1) <u>使用者の責めによらない理由により使用できなくなつたとき。</u> (2) 使用を開始する前6日までに<u>使用の取消し又は変更の申出があつたとき。</u> (3) (略) (原状の回復義務) 第9条 使用者は、<u>学校施設等</u>の使用を終了したとき、又は<u>使用を停止したときは、直ちに学校施設等を原状に復さなければならない。</u>ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。 (損害賠償) 第10条 故意又は過失により<u>学校施設等</u>その他の物件を損傷し、又

改正後		改正前																																									
物件を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。		は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。																																									
(委任)		(委任)																																									
第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。		第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。																																									
別表（第3条、第6条関係）		別表（第3条、第6条関係）																																									
1 豊科地域学校施設		1 豊科地域学校施設																																									
<table><tr><th colspan="3">(単位：1時間当たり 円)</th></tr><tr><th>区分及び使用時間</th><th>使用料</th><th>休場日</th></tr><tr><td rowspan="4">豊科 南小 学校 体育館 午前9時から午後9時30分まで</td><td>半面</td><td>620</td></tr><tr><td>全面</td><td>1,240</td></tr><tr><td>半面照明</td><td>200</td></tr><tr><td>全面照明</td><td>400</td></tr><tr><td rowspan="2">校庭 午前5時から午後9時30分まで</td><td>全面</td><td>620</td></tr><tr><td>全面照明</td><td>800</td></tr></table>		(単位：1時間当たり 円)			区分及び使用時間	使用料	休場日	豊科 南小 学校 体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面	620	全面	1,240	半面照明	200	全面照明	400	校庭 午前5時から午後9時30分まで	全面	620	全面照明	800	<table><tr><th colspan="3">(単位：1時間当たり 円)</th></tr><tr><th>区分及び使用時間</th><th>使用料</th><th>休場日</th></tr><tr><td rowspan="4">豊科 南小 学校 体育館 午前9時から午後9時30分まで</td><td>半面</td><td>600</td></tr><tr><td>全面</td><td>1,200</td></tr><tr><td>半面照明</td><td>200</td></tr><tr><td>全面照明</td><td>400</td></tr><tr><td rowspan="2">校庭 午前5時から午後9時30分まで</td><td>全面</td><td>600</td></tr><tr><td>全面照明</td><td>800</td></tr></table>		(単位：1時間当たり 円)			区分及び使用時間	使用料	休場日	豊科 南小 学校 体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面	600	全面	1,200	半面照明	200	全面照明	400	校庭 午前5時から午後9時30分まで	全面	600	全面照明	800
(単位：1時間当たり 円)																																											
区分及び使用時間	使用料	休場日																																									
豊科 南小 学校 体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面	620																																									
	全面	1,240																																									
	半面照明	200																																									
	全面照明	400																																									
校庭 午前5時から午後9時30分まで	全面	620																																									
	全面照明	800																																									
(単位：1時間当たり 円)																																											
区分及び使用時間	使用料	休場日																																									
豊科 南小 学校 体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面	600																																									
	全面	1,200																																									
	半面照明	200																																									
	全面照明	400																																									
校庭 午前5時から午後9時30分まで	全面	600																																									
	全面照明	800																																									

改正後				改正前			
豊北小学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	全面	620	定の競技以外は、12月から3月までの冬期閉鎖の間	ふるさとの部屋 午前9時から午後9時30分まで	300 (暖房料100)	屋外施設において、特定の競技以外は、12月から3月までの冬期閉鎖の間
		全面照明	200				
	校庭 午前5時から日没まで	全面	620		多目的ホール 午前9時から午後9時30分まで	300 (暖房料200)	
		半面	620				
豊東小学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	全面	1,240	科小 豊北小学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	全面	600
		半面照明	200		全面照明	200	
		全面照明	400		校庭 午前5時から日没まで	全面	600
	校庭 午前5時から日没まで	全面	620		科小 豊東小学校	半面	600
半面		620	体育館 午前9時から午後9時30分まで	全面		1,200	
全面		1,240	半面照明	200			
		半面照明	200	全面照明		400	

改正後				改正前			
豊北中学校 科中	校庭 午前5時から日没まで	全面照明	400	校庭 午前5時から日没まで	全面	<u>600</u>	豊北中学校 科中
		全面	<u>620</u>		全面	<u>1,200</u>	
		半面照明	200		半面照明	200	
	体育館 午前9時から午後9時30分まで	全面照明	400	体育館 午前9時から午後9時30分まで	全面	<u>1,200</u>	
		半面	<u>620</u>		全面	<u>1,200</u>	
		全面	<u>1,240</u>		全面照明	400	
豊北中学校 科中	校庭 午前5時から日没まで	全面照明	400	校庭 午前5時から日没まで	全面	<u>600</u>	豊北中学校 科中
		全面	<u>620</u>		全面	<u>1,200</u>	
		半面照明	200		半面照明	200	
	体育館 午前9時から午後9時30分まで	全面照明	400	体育館 午前9時から午後9時30分まで	全面	<u>1,200</u>	
		半面	<u>620</u>		全面	<u>1,200</u>	
		全面	<u>1,240</u>		全面照明	400	

改正後		改正前	
備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。		備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。	
2 穂高地域学校施設		2 穂高地域学校施設	
(単位：1時間当たり 円)		(単位：1時間当たり 円)	
区分及び使用時間	使用料	区分及び使用時間	使用料
穂高 南小 学校	半面	体育館 午前9時から午後9時30分まで	600
	全面		1,240
	半面照明		200
	全面照明		400
穂高 北小 学校	半面	校庭 午前5時から日没まで	600
	全面		1,240
	半面照明		200
	全面照明		400
学校教育上及び管理上支障があると認めるとき 12月28日から翌年1月4日までの日 屋外学校施設において、特定の競技以外は、12月からの3月までの冬		学校教育上及び管理上支障があると認めるとき 12月28日から翌年1月4日までの日 屋外学校施設において、特定の競技以外は、12月からの3月までの冬	

改正後					改正前				
学校	9 時 30 分まで	半面照明	200	期閉鎖の間	学校	後 9 時 30 分まで	半面照明	200	競技以外
		全面照明	400				全面照明	400	は、12 月か
	南校庭	全面	<u>620</u>			南校庭	全面	<u>600</u>	ら 3 月まで
	午前 5 時から午後 9 時 30 分まで	全面照明	800			午前 5 時から午後 9 時 30 分まで	全面照明	800	の冬期閉鎖の間
	体育館	全面	<u>620</u>			体育館	全面	<u>600</u>	
	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	全面照明	200			午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	全面照明	200	
穂 高 小 学 校	校庭	全面	<u>620</u>		穂 高 小 学 校	校庭	全面	<u>600</u>	
	午前 5 時から日没まで	全面				午前 5 時から日没まで	全面		
	講堂	全面	<u>620</u>			講堂	全面	<u>600</u>	
	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	全面照明	200			午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	全面照明	200	
穂 高 中 学 校	体育館	半面	<u>620</u>		穂 高 中 学 校	体育館	半面	<u>600</u>	
	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	全面	<u>1,240</u>			午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	全面	<u>1,200</u>	
		半面照明	200			午後 9 時 30 分まで	半面照明	200	

改正後				改正前			
	講堂 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	全面照明	400		全面照明	400	
		半面	<u>620</u>		半面	<u>600</u>	
		全面	<u>1,240</u>		全面	<u>1,200</u>	
		半面照明	200		半面照明	200	
		全面照明	400		全面照明	400	
	柔剣道室 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	全面	<u>410</u>		全面	<u>400</u>	
		全面照明	200		全面照明	200	
		全面	<u>620</u>		全面	<u>600</u>	
	校庭 午前 5 時から午後 9 時 30 分まで	全面照明	800		全面照明	800	
		半面	<u>620</u>		半面	<u>600</u>	
穂 西 学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	全面	<u>1,240</u>		全面	<u>1,200</u>	
		半面照明	200		半面照明	200	
		全面照明	400		全面照明	400	
		全面照明	400		全面照明	400	

改正後				改正前																									
<table><tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">校庭 午前 5 時から午後 9 時 30 分まで</td><td>全面</td><td><u>620</u></td></tr><tr><td>全面照明</td><td>800</td></tr><tr><td rowspan="2">柔剣道室 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで</td><td>全面</td><td><u>410</u></td></tr><tr><td>全面照明</td><td>200</td></tr></table>					校庭 午前 5 時から午後 9 時 30 分まで	全面	<u>620</u>	全面照明	800	柔剣道室 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	全面	<u>410</u>	全面照明	200	<table><tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">校庭 午前 5 時から午後 9 時 30 分まで</td><td>全面</td><td><u>600</u></td></tr><tr><td>全面照明</td><td>800</td></tr><tr><td rowspan="2">柔剣道室 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで</td><td>全面</td><td><u>400</u></td></tr><tr><td>全面照明</td><td>200</td></tr></table>					校庭 午前 5 時から午後 9 時 30 分まで	全面	<u>600</u>	全面照明	800	柔剣道室 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	全面	<u>400</u>	全面照明	200
	校庭 午前 5 時から午後 9 時 30 分まで	全面	<u>620</u>																										
		全面照明	800																										
		柔剣道室 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	全面			<u>410</u>																							
			全面照明	200																									
	校庭 午前 5 時から午後 9 時 30 分まで	全面	<u>600</u>																										
		全面照明	800																										
		柔剣道室 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	全面	<u>400</u>																									
			全面照明	200																									
備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。				備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。																									
3 三郷地域学校施設				3 三郷地域学校施設																									
(単位：1 時間当たり 円)				(単位：1 時間当たり 円)																									
<table><tr><td rowspan="4">三郷小学校</td><td rowspan="4">第 2 体育館 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで</td><td>半面</td><td><u>620</u></td><td rowspan="4">学校教育上及び管理上支障があると認めるとき 12月28日から翌年 1 月 4 日までの日</td></tr><tr><td>全面</td><td><u>1,240</u></td></tr><tr><td>半面照明</td><td>200</td></tr><tr><td>全面照明</td><td>400</td></tr></table>				三郷小学校	第 2 体育館 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	半面	<u>620</u>	学校教育上及び管理上支障があると認めるとき 12月28日から翌年 1 月 4 日までの日	全面	<u>1,240</u>	半面照明	200	全面照明	400	<table><tr><td rowspan="4">三郷小学校</td><td rowspan="4">第 2 体育館 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで</td><td>半面</td><td><u>600</u></td><td rowspan="4">学校教育上及び管理上支障があると認めるとき 12月28日から翌年 1 月 4 日までの日</td></tr><tr><td>全面</td><td><u>1,200</u></td></tr><tr><td>半面照明</td><td>200</td></tr><tr><td>全面照明</td><td>400</td></tr></table>				三郷小学校	第 2 体育館 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	半面	<u>600</u>	学校教育上及び管理上支障があると認めるとき 12月28日から翌年 1 月 4 日までの日	全面	<u>1,200</u>	半面照明	200	全面照明	400
三郷小学校	第 2 体育館 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	半面	<u>620</u>			学校教育上及び管理上支障があると認めるとき 12月28日から翌年 1 月 4 日までの日																							
		全面	<u>1,240</u>																										
		半面照明	200																										
		全面照明	400																										
三郷小学校	第 2 体育館 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	半面	<u>600</u>	学校教育上及び管理上支障があると認めるとき 12月28日から翌年 1 月 4 日までの日																									
		全面	<u>1,200</u>																										
		半面照明	200																										
		全面照明	400																										
三郷 講堂 全面 <u>620</u>				三郷 講堂 全面 <u>600</u>																									

改正後					改正前				
中学校	午前9時から午後9時30分まで	全面照明	200	屋外学校施設において、特定の競技以外は、12月から3月までの冬期閉鎖の間					
			620						
	校庭 午前5時から午後9時30分まで	全面照明	800						
備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。					備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。				
4 堀金地域学校施設					4 堀金地域学校施設				
(単位：1時間当たり 円)					(単位：1時間当たり 円)				
堀小学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面	620	学校教育上及び管理上支障があると認めるとき					
			1,240						
	全面照明	200							

中学校	午前9時から午後9時30分まで	全面照明	200	屋外学校施設において、特定の競技以外は、12月から3月までの冬期閉鎖の間
			600	
	校庭 午前5時から午後9時30分まで	全面照明	800	
備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。				
4 堀金地域学校施設				
(単位：1時間当たり 円)				
堀小学校	体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面	600	学校教育上及び管理上支障があると認めるとき
			1,200	
	全面照明	200		

改正後					改正前				
堀 中 校 金 学	校庭 午前 5 時から午後 9 時 30 分まで	全面照明	400	12月28日から 翌年 1 月 4 日 までの日 屋外学校施設 において、特 定の競技以外 は、12月から 3 月までの冬 期閉鎖の間	全面照明	400	き 12月28日か ら 翌年 1 月 4 日までの 日 屋外学校施 設 におい て、特定の 競技以外 は、12月か ら 3 月まで の冬期閉鎖 の間		
		全面	<u>620</u>		全面	<u>600</u>			
		全面照明	800		全面照明	800			
	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	半面	<u>620</u>		半面	<u>600</u>			
		全面	<u>1,240</u>		全面	<u>1,200</u>			
		半面照明	200		半面照明	200			
	校庭 午前 5 時から日没まで	全面照明	400		全面照明	400			
		多目的室 A	<u>300</u> (暖房料 100)		多目的室 A	<u>300</u> (暖房料 100)			
			多目的室 B		<u>300</u> (暖房料 100)	多目的室 B		<u>300</u> (暖房料 100)	
	校庭				校庭	全面		<u>600</u>	

改正後		改正前	
備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。		備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。	
5 明科地域学校施設		5 明科地域学校施設	
(単位：1時間当たり 円)		(単位：1時間当たり 円)	
区分及び使用時間	使用料	区分及び使用時間	使用料
明小校	半面	体育館 午前9時から午後9時30分まで	600
	全面		1,200
	半面照明		200
	全面照明		400
明小校	全面	校庭 午前5時から日没まで	600
	半面		600
	全面		1,200
	全面		1,200
学校教育上及び管理上支障があると認めるとき 12月28日から翌年1月4日までの日 屋外学校施設において、特定の競技以外は、12月から3月までの冬		学校教育上及び管理上支障があると認めるとき 12月28日から翌年1月4日までの日 屋外学校施設において、特定の競技以外は、12月から3月までの冬	

改正後					改正前				
校	9 時30分まで	半面照明	200	期閉鎖の間					
		全面照明	400						
	校庭 午前 5 時から日没 まで	全面	<u>620</u>						
		半面	<u>620</u>						
	体育館 午前 9 時から午後 9 時30分まで	全面	<u>1,240</u>						
		半面照明	200						
	校庭 午前 5 時から午後 9 時30分まで	全面照明	400						
		全面	<u>620</u>						
		全面照明	800						
明 中 校	科 学								

校	後 9 時30分まで	半面照明	200	競 技 以 外 は、12 月 か ら 3 月 ま で の 冬 期 閉 鎖 の 間
		全面照明	400	
	校庭 午前 5 時から日 没まで	全面	<u>600</u>	
		半面	<u>600</u>	
	体育館 午前 9 時から午 後 9 時30分まで	全面	<u>1,200</u>	
		半面照明	200	
	校庭 午前 5 時から午 後 9 時30分まで	全面照明	400	
		全面	<u>600</u>	
		全面照明	800	
明 中 校	科 学			

備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

議案第 6 号	教育部 生涯学習課
平成 31 年 2 月 18 日提出	(課長) 臼井 隆昭 (担当係長) 塩原 良明

タイトル	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（安曇野市穂高プール）								
報告を要する事項の内容	指定期間変更の承認								
要旨	穂高プールについては 3 シーズン延長して運営することが決まったため、平成 31 年 3 月議会定例会へ公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（安曇野市穂高プール）の議案及び平成 30 年度安曇野市一般会計補正予算（第 6 号）として債務負担行為を上程したい。								
説明	1 公の施設の指定管理者の指定期間の変更 (1) 施設の名称 安曇野市穂高プール (2) 指定管理者の本社所在地及び名称 東京都江東区大島 1 丁目 9 番 8 号 株式会社 フクシ・エンタープライズ 代表取締役 福士 昌 (3) 指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 33 年（2021 年）9 月 30 日まで 2 債務負担行為（指定管理による穂高プール管理業務） (1) 期間 平成 31 年度から平成 33 年度 (2) 年度別負担額 <table> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>12,102 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>12,430 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 33 年度</td> <td>11,083 千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>35,615 千円</td> </tr> </table> ※平成 32 年度は消費税率改正を考慮し、増額となっている ※平成 33 年度は 9 月末で終了する為、減額となっている	平成 31 年度	12,102 千円	平成 32 年度	12,430 千円	平成 33 年度	11,083 千円	合 計	35,615 千円
平成 31 年度	12,102 千円								
平成 32 年度	12,430 千円								
平成 33 年度	11,083 千円								
合 計	35,615 千円								

議案第 号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定による指定管理者の指定の期間を変更したいので、下記のとおり議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市穂高プール

2 指定管理者の本社所在地及び名称

東京都江東区大島 1 丁目 9 番 8 号

株式会社 フクシ・エンタープライズ

代表取締役 福士 昌

3 指定期間の変更

「平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで」を「平成 27 年 4 月 1 日から平成 33 年（2021 年）9 月 30 日まで」に変更する

平成 31 年 2 月 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成30年度 安曇野市一般会計補正予算（第6号）

平成30年度安曇野市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ389,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,590,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加、変更、廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
安曇野ふるさと寄附事務業務	平成31年度(2019年度)まで	6,748
広報あづみの印刷業務	平成31年度(2019年度)まで	15,735
コミュニティーFM市政情報放送業務	平成31年度(2019年度)まで	9,104
街路事業による代替地取得経費	平成31年度(2019年度)から 平成35年度(2023年度)まで	77,268
三郷小学校耐震再診断業務	平成31年度(2019年度)まで	14,383
黒沢洞合公園用地取得経費	平成31年度(2019年度)から 平成35年度(2023年度)まで	37,162
指定管理による穂高プール管理業務	平成31年度(2019年度)から 平成33年度(2021年度)まで	35,615

2 変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後		備考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
明科南認定こども園建設 工事	平成31年度(2019年度)まで	528,915	補正前と同じ	548,616	年度間支払 額変更のため。

3 廃止

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後		備考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
新総合体育館建設工事 監理業務	平成31年度(2019年度)から 平成32年度(2020年度)まで	45,100	—	—	事業計画見 直しのため。
新総合体育館建設工事	平成31年度(2019年度)から 平成32年度(2020年度)まで	3,428,555	—	—	事業計画見 直しのため。

債 務 負 担 行 為 見 積 書

年度	30	会計名	一般会計	課名	生涯学習課	係名	スポーツ推進担当
科目	款-項-目	10-06-02	事業コード	0110860	事業名	市民プール管理費	事項 (名称)
							指定管理による穂高プール管理業務

(単位：千円)

期間	限度額	年度別負担額				左の財源内訳					年度別負担額の 積算基礎
		年度	節	細節	負担額	歳入科目 (細節コード)	細節コード名	国県支出金	地方債	その他	
平成31年度～ 平成33年度	35,615	31	13	05	12,102						(12,102)
		32	13	05	12,430						(12,430)
		33	13	05	11,083					11,083	(11,083)
					計					35,615	(35,615)
指定管理期間 平成31年4月1日～平成33年9月30日 指定管理料としての支出（指定管理者からの見積より入力） 平成33年度については9月末で算定											
債務負担行為の理由 穂高プールは3シーズン延長する事が決定した そのため3年間指定管理者として指定する											

備考 限度額の金額表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができる。

議案第 7 号	教育部 文化課
平成 31 年 2 月 18 日提出	(課長) 那須野雅好 (係長) 財津 達弥

タイトル	貞享義民記念館条例の一部改正について
決定を要する事項の内容	条例改正の承認
要旨	平成31年10月1日の消費税率改正に伴い、各施設の使用料等を新たな消費税率に対応したものとするための条例改正を平成31年3月議会定例会へ上程したい。
説明	現行の条例中の使用料については、消費税率が8%に改正された平成26年4月1日に改正していないため、消費税率5%の金額となっています(全庁共通)。平成31年10月1日に予定される消費税率改正に対応したものとするため、別紙により使用料の改正を行います。 また貞享義民記念館企画展示室の使用料については、現行が1日あたり10,000円と高額であるため、使用料を引き下げます。また現行では液晶ビジョンの使用料が午前9時～正午、正午～午後5時の間も設定されていましたが、液晶ビジョンが設置されているシアター室は、前記時間帯は貸し出しができず、使用料が設定されていないため、これにあわせてこの時間帯の使用料を廃止しました。平成29年度に研修室にエアコンを設置したことから、研修室の冷房の使用料を設定しました。 併せて、施設等の利用許可及び取消しに係る文言を追加し、博物館条例との整合を図り、条文上の字句の修正が必要な箇所があるため改正を行います。 なお、消費税改正が見送られた場合、使用料等の改正も見送ります。 1. 条例の名称 貞享義民記念館条例 2. 内容 条文 字句の修正 別表 使用料等の改正 3. 施行日 平成31年4月1日。ただし、使用料に関する別表については平成31年10月1日。 なお、貞享義民記念館管理規則については、次回の法規審査委員会において協議の後、教育委員会定例会へ付議します。

貞享義民記念館条例の一部を改正する条例

第1条 貞享義民記念館条例（平成18年安曇野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「並びに」を「及び」に改める。

第5条第3項中「安曇野市教育委員会（以下「」及び「」という。）」を削る。

第8条を削る。

第7条中「記念館の施設等を使用しようとする者は、」を「第6条第1項の許可を受けた者にあつては」に改め、「使用料を」の次に「、同条第2項の許可を受けた者にあつては別表第2に定める使用料を」を加え、同条を第8条とする。

第6条の見出しを「（利用の制限等）」に改め、同条第1項中「記念館の施設、設備、備品又は資料（以下「施設等」という。）を使用する者（以下「使用者」という。）」を「前条の許可を受けようとする者」に改め、「の各号」を削り、「記念館の使用を禁止、又は入館を制限する」を「同条の許可をしない」に改め、同項第1号中「施設等」を「記念館の施設、設備、備品又は資料（以下「施設等」という。）」に改め、同項第2号中「乱す」を「害する」に改め、同項第3号中「使用者の使用」を「利用者」に、「きたす」を「来す」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、記念館の管理上必要があると認めるときは、前条の許可に必要な条件を付することができる。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（利用許可）

第6条 記念館の施設、設備又は備品を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 記念館に保管又は展示されている資料について、学術研究その他の教育目的のため、模写、模造、撮影又は原版利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

第9条中「特別使用料」を「特別利用に係る使用料」に改める。

第12条中「教育委員会が」を「別に」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(利用許可の取消し)

第11条 教育委員会は、記念館の施設等を利用している者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の許可を取り消すことができる。

- (1) 記念館の施設等を損傷するおそれがあり、又は損傷したとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあり、又は害したとき。
- (3) 他の利用者の利用に支障を来すおそれがあり、又は支障を来したとき。
- (4) この条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反するおそれがあり、又は違反したとき。
- (5) 第7条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に不適当と認めたとき。

2 市は、前項の規定により第6条の許可を取り消された場合における損失については、補償しないものとする。

別表第1中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

別表第2中「特別使用料」を「特別利用に係る使用料」に改める。

第2条 貞享義民記念館条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

1 入館

区分	使用料	
	個人	20人以上の団体 (1人につき)
一般（中学生以下の者を除く。）	310円	200円

2 研修室等使用料

区分	使用料		
	午前9時～	正午～午後	午後5時～午

		正午	5 時	後 9 時（教育委員会が特に必要と認めた場合に限る。）
研修室	入場料等を徴収しない場合	620円	830円	1,040円
	入場料等を徴収する場合	940円	1,250円	1,570円
シアター室	入場料等を徴収しない場合			5,230円
	入場料等を徴収する場合（			7,850円
企画展示室	入場料等を徴収しない場合	1 日につき 1,620円		
	入場料等を徴収する場合	1 日につき 2,430円		
テレビ （ビデオ付き）	一式	520円	520円	520円
スライド 映写機	1 台	520円	520円	520円
OHP	1 台	520円	520円	520円
液晶ビジョン	1 台			730円

備考 この表において「入場料等」とは、使用者が入場者から徴収する入場料、会費そ

の他これに類するものをいう。

3 冷暖房使用料

区分	単位	暖房	冷房
研修室	1 時間	100円	100円
シアター室	1 時間	200円	310円
企画展示室	1 時間	100円	

別表第 2（第 8 条関係）

特別利用に係る使用料

区分	単位	使用料
模写・模造	1 点 1 日につき	2, 090円
撮影（学術研究用）	1 点	520円
撮影（その他）		3, 140円
原版使用（学術研究用）	1 枚	520円
原版使用（その他）		2, 090円

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年10月 1 日から施行する。

平成31年 2 月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

○貞享義民記念館条例（平成18年安曇野市条例第31号）

改正後	改正前
(事業) 第3条 記念館は、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 他の博物館、学校、図書館、公民館等の教育、学術又は文化に関する施設との協力及び<u>その活動の援助を行うこと。</u> (4) (略) (開館時間等) 第5条 (略) 2 (略) 3 教育委員会が特に必要があるとき、開館時間又は休館日を変更することができる。 (利用許可) 第6条 記念館の施設、設備又は備品を利用しようとする者は、<u>あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。</u> 許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 2 記念館に保管又は展示されている資料について、学術研究その他の教育目的のため、模写、模造、撮影又は<u>原版利用（以下「特別利用」という。）</u>をしようとする者は、<u>あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。</u>許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (利用の制限等) 第7条 教育委員会は、<u>前条の許可を受けようとする者が次のいずれかに該当すると認めるときは、同条の許可をしないことができ</u>	(事業) 第3条 記念館は、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 他の博物館、学校、図書館、公民館等の教育、学術又は文化に関する施設との協力並びに<u>その活動の援助を行うこと。</u> (4) (略) (開館時間等) 第5条 (略) 2 (略) 3 安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があるとき、開館時間又は休館日を変更することができる。 (使用の制限) 第6条 教育委員会は、<u>記念館の施設、設備、備品又は資料（以下「施設等」という。）</u>を使用する者（以下「使用者」という。）

改正後	改正前
る。 (1) <u>記念館の施設、設備、備品又は資料（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。</u> (2) <u>公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</u> (3) <u>他の利用者に支障を来すおそれがあるとき。</u> 2. <u>教育委員会は、記念館の管理上必要があると認めるときは、前条の許可に必要な条件を付することができる。</u> (使用料) <u>第8条 第6条第1項の許可を受けた者にあつては別表第1に定める使用料を、同条第2項の許可を受けた者にあつては別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</u>	が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>記念館の使用を禁止し、又は入館を制限すること</u>ができる。 (1) <u>施設等を損傷するおそれがあるとき。</u> (2) <u>公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</u> (3) <u>他の使用者の使用に支障をきたすおそれがあるとき。</u> (4) <u>この条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に不適当と認めたとき。</u> 2. <u>教育委員会は、前項の規定により使用を禁止され、又は入館を制限された場合に生じた使用者の損失については、補償しないものとする。</u> (使用料) <u>第7条 記念館の施設等を使用しようとする者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。</u>
(特別使用) <u>第8条 記念館に保管又は展示されている資料について、学術研究その他の教育目的のため、模写、模造、撮影又は原版使用をしようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとするときも、同様とする。</u> 2. <u>前項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けたときに、別表第2に定める特別使用料を納付しなければならない。</u>	

改正後	改正前
(使用料等の減免) 第9条 市長は、公益その他特に必要があるとき、記念館の使用料又は特別利用に係る使用料(以下「使用料等」という。)の全部又は一部を減免することができる。 (利用許可の取消し) 第11条 教育委員会は、記念館の施設等を利用している者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の許可を取り消すことができる。 (1) 記念館の施設等を損傷するおそれがあり、又は損傷したとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあり、又は害したとき。 (3) 他の利用者の利用に支障を来すおそれがあり、又は支障を来したとき。 (4) この条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反するおそれがあり、又は違反したとき。 (5) 第7条第2項の規定により付された条件に違反したとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に不適当と認めたとき。 2 市は、前項の規定により第6条の許可を取り消された場合における損失については、補償しないものとする。 (損害賠償) 第12条 (略) (委任) 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。	(使用料等の減免) 第9条 市長は、公益その他特に必要があるとき、記念館の使用料又は特別使用料(以下「使用料等」という。)の全部又は一部を減免することができる。 (損害賠償) 第11条 (略) (委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定め

改正後		改正前	
る。		る。	
別表第 1（第 8 条関係）		別表第 1（第 7 条関係）	
1 入館		1 入館	
区分	使用料		20人以上の団体 （1 人につき）
	個人	200円	
一般（中学生以下の者を除く。）	310円	200円	
2 研修室等使用料		2 研修室等使用料	
区分	使用料		午後 5 時～午後 9 時 （教育委員 会が特に必要と認め た場 合 に 限 る。）
	午前 9 時～正午 正午～午後 5 時	800円	
研修室	入場料等を徴収 しない場合	620円	1,000円
	入場料等を徴収	940円	1,500円

改正後				改正前			
	する場合			する場合			
シアター室	入場料等を徴収しない場合		5,230円	シアター室	入場料等を徴収しない場合		5,000円
	入場料等を徴収する場合		7,850円		入場料等を徴収する場合		7,500円
企画展示室	入場料等を徴収しない場合	1日につき 1,620円		企画展示室	入場料等を徴収しない場合	1日につき 10,000円	
	入場料等を徴収する場合	1日につき 2,430円			入場料等を徴収する場合	1日につき 15,000円	
テレビデオ（ビデオ付き）	一式	520円	520円	テレビデオ（ビデオ付き）	一式	500円	500円
スライド映写機	1台	520円	520円	スライド映写機	1台	500円	500円
OHP	1台	520円	520円	OHP	1台	500円	500円
液晶ビジョン	1台		730円	液晶ビジョン	1台	700円	700円
備考 この表において「入場料等」とは、使用者が入場者から徴収する入場料、会費その他これに類するものをいう。 3 冷暖房使用料				備考 この表において「入場料等」とは、使用者が入場者から徴収する入場料、会費その他これに類するものをいう。 3 冷暖房使用料			
区分	単位	暖房	冷房	区分	単位	暖房	冷房

改正後				改正前			
研修室	1 時間	100円	100円	研修室	1 時間	100円	
シアタールーム	1 時間	200円	310円	シアタールーム	1 時間	200円	300円
(略)				(略)			
別表第2（第8条関係） 特別利用に係る使用料				別表第2（第8条関係） 特別使用料			
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料	
模写・模造	1 点 1 日につき	2,090円		模写・模造	1 点 1 日につき	2,000円	
撮影（学術研究用）	1 点	520円		撮影（学術研究用）	1 点	500円	
撮影（その他）		3,140円		撮影（その他）		3,000円	
原版使用（学術研究用）	1 枚	520円		原版使用（学術研究用）	1 枚	500円	
原版使用（その他）		2,090円		原版使用（その他）		2,000円	

議案第 8 号	教育部 文化課
平成 31 年 2 月 18 日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 三澤 新弥

タイトル	安曇野市穂高陶芸会館条例の一部改正について
決定を要する事項 の内容	条例改正の承認
要旨	平成 31 年 10 月 1 日の消費税率改正に伴い、各施設の利用料金を新たな消費税率に対応したものとするための条例改正を平成 31 年 3 月議会定例会へ上程したい。
説明	平成 31 年 10 月 1 日に予定される消費税率改正（10％）に対応したものとするため、別紙により利用料金の改正を行います。現行の条例中の利用料金については、消費税率が 8％に改正された平成 26 年 4 月 1 日に改正していないため、5％分の引き上げとなります。 併せて、条文上の字句の修正が必要な箇所があるため改正を行います。 1. 条例の名称 安曇野市穂高陶芸会館条例 2. 内容 条文 字句の修正 別表 利用料金の改正 3. 施行日 平成 31 年 4 月 1 日。ただし、利用料金に関する別表については平成 31 年 10 月 1 日。 なお、安曇野市穂高陶芸会館管理規則については、次回の法規審査委員会において協議の後、教育委員会定例会へ付議します。

安曇野市穂高陶芸会館条例の一部を改正する条例

安曇野市穂高陶芸会館条例（平成 18 年安曇野市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「教育委員会が」を「別に」に改め、同条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とする。

第 13 条の見出し中「の」を削り、同条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（利用許可の取消し）

第 13 条 指定管理者は、陶芸会館の施設等を利用している者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第 8 条の許可を取り消すことができる。

- (1) 陶芸会館の施設等を損傷するおそれがあり、又は損傷したとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあり、又は害したとき。
- (3) 他の利用者に支障を来すおそれがあり、又は来したとき。
- (4) 第 9 条第 2 項の規定により付した条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に不相当と認めたとき。

2 第 9 条第 3 項の規定は、前項の規定により許可を取り消す場合について準用する。

第 10 条から第 12 条までを削る。

第 9 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 12 条とする。

第 8 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改め、「公益その他」を削り、「使用料」を「利用料金の全部又は一部」に改め、同条を第 11 条とする。

第 7 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「陶芸会館の使用者及び前条の規定による」を「第 8 条の」に、「別表に定める使用料」を「陶芸会館の利用に係る利用料金」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。利用料金を変更するときも、同様とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

第 7 条を第 10 条とする。

第 6 条を削る。

第 5 条の見出し中「使用の制限」を「利用の拒否等」に改め、同条第 1 項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「施設、設備、備品又は陶芸作品等（以下「施設等」という。）を使用」を「施設等を利用しよう」とに改め、「（以下「使用者」という。）」及び「各号の」を削り、「該当する」の次に「と認める」を加え、「使用を禁止し、又は入館を制限する」を「利用を拒む」に改め、同項第 1 号中「施設」の前に「陶芸会館の」を加え、同項第 2 号中「乱す」を「害する」に改め、同項第 3 号中「使用者」を「利用者」に、「きたす」を

「来す」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 指定管理者は、陶芸会館の管理上必要があると認めるときは、前条の許可に必要な条件を付することができる。

第5条に次の1項を加える。

- 3 市又は指定管理者は、前2項の規定により陶芸会館の施設等の利用を拒み、又は必要な条件を付した場合に生じた損失については、補償しないものとする。

第5条を第9条とする。

第4条の見出し中「等」を削り、同条第1項第1号中「4月から10月」を「4月1日から10月31日」に改め、同項第2号中「11月から翌年の3月」を「11月1日から翌年の3月31日」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「指定管理者」に改め、「及び休館日」を削り、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 指定管理者は、前項の規定により開館時間を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

第4条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

（休館日）

第7条 陶芸会館の休館日は、次のとおりとする。

（1） 月曜日

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

（3） 12月28日から翌年の1月4日までの日

- 2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- 3 前条第3項の規定は、前項の規定により休館日を変更し、又は臨時に休館日を定める場合について準用する。

（利用許可）

第8条 陶芸会館の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 陶芸会館に保管又は展示されている陶芸作品等について、学術研究その他の教育目的のため、模写、模造、撮影又は原版利用をしようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

第3条第3号中「その他」を「等」に、「又は」を「及び」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 陶芸会館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、教育委員会が

指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

- 2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 4 条第 1 項の規定によるものであって、かつ、陶芸会館の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

（指定管理者の行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 陶芸会館の利用許可に関する業務
- (2) 陶芸会館の施設、設備、備品及び資料（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 次条に規定する事業に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか陶芸会館の運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

別表中「第 7 条、第 12 条関係」を「第 10 条関係」に改め、同表の 1 入館の表中「2,000 円」を「2,090 円」に、「1,500 円」を「1,570 円」に、「1,800 円」を「1,880 円」に、「1,000 円」を「1,040 円」に改め、同表備考中「500 円」を「520 円」に改め、別表の 2 作陶の表中「2,000 円」を「2,090 円」に、「500 円」を「520 円」に、「3,000 円」を「3,140 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定（「第 7 条、第 12 条関係」を「第 10 条関係」に改める部分は除く。）は、同年 10 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 20 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

○安曇野市穂高陶芸会館条例（平成 18 年安曇野市条例第 33 号）

改正後	改正前
<u>（指定管理者による管理）</u> <u>第 3 条</u> 陶芸会館の管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、<u>教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）</u>にこれを行わせるものとする。 2 <u>指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 4 条第 1 項の規定によるものであって、かつ、陶芸会館の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。</u> <u>（指定管理者の行う業務）</u> <u>第 4 条</u> <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u> (1) <u>陶芸会館の利用許可に関する業務</u> (2) <u>陶芸会館の施設、設備、備品及び資料（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務</u> (3) <u>次条に規定する事業に関する業務</u> (4) <u>前 3 号に掲げるもののほか陶芸会館の運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務</u> （事業） <u>第 5 条</u> 陶芸会館は、次に掲げる事業を行うものとする。	（事業） <u>第 3 条</u> 陶芸会館は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 他の博物館、学校、図書館、公民館等の教育、学術及び文化に関する教育施設との協力並びにその活動の援助に関すること。

(開館時間)

第6条 陶芸会館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 4月1日から10月31日までは、午前9時から午後5時までとする。

(2) 11月1日から翌年の3月31日までは、午前9時から午後4時までとする。

2. 指定管理者は、特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

3. 指定管理者は、前項の規定により開館時間を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(休館日)

(1)・(2) (略)

(3) 他の博物館、学校、図書館、公民館その他の教育、学術又は文化に関する教育施設との協力並びにその活動の援助に関すること。

(開館時間等)

第4条 陶芸会館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 4月から10月までは、午前9時から午後5時までとする。

(2) 11月から翌年の3月までは、午前9時から午後4時までとする。

2. 陶芸会館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その前日又はその日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）の場合は、火曜日）

(2) 祝日の翌日（その日が月曜日の場合は除く。）

(3) 12月26日から翌年の1月7日までの日

3. 安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

第7条 陶芸会館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

3 前条第3項の規定は、前項の規定により休館日を変更し、又は臨時に休館日を定める場合について準用する。

(利用許可)

第8条 陶芸会館の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 陶芸会館に保管又は展示されている陶芸作品等について、学術研究その他の教育目的のため、模写、模造、撮影又は原版利用をしようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(利用の拒否等)

第9条 指定管理者は、陶芸会館の施設等を利用しようとする者が次のいずれかに該当すると認めるときは、陶芸会館の施設等の利用を拒むことができる。

(使用の制限)

第5条 教育委員会は、陶芸会館の施設、設備、備品又は陶芸作品等（以下「施設等」という。）を使用する者（以下「使用者」という。）

が次の各号のいずれかに該当するときは、陶芸会館の施設等の使用

を禁止し、又は入館を制限することができる。

- (1) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 他の使用者に支障をきたすおそれがあるとき。
- (4) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に不適当と認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により使用を禁止され、又は入館を制限された場合に生じた使用者の損失については、補償しないものとする。

(特別使用)

第6条 陶芸会館に保管又は展示されている陶芸作品等について、学術研究その他の教育目的のため、模写、模造、撮影又は原版を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとするときも、同様とする。

(使用料)

第7条 陶芸会館の使用者及び前条の規定による許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- (1) 陶芸会館の施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 他の利用者に支障を来すおそれがあるとき。

2 指定管理者は、陶芸会館の管理上必要があると認めるときは、前条の許可に必要な条件を付することができる。

3 市又は指定管理者は、前2項の規定により陶芸会館の施設等の利用を拒み、又は必要な条件を付した場合に生じた損失については、補償しないものとする。

(利用料金)

第10条 第8条の許可を受けた者は、陶芸会館の利用に係る利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。利用料金を変更するときも、同様とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(利用料金の還付)

第12条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、特別の理由があるとき、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が、特別の理由があるとき、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 陶芸会館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであって、かつ、陶芸会館の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

3 指定管理者は、第4条の規定にかかわらず、特に必要と認めると

きは、教育委員会の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができ。

4 指定管理者に陶芸会館の管理を行わせる場合は、第5条、第6条及び第14条の規定中「使用」とあるのは「利用」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 陶芸会館の利用許可に関する業務

(2) 陶芸会館の施設、設備、備品及び陶芸作品等の維持管理に関する業務

(3) 第3条各号に掲げる事業に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか陶芸会館の運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

(利用料金)

第12条 指定管理者は、第7条の規定にかかわらず、陶芸会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受するものとする。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。利用料金を変更するときは、同様とする。

3 指定管理者は、公益その他特に必要があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

4 納められた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し)

第13条 指定管理者は、陶芸会館の施設等を利用している者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の許可を取り消すことができる。

(1) 陶芸会館の施設等を損傷するおそれがあり、又は損傷したとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあり、又は害したとき。

(3) 他の利用者に支障を来すおそれがあり、又は来したとき。

(4) 第9条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に不適当と認めたとき。

2 第9条第3項の規定は、前項の規定により許可を取り消す場合について準用する。

(費用負担)

第14条 (略)

(費用の負担)

第13条 (略)

(損害賠償)

第15条 (略)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表 (第10条関係)

区分	単位	金額
高校生以上の者	1人1回につき(陶土 500gを含む。)	<u>2,090円</u>
高校生以上の者(20人以上)		<u>1,570円</u>
中学生以下の者		<u>1,880円</u>
中学生以下の者(20人以上)		<u>1,040円</u>

備考 陶土を追加する場合は、500gにつき520円を追加する。

区分	単位	金額
模写・模造	1点1日につき	<u>2,090円</u>
撮影(学術研究用)	1点	<u>520円</u>

(損害賠償)

第14条 (略)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

別表 (第7条、第12条関係)

区分	単位	金額
高校生以上の者	1人1回につき(陶土 500gを含む。)	<u>2,000円</u>
高校生以上の者(20人以上)		<u>1,500円</u>
中学生以下の者		<u>1,800円</u>
中学生以下の者(20人以上)		<u>1,000円</u>

備考 陶土を追加する場合は、500gにつき500円を追加する。

区分	単位	金額
模写・模造	1点1日につき	<u>2,000円</u>
撮影(学術研究用)	1点	<u>500円</u>

撮影（その他）		3,140 円	撮影（その他）		3,000 円
原版使用（学術研究用）	1 枚	520 円	原版使用（学術研究用）	1 枚	500 円
原版使用（その他）		2,090 円	原版使用（その他）		2,000 円

議案第 9 号	教育部 文化課
平成 31 年 2 月 18 日 提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 三澤 新弥

タイトル	安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
決定を要する事項の内容	条例改正の承認
要旨	平成 31 年度より、安曇野高橋節郎記念美術館に指定管理者制度を導入するにあたり、安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例中の同館館長の規定を削除する条例改正を、平成 31 年 3 月議会定例会へ上程したい。
説明	安曇野高橋節郎記念美術館は平成 31 年 4 月 1 日より、指定管理者制度を導入し、同日以降の同館館長の給与等については指定管理者が定めるものとなるため、安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の該当の規定を削除します。 1. 条例の名称 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例 2. 削除する内容 安曇野高橋節郎記念美術館長 報酬 月額 140,700 円 3. 施行日 平成31年4月1日。

議案第 28 号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 安曇野高橋節郎記念美術館長の項を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 20 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年10月1日条例第40号）

改正後					改正前				
別表第2（第8条関係）					別表第2（第8条関係）				
職名	報酬				職名	報酬			
	年額	月額	日額	4時間未満		年額	月額	日額	4時間未満
(略)					(略)				
豊科郷土博物館長		140,700			豊科郷土博物館長		140,700		
博物館協議会委員			6,700	3,500	安曇野高橋節郎記念美術館長		140,700		
(略)					博物館協議会委員			6,700	3,500
					(略)				

✓

議案第 10 号	教育部 文化課
平成 31 年 2 月 18 日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 三澤 新弥

タイトル	安曇野市博物館条例の一部改正について
決定を要する事項 の内容	条例改正の承認
要旨	平成 31 年 10 月 1 日の消費税率改正に伴い、各施設の利用料金を新たな消費税率に対応したものとするための条例改正を平成 31 年 3 月議会定例会へ上程したい。
説明	平成 31 年 10 月 1 日に予定される消費税率改正（10％）に対応したものとするため、別紙により利用料金の改正を行います。現行の条例中の利用料金については、消費税率が 8％に改正された平成 26 年 4 月 1 日に改正していないため、5％分の引き上げとなります。 また、豊科近代美術館の特別展の利用料金については、大規模な展覧会を開催しようとする際に、受益者負担とすべき費用が不足するおそれがあるため、特別展の利用料金の上限額を引き上げます。 併せて、条文上の字句の修正が必要な個所があるため改正を行います。 1. 条例の名称 安曇野市博物館条例 2. 内容 条文 字句の修正 別表 利用料金の改正 3. 施行日 平成31年4月1日。ただし、利用料金に関する別表については平成31年10月1日。 なお、安曇野市博物館条例施行規則については、次回の法規審査委員会において協議の後、教育委員会定例会へ付議します。

議案第 27 号

安曇野市博物館条例の一部を改正する条例

安曇野市博物館条例（平成 18 年安曇野市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「博物館」の次に「（指定博物館を除く。）」を加える。

第 5 条第 4 号を次のように改める。

（4） 指定博物館の運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務

第 29 条中「教育委員会が」を「別に」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 14 条関係）

1 近代美術館の利用料金

（1） 入館

区分	利用料金		特別展の利用料金	
	個人	20 人以上の団体 （1 人につき）	個人	20 人以上の団体 （1 人につき）
一般（中学生以下の者及び高校生・大学生を除く。）	520 円	410 円	1,500 円	1,400 円
高校生・大学生	310 円	200 円	1,300 円	1,200 円

備考 「高校生・大学生」とは、高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、大学、専修学校又は各種学校に在学する者をいう。

（2） 展示室等の利用料金

区分		利用料金			
		午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時 30 分 （特に認められた場合に限る。）
第 6 展示室及び第 7	入場料等を徴収しない場合	1,040 円			520 円
	2,000 円以下の入場料等	1,250 円			620 円

展示室	を徴収する場合			
	2,000 円を超え 3,000 円以下の入場料等を徴収する場合	1,460 円		730 円
	3,000 円を超え 5,000 円以下の入場料等を徴収する場合	1,670 円		830 円
	5,000 円を超える入場料等を徴収する場合	1,880 円		940 円
第 5 展示室、第 8 展示室、2 階東回廊及び 2 階西回廊	入場料等を徴収しない場合	1,460 円		730 円
	2,000 円以下の入場料等を徴収する場合	1,670 円		830 円
	2,000 円を超え 3,000 円以下の入場料等を徴収する場合	1,990 円		990 円
	3,000 円を超え 5,000 円以下の入場料等を徴収する場合	2,300 円		1,150 円
	5,000 円を超える入場料等を徴収する場合	2,610 円		2,350 円
2 階南回廊及び 2 階北回廊	入場料等を徴収しない場合	2,090 円		1,040 円
	2,000 円以下の入場料等を徴収する場合	2,510 円		1,250 円
	2,000 円を超え 3,000 円以下の入場料等を徴収する場合	2,930 円		1,460 円
	3,000 円を超え 5,000 円以下の入場料等を徴収する場合	3,350 円		1,670 円
	5,000 円を超える入場料等を徴収する場合	3,770 円		1,880 円
大展示室	入場料等を徴収しない場合	4,810 円		2,400 円
	2,000 円以下の入場料等	5,760 円		2,880 円

	を徴収する場合				
	2,000円を超え 3,000円 以下の入場料等を徴収 する場合	6,700円			3,350円
	3,000円を超え 5,000円 以下の入場料等を徴収 する場合	7,640円			3,820円
	5,000円を超える入場料 等を徴収する場合	8,590円			4,290円
多目的 ホール	入場料等を徴収しない 場合	5,230円	1,990円	2,610円	2,930円
	2,000円以下の入場料等 を徴収する場合	6,280円	2,400円	3,140円	3,560円
	2,000円を超え 3,000円 以下の入場料等を徴収 する場合	7,330円	2,720円	3,660円	4,190円
	3,000円を超え 5,000円 以下の入場料等を徴収 する場合	8,380円	3,140円	4,190円	4,710円
	5,000円を超える入場料 等を徴収する場合	9,530円	3,560円	4,710円	5,340円
オリエン テーション シヨ ン ルーム	入場料等を徴収しない 場合	1,040円	410円	520円	570円
	2,000円以下の入場料等 を徴収する場合	1,250円	470円	620円	680円
	2,000円を超え 3,000円 以下の入場料等を徴収 する場合	1,460円	520円	730円	830円
	3,000円を超え 5,000円 以下の入場料等を徴収 する場合	1,670円	620円	830円	940円
	5,000円を超える入場料 等を徴収する場合	1,880円	730円	940円	1,040円
ピアノ	1台	6,280円	3,140円	3,140円	3,140円
大型ス	1式	1,040円	520円	520円	520円

ク リ ー ン					
プ ロ ジ ェ ク タ ー	1 式	4,400 円	2,200 円	2,200 円	2,200 円
拡 声 装 置	1 式	1,460 円	730 円	730 円	730 円
ス タ ン ド ス ク リ ー ン	1 台	410 円	200 円	200 円	200 円

備考 この表において「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料、会費その他これに類するものをいう。

(3) 特別利用の利用料金

区分	単位	利用料金
写真撮影	1 点 1 日以内	2,090 円
映画・ビデオ撮影	1 点 1 日以内	2,090 円
写生	1 点 1 日以内	2,090 円

2 田淵行男記念館の利用料金

入館

区分	利用料金	
	個人	20 人以上の団体 (1 人につき)
一般 (中学生以下の者を除く。)	310 円	200 円

3 記念美術館の利用料金

(1) 入館

区分	利用料金		特別展の利用料金	
	個人	20 人以上の団体 (1 人につき)	個人	20 人以上の団体 (1 人につき)
一般 (中学生以下	410 円	360 円	620 円	520 円

の者及び高校生・ 大学生を除く。)				
高校生・大学生	310 円	260 円	410 円	310 円

備考 「高校生・大学生」とは、高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、大学、専修学校又は各種学校に在学する者をいう。

(2) 施設の利用料金

区分	利用料金			備考
	午前 9 時～午後 5 時	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	
南の蔵	200 円	100 円	100 円	暖房を利用した場 合は、1 時間につ き 100 円を加算す る。
主屋	2,510 円	940 円	1,250 円	

(3) 特別利用の利用料金

区分	単位	利用料金
模写・模造	1 点 1 日につき	2,090 円
撮影（学術研究用）	1 点	520 円
撮影（その他）		3,140 円
原版使用（学術研究用）	1 枚	520 円
原版使用（その他）		2,090 円

附 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項、第 5 条第 4 号及び第 29 条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 20 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

○安曇野市博物館条例（平成 18 年安曇野市条例第 28 号）

改正後		改正前																													
(職員) 第 3 条 博物館 <u>(指定博物館を除く。)</u> に館長その他必要な職員を置く。 2 (略) (指定管理者の行う業務) 第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>指定博物館の運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会</u> <u>のみの権限に属する事務を除く業務</u> (委任) 第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>別に</u>定める。 別表第 2 (第 14 条関係)		(職員) 第 3 条 博物館に館長その他必要な職員を置く。 2 (略) (指定管理者の行う業務) 第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会</u>のみの権限に属する <u>事務を除く業務</u> (委任) 第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。 別表第 2 (第 14 条関係)																													
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">利用料金</th><th colspan="2">特別展の利用料金</th></tr><tr><th>個人</th><th>20 人以上の団体 (1 人につき)</th><th>個人</th><th>20 人以上の団体 (1 人につき)</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		区分	利用料金		特別展の利用料金		個人	20 人以上の団体 (1 人につき)	個人	20 人以上の団体 (1 人につき)						<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">利用料金</th><th colspan="2">特別展の利用料金</th></tr><tr><th>個人</th><th>20 人以上の団体 (1 人につき)</th><th>個人</th><th>20 人以上の団体 (1 人につき)</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		区分	利用料金		特別展の利用料金		個人	20 人以上の団体 (1 人につき)	個人	20 人以上の団体 (1 人につき)					
区分	利用料金		特別展の利用料金																												
	個人	20 人以上の団体 (1 人につき)	個人	20 人以上の団体 (1 人につき)																											
区分	利用料金		特別展の利用料金																												
	個人	20 人以上の団体 (1 人につき)	個人	20 人以上の団体 (1 人につき)																											

一般（中学生 以下の者及び 高校生・大学 生を除く。）	<u>520 円</u>	<u>410 円</u>	<u>1,500 円</u>	<u>1,400 円</u>
高校生・大学 生	<u>310 円</u>	200 円	<u>1,300 円</u>	<u>1,200 円</u>

一般（中学生 以下の者及び 高校生・大学 生を除く。）	<u>500 円</u>	<u>400 円</u>	<u>800 円</u>	<u>700 円</u>
高校生・大学 生	<u>300 円</u>	200 円	<u>600 円</u>	<u>500 円</u>

第6展示室及び第7	入場料等を徴収しない場合	利用料金			
		区分			
		午前9時～午後5時	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時30分（特に認められた場合に限る。）
第6展示室及び第7	入場料等を徴収しない場合	<u>1,040 円</u>			<u>520 円</u>
	2,000 円以下の入	<u>1,250</u>			<u>620 円</u>

第6展示室及び第7	入場料等を徴収しない場合	利用料金			
		区分			
		午前9時～午後5時	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時30分（特に認められた場合に限る。）
第6展示室及び第7	入場料等を徴収しない場合	<u>1,000 円</u>			<u>500 円</u>
	2,000 円以下の入	<u>1,200</u>			<u>600 円</u>

展示室	場料等を徴収する場合	円			
	2,000 円を超え 3,000 円以下の入 場料等を徴収する 場合	1,460 円			730 円
	3,000 円を超え 5,000 円以下の入 場料等を徴収する 場合	1,670 円			830 円
	5,000 円を超える 入場料等を徴収 する場合	1,880 円			940 円
第 5 展 示室、第 8 展 示 室、2 階 東 回 廊 及 び 2 階 西 回	入場料等を徴収 しない場合	1,460 円			730 円
	2,000 円以下の入 場料等を徴収する 場合	1,670 円			830 円
	2,000 円を超え	1,990			990 円

展示室	場料等を徴収する場合	円			
	2,000 円を超え 3,000 円以下の入 場料等を徴収する 場合	1,400 円			700 円
	3,000 円を超え 5,000 円以下の入 場料等を徴収する 場合	1,600 円			800 円
	5,000 円を超える 入場料等を徴収 する場合	1,800 円			900 円
第 5 展 示室、第 8 展 示 室、2 階 東 回 廊 及 び 2 階 西 回	入場料等を徴収 しない場合	1,400 円			700 円
	2,000 円以下の入 場料等を徴収する 場合	1,600 円			800 円
	2,000 円を超え	1,900			950 円

廊	3,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	円				
	3,000 円を超え 5,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	2,300 円				1,150 円
	5,000 円を超える 入場料等を徴収 する場合	2,610 円				2,350 円
	入場料等を徴収 しない場合	2,090 円				1,040 円
	2,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	2,510 円				1,250 円
2 階 南 回 廊 及 び 2 階 北 回 廊	2,000 円を超え 3,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	2,930 円				1,460 円

廊	3,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	円				
	3,000 円を超え 5,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	2,200 円				1,100 円
	5,000 円を超える 入場料等を徴収 する場合	2,500 円				2,250 円
	入場料等を徴収 しない場合	2,000 円				1,000 円
	2,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	2,400 円				1,200 円
2 階 南 回 廊 及 び 2 階 北 回 廊	2,000 円を超え 3,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	2,800 円				1,400 円

大 展 示 室	3,000 円を超え 5,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	3,200 円			1,600 円
	5,000 円を超える 入場料等を徴収 する場合	3,600 円			1,800 円
	入場料等を徴収 しない場合	4,600 円			2,300 円
	2,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	5,500 円			2,750 円
	2,000 円を超え 3,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	6,400 円			3,200 円
	3,000 円を超え 5,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	7,300 円			3,650 円

大 展 示 室	3,000 円を超え 5,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	3,350 円			1,670 円
	5,000 円を超える 入場料等を徴収 する場合	3,770 円			1,880 円
	入場料等を徴収 しない場合	4,810 円			2,400 円
	2,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	5,760 円			2,880 円
	2,000 円を超え 3,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	6,700 円			3,350 円
	3,000 円を超え 5,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	7,640 円			3,820 円

る場合					
5,000 円を超える 入場料等を徴収 する場合	<u>8,590</u> 円				<u>4,290</u> 円
多目的 ホール					
入場料等を徴収 しない場合	<u>5,230</u> 円	<u>1,990</u> 円	<u>2,610</u> 円	<u>2,930</u> 円	
2,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	<u>6,280</u> 円	<u>2,400</u> 円	<u>3,140</u> 円	<u>3,560</u> 円	
2,000 円を超え 3,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	<u>7,330</u> 円	<u>2,720</u> 円	<u>3,660</u> 円	<u>4,190</u> 円	
3,000 円を超え 5,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	<u>8,380</u> 円	<u>3,140</u> 円	<u>4,190</u> 円	<u>4,710</u> 円	
5,000 円を超える 入場料等を徴収	<u>9,530</u> 円	<u>3,560</u> 円	<u>4,710</u> 円	<u>5,340</u> 円	

る場合					
5,000 円を超える 入場料等を徴収 する場合	<u>8,200</u> 円				<u>4,100</u> 円
多目的 ホール					
入場料等を徴収 しない場合	<u>5,000</u> 円	<u>1,900</u> 円	<u>2,500</u> 円	<u>2,800</u> 円	
2,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	<u>6,000</u> 円	<u>2,300</u> 円	<u>3,000</u> 円	<u>3,400</u> 円	
2,000 円を超え 3,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	<u>7,000</u> 円	<u>2,600</u> 円	<u>3,500</u> 円	<u>4,000</u> 円	
3,000 円を超え 5,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	<u>8,000</u> 円	<u>3,000</u> 円	<u>4,000</u> 円	<u>4,500</u> 円	
5,000 円を超える 入場料等を徴収	<u>9,100</u> 円	<u>3,400</u> 円	<u>4,500</u> 円	<u>5,100</u> 円	

する場合					
オリエンテーション シヨ ン ル ーム	入場料等を徴収 しない場合	<u>1,040</u> 円	<u>410</u> 円	<u>520</u> 円	<u>570</u> 円
	2,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	<u>1,250</u> 円	<u>470</u> 円	<u>620</u> 円	<u>680</u> 円
	2,000 円を超え 3,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	<u>1,460</u> 円	<u>520</u> 円	<u>730</u> 円	<u>830</u> 円
	3,000 円を超え 5,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	<u>1,670</u> 円	<u>620</u> 円	<u>830</u> 円	<u>940</u> 円
ピアノ	5,000 円を超える 入場料等を徴収 する場合	<u>1,880</u> 円	<u>730</u> 円	<u>940</u> 円	<u>1,040</u> 円
	1 台	<u>6,280</u> 円	<u>3,140</u> 円	<u>3,140</u> 円	<u>3,140</u> 円

する場合					
オリエンテーション シヨ ン ル ーム	入場料等を徴収 しない場合	<u>1,000</u> 円	<u>400</u> 円	<u>500</u> 円	<u>550</u> 円
	2,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	<u>1,200</u> 円	<u>450</u> 円	<u>600</u> 円	<u>650</u> 円
	2,000 円を超え 3,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	<u>1,400</u> 円	<u>500</u> 円	<u>700</u> 円	<u>800</u> 円
	3,000 円を超え 5,000 円以下の入 場料等を徴収す る場合	<u>1,600</u> 円	<u>600</u> 円	<u>800</u> 円	<u>900</u> 円
ピアノ	5,000 円を超える 入場料等を徴収 する場合	<u>1,800</u> 円	<u>700</u> 円	<u>900</u> 円	<u>1,000</u> 円
	1 台	<u>6,000</u> 円	<u>3,000</u> 円	<u>3,000</u> 円	<u>3,000</u> 円

大型スクリーン	1 式	<u>1,040 円</u>	<u>520 円</u>	<u>520 円</u>	<u>520 円</u>
プロジェクター	1 式	<u>4,400 円</u>	<u>2,200 円</u>	<u>2,200 円</u>	<u>2,200 円</u>
拡声装置	1 式	<u>1,460 円</u>	<u>730 円</u>	<u>730 円</u>	<u>730 円</u>
スタンディング	1 台	<u>410 円</u>	200 円	200 円	200 円

区分	単位	利用料金
写真撮影	1 点 1 日以内	<u>2,090 円</u>
映画・ビデオ撮影	1 点 1 日以内	<u>2,090 円</u>

スライド映写機	1 台	<u>1,000 円</u>	<u>500 円</u>	<u>500 円</u>	<u>500 円</u>
大型スクリーン	1 式	<u>1,000 円</u>	<u>500 円</u>	<u>500 円</u>	<u>500 円</u>
プロジェクター	1 式	<u>4,200 円</u>	<u>2,100 円</u>	<u>2,100 円</u>	<u>2,100 円</u>
拡声装置	1 式	<u>1,400 円</u>	<u>700 円</u>	<u>700 円</u>	<u>700 円</u>
スタンディング	1 台	<u>400 円</u>	200 円	200 円	200 円

区分	単位	利用料金
写真撮影	1 点 1 日以内	<u>2,000 円</u>
映画・ビデオ撮影	1 点 1 日以内	<u>2,000 円</u>

写生	1 点 1 日以内	2,090 円
----	-----------	---------

区分	利用料金	
	個人	20 人以上の団体 (1 人につき)
一般（中学生以下の者を除く。）	310 円	200 円

写生	1 点 1 日以内	2,000 円
----	-----------	---------

区分	利用料金	
	個人	20 人以上の団体 (1 人につき)
一般（中学生以下の者を除く。）	300 円	200 円

区分	使用料		特別展の使用料	
	個人	20 人以上の団体 (1 人につき)	個人	20 人以上の団体 (1 人につき)
一般（中学生以下の者及び高校生・大学生を除く。）	410 円	360 円	620 円	520 円
高校生・大学生	310 円	260 円	410 円	310 円

区分	使用料		特別展の使用料	
	個人	20 人以上の団体 (1 人につき)	個人	20 人以上の団体 (1 人につき)
一般（中学生以下の者及び高校生・大学生を除く。）	400 円	350 円	600 円	500 円
高校生・大学生	300 円	250 円	400 円	300 円

区分	使用料			備考
	午前 9 時 ～ 午後 5 時	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	
南の蔵	200 円	100 円	100 円	暖房を利用した場合は、1 時間につき 100 円を加算する。
主屋	<u>2,510 円</u>	<u>940 円</u>	<u>1,250 円</u>	

別表第 2（第 11 条関係）

区分	単位	使用料
模写・模造	1 点 1 日につき	<u>2,090 円</u>
撮影（学術研究用）	1 点	<u>520 円</u>
撮影（その他）		<u>3,140 円</u>
原版使用（学術研究用）	1 枚	<u>520 円</u>
原版使用（その他）		<u>2,090 円</u>

区分	使用料			備考
	午前 9 時 ～ 午後 5 時	午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	
南の蔵	200 円	100 円	100 円	暖房を利用した場合は、1 時間につき 100 円を加算する。
主屋	<u>2,400 円</u>	<u>900 円</u>	<u>1,200 円</u>	

別表第 2（第 11 条関係）

区分	単位	使用料
模写・模造	1 点 1 日につき	<u>2,000 円</u>
撮影（学術研究用）	1 点	<u>500 円</u>
撮影（その他）		<u>3,000 円</u>
原版使用（学術研究用）	1 枚	<u>500 円</u>
原版使用（その他）		<u>2,000 円</u>

議案第 11 号	教育部 文化課
平成 31 年 2 月 18 日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 三澤 新弥

タイトル	飯沼飛行士記念館条例の一部改正について
決定を要する事項 の内容	条例改正の承認
要旨	平成 31 年 10 月 1 日の消費税率改正に伴い、各施設の利用料金を新たな消費税率に対応したものとするための条例改正を平成 31 年 3 月議会定例会へ上程したい。
説明	平成 31 年 10 月 1 日に予定される消費税率改正（10％）に対応したものとするため、別紙により利用料金の改正を行います。現行の条例中の利用料金については、消費税率が 8％に改正された平成 26 年 4 月 1 日に改正していないため、5％分の引き上げとなります。 併せて、条文上の字句の修正が必要な個所があるため改正を行います。 1. 条例の名称 飯沼飛行士記念館条例 2. 内容 条文 字句の修正 別表 利用料金の改正 3. 施行日 平成31年4月1日。ただし、利用料金に関する別表については平成31年10月1日。 なお、飯沼飛行士記念館条例管理規則については、次回の法規審査委員会において協議の後、教育委員会定例会へ付議します。

飯沼飛行士記念館条例の一部を改正する条例

飯沼飛行士記念館条例(平成 18 年安曇野市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「安曇野市」及び「(以下「教育委員会」という。)」を削る。

第 4 条第 2 号中「資料」の次に「(以下「施設等」という。)」を加え、同条第 4 号中「うち、」の次に「市長又は」を加える。

第 5 条中「の各号」を削り、同条第 3 号中「又は」を「及び」に改める。

第 6 条の見出し中「等」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「及び休館日」及び「することが」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる」を「前項の規定により開館時間を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 14 条中「教育委員会が」を「別に」に改め、同条を第 16 条とし、第 13 条を第 15 条とする。

第 12 条の見出し中「の」を削り、同条を第 14 条とし、第 11 条を第 12 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(利用許可の取消し)

第 13 条 指定管理者は、記念館の施設等を利用している者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第 8 条の許可を取り消すことができる。

- (1) 記念館の施設等を損傷するおそれがあり、又は損傷したとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあり、又は害したとき。
- (3) 他の利用者に支障を来すおそれがあり、又は来したとき。
- (4) 第 9 条第 2 項の規定により付した条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に不相当と認めたとき。

2 第 9 条第 3 項の規定は、前項の規定により許可を取り消す場合について準用する。

第 10 条中「公益その他」を削り、同条を第 11 条とする。

第 9 条第 1 項中「記念館の施設等を利用しようとする者及び前条の規定による」を「第 8 条の」に改め、「(以下「利用料金」という。)」を削り、同条を第 10 条とする。

第 8 条を削る。

第 7 条の見出し中「制限」を「拒否等」に改め、同条第 1 項中「施設、設備、備品又は資料(以下「施設等」という。))を利用する者(以下「利用者」という。))」を「施設等を利用しようとする者」に改め、「各号の」を削り、「ときは、記念館の」の次に「施設等の」を加え、「禁止し、又は入館を制限する」を「拒む」に改め、同項第 1 号中「施設」の前に「記念館の」を加え、同項第 2 号中「乱す」を「害する」に改め、同項第 3 号中「きたす」

を「来す」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同条第2項中「指定管理者」の前に「市又は」を加え、「前項」を「前2項」に、「利用を禁止され、入館を制限された」を「記念館の施設等の利用を拒み、又は必要な条件を付した」に改め、「利用者の」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、記念館の管理上必要があると認めるときは、前条の許可に必要な条件を付することができる。

第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(休館日)

第7条 記念館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日

- 2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- 3 前条第3項の規定は、前項の規定により休館日を変更し、又は臨時に休館日を定める場合について準用する。

(利用許可)

第8条 記念館の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 記念館に保管又は展示されている資料について、学術研究その他の教育目的のため、模写、模造、撮影又は原版利用をしようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

別表中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同表中「400円」を「410円」に、「300円」を「310円」に改め、同表模写・模造の項利用料金の欄中「2,000円」を「2,090円」に改め、同表撮影（学術研究用）の項利用料金の欄中「500円」を「520円」に改め、同表撮影（その他）の項利用料金の欄中「3,000円」を「3,140円」に改め、同表原版利用（学術研究用）の項利用料金の欄中「500円」を「520円」に改め、同表原版利用（その他）の項利用料金の欄中「2,000円」を「2,090円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「第9条関係」を「第10条関係」に改める部分を除く。）は、同年10月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

○飯沼飛行士記念館条例（平成 18 年安曇野市条例第 32 号）

改正後	改正前
(指定管理者による管理) 第 3 条 記念館の管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。 2 (略) (指定管理者の行う業務) 第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (略) (2) 記念館の施設、設備、備品及び資料（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務 (3) (略) (4) 前 3 号に掲げるもののほか記念館の運営に関する業務のうち、<u>市長又は教育委員会</u>のみの権限に属する事務を除く業務 (事業) 第 5 条 記念館は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 他の博物館、学校、図書館、公民館等の教育、<u>学術及び文化</u>	(指定管理者による管理) 第 3 条 記念館の管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、<u>安曇野市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。 2 (略) (指定管理者の行う業務) 第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (略) (2) 記念館の施設、設備、備品及び資料の維持管理に関する業務 (3) (略) (4) 前 3 号に掲げるもののほか記念館の運営に関する業務のうち、<u>教育委員会</u>のみの権限に属する事務を除く業務 (事業) 第 5 条 記念館は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 他の博物館、学校、図書館、公民館等の教育、<u>学術又は文化</u>

改正後	改正前
に関する教育施設との協力並びにその活動の援助を行うこと。 (開館時間) 第6条 (略) 2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、開館時間を変更できる。 3 指定管理者は、前項の規定により開館時間を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。 (休館日) 第7条 記念館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日 (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日 2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。	に関する教育施設との協力並びにその活動の援助を行うこと。 (開館時間等) 第6条 (略) 2 記念館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日 3 教育委員会は、特に必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。 4 指定管理者は、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。

改正後	改正前
3 前条第3項の規定は、前項の規定により休館日を変更し、又は臨時に休館日を定める場合について準用する。 (利用許可) 第8条 記念館の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 2 記念館に保管又は展示されている資料について、学術研究その他の教育目的のため、模写、模造、撮影又は原版利用をしようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。 (利用の拒否等) 第9条 指定管理者は、記念館の施設等を利用しようとする者が次のいずれかに該当すると認めるときは、記念館の施設等の利用を拒むことができる。 (1) 記念館の施設等を損傷するおそれがあるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (3) 他の利用者に支障を来すおそれがあるとき。	(利用の制限) 第7条 指定管理者は、記念館の施設、設備、備品又は資料（以下「施設等」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、記念館の利用を禁止し、又は入館を制限することができる。 (1) 施設等を損傷するおそれがあるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) 他の利用者に支障をきたすおそれがあるとき。 (4) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。

改正後	改正前
2 指定管理者は、記念館の管理上必要があると認めるときは、前条の許可に必要な条件を付することができる。 3 市又は指定管理者は、前2項の規定により記念館の施設等の利用を拒み、又は必要な条件を付した場合に生じた損失については、補償しないものとする。 (利用料金) 第10条 第8条の許可を受けた者は、記念館の利用に係る利用料金を納付しなければならない。 2・3 (略) (利用料金の減免)	(5) 前各号に掲げるもののほか、特に不適当と認めたとき。 2 指定管理者は、前項の規定により利用を禁止され、入館を制限された場合に生じた利用者の損失については、補償しないものとする。 (特別利用) 第8条 記念館に保管又は展示されている資料について、学術研究その他の教育目的のため、模写、模造、撮影又は原版利用をしようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとするときも、同様とする。 (利用料金) 第9条 記念館の施設等を利用しようとする者及び前条の規定による許可を受けた者は、記念館の利用に係る利用料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。 2・3 (略) (利用料金の減免)

改正後	改正前
<u>第11条</u> 指定管理者は、特に必要があるとき、利用料金の全部又は一部を減免することができる。 (利用料金の還付) <u>第12条</u> (略) (利用許可の取消し) <u>第13条</u> 指定管理者は、記念館の施設等を利用している者が次のいずれかに該当するときは、第8条の許可を取り消すことができる。 (1) <u>記念館の施設等を損傷するおそれがあり、又は損傷したとき。</u> (2) <u>公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあり、又は害したとき。</u> (3) <u>他の利用者に支障を来すおそれがあり、又は来したとき。</u> (4) <u>第9条第2項の規定により付した条件に違反したとき。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、特に不適当と認めたとき。</u> 2. <u>第9条第3項の規定は、前項の規定により許可を取り消す場合について準用する。</u> (費用負担)	<u>第10条</u> 指定管理者は、<u>公益その他特に必要があるとき</u>は、利用料金の全部又は一部を減免することができる。 (利用料金の還付) <u>第11条</u> (略) (費用の負担)

改正後		改正前	
<u>第14条</u> (略) (損害賠償) <u>第15条</u> (略) (委任) <u>第16条</u> この条例の施行に關し必要な事項は、<u>別に</u>定める。	<u>第12条</u> (略) (損害賠償) <u>第13条</u> (略) (委任) <u>第14条</u> この条例の施行に關し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。	別表 (第9条関係)	
		別表 (第10条関係)	
		別表 (第9条関係)	
		別表 (第10条関係)	
区分 一般 (中学生以下の者を除く。)	利用料金 個人 10人以上の団体 (1人につき)	410 円 310 円	利用料金 個人 10人以上の団体 (1人につき)
区分 模写・模造 撮影 (学術研究用)	単位 1点1日につき 1点	2,090 円 520 円	利用料金 1点1日につき 1点

改正後			改正前		
撮影（その他）		3,140 円	撮影（その他）		3,000 円
原版利用（学術研究 用）	1 枚	520 円	原版利用（学術研究 用）	1 枚	500 円
原版利用（その他）		2,090 円	原版利用（その他）		2,000 円

議案第 12 号	教育部 図書館交流課
平成 31 年 2 月 18 日提出	(課長) 丸山 高人 (担当係長) 赤沼さつき

タイトル	安曇野市交流学習センター条例の一部改正について
決定を要する事項の内容	条例の一部改正に対する協議
要旨	平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日の消費税率改正に伴い、使用料を改めるための改正をするもの 利用の許可、利用の制限、許可の取消し等を整理するもの
説明	現行の使用料は、消費税率が 8 % に改正された平成 26 年 4 月 1 日に改正していないため、平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日の消費税率改正 (10 %) に伴い、5 % 分を引き上げる使用料の改正を行い、併せて下記事項についても改正を行うもの。 記 1 文言の変更 地方自治法の用法に倣い、「使用」を「利用」に改正 2 利用の不許可 第 5 条第 2 項で、危険行為等のおそれがあるときは許可しないことを規定。 3 許可の取消し及び利用の禁止 第 9 条で利用の制限を規定し、第 5 条第 1 項の許可を受けた者が違反した場合は、第 10 条第 1 項で許可を取り消す。 許可の取消しに「許可を得た利用目的以外にセンターを利用したとき」を追加し、営利目的 (広告宣伝・物販) での利用の場合は、許可の段階で利用目的を明確にする。 違反者のうち無料 (開放) 部分の利用者に対しては、第 10 条第 2 項で利用を禁止する。 施行日 平成 31 年 4 月 1 日 使用料に関する別表は、平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日。 今後の予定 安曇野市交流学習センター管理規則については、次回の法規審査委員会において協議の後、教育委員会定例会へ付議します。

議案第32号

安曇野市交流学習センター条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市交流学習センター条例（平成21年安曇野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「（以下「施設等」という。）を使用」を「で別表に掲げるものを利用」に改め、「あらかじめ」を削り、「に申請し、」を「の」に改め、同条第2項中「前項の使用を許可」を「第1項の許可を」に、「に応じて」を「な」に、「付す」を「付する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の許可を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、同項の許可をしないことができる。

(1) センターの施設、設備、備品、展示資料又は作品（以下「施設等」という。）を損傷する行為

(2) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為

(3) 他の利用者に支障を来す行為

〔第6条中「前条の規定により」を「前条第1項の」に改め、「者は、」の次に「あらかじめ」を加え、「使用許可のあった時に」を削り、同条ただし書中「相当」を「特別」に、「時」を「とき」に改める。〕

第7条中「の全部又は一部」を削る。

第8条ただし書中「、特別の理由がある」を「特に必要」に、「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改める。

第9条を次のように改める。

（利用の制限）

第9条 センターの利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 第5条第2項各号に掲げる行為

(2) 許可を得ないで現状を変える行為

(3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は飲食若しくは喫煙する行為

(4) 酒類を持ち込む行為

(5) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品を携帯し、又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を連れて立ち入る行為

第12条中「教育委員会が」を「別に」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とす

る。

第10条の見出しを「（原状回復）」に改め、同条中「使用者」を「センターの利用者」に、「センターの使用」を「利用」に、「使用を停止した」を「前条第1項の規定により第5条第1項の許可を取り消されたとき、若しくは同条第2項の規定により利用を禁止された」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（許可の取消し等）

第10条 教育委員会は、第5条第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。この場合において、当該者に生じた損害に対しては、市は責を負わない。

- （1） 第5条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
- （2） 前条各号に該当する行為を行い、又は行うおそれがあるとき。
- （3） 許可を得た利用目的以外にセンターの施設、設備又は備品を利用したとき。
- （4） 使用料を指定した日までに納付しなかったとき。

2 教育委員会は、センターの利用者が前条各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、その利用を禁止することができる。

別表の1 安曇野市穂高交流学习センターの表中「使用する場合」を「利用する場合」に改め、同表の備考を次のように改める。

備 考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを利用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを利用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合に限り、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
- 4 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
 - （1） 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当り100分の30を乗じて得た額
 - （2） 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
 - （3） 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後

1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。)の場合
午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額

(4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に
時間当り100分の35を乗じて得た額

別表の2 安曇野市豊科交流学习センターの表中「使用する場合」を「利用する場合」
に改め、同表の備考を次のように改める。

備 考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを利用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを利用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合に限り、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。

4 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。

(1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当り100分の30を乗じて得た額

(2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額

(3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額

(4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当り100分の35を乗じて得た額

別表の3 安曇野市三郷交流学习センターの表中「使用する場合」を「利用する場合」に改め、同表の備考を次のように改める。

備 考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

を加算する。

3 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。

- (1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当たり100分の30を乗じて得た額
- (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
- (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額
- (4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額

第2条 安曇野市交流学习センター条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 安曇野市穂高交流学习センター

区分		使用料			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
多目的交流ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	3,240円	5,130円	5,650円	13,300円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	3,870円	6,070円	6,700円	15,920円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	4,500円	7,120円	7,850円	18,540円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	5,130円	8,170円	9,000円	21,260円

	る場合				
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	5,760円	9,210円	10,160円	23,880円
楽屋1、楽屋2及び楽屋3（多目的交流ホールを利用する場合に限る。）		1室につき 170円	1室につき 280円	1室につき 310円	1室につき 740円
学習室	入場料を徴収しないで利用する場合	410円	520円	470円	1,620円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	470円	620円	520円	1,930円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	570円	730円	620円	2,250円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	620円	830円	730円	2,560円
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	730円	940円	830円	2,880円
展示ギャラリー	入場料を徴収しないで利用する場合	1日につき 4,810円			
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき 5,760円			
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき 6,700円			
	3,000円を超え5,000円以下	1日につき 7,640円			

	の入場料を徴収して利用する場合					
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合		1日につき 8,590円			
交 流 広 場	入場料を徴収しないで利用する場合		1日につき 5,230円			
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合		1日につき 6,280円			
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合		1日につき 7,330円			
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合		1日につき 8,380円			
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合		1日につき 9,420円			
平台		1 式	200円	200円	200円	620円
音響反射板		1 式	3,660円	3,660円	3,660円	11,000円
ホールスクリーン		1 台	520円	520円	520円	1,570円
携帯用スクリーン		1 台	520円	520円	520円	1,570円
指揮台		1 台	200円	200円	200円	620円
演台（花台を含む。）		1 式	200円	200円	200円	620円
司会者台		1 台	100円	100円	100円	310円
移動観覧席		1 式	1,040円	1,040円	1,040円	3,140円

シーリングライト	1 式	410円	410円	410円	1, 250円
サスペンションライト	1 式	410円	410円	410円	1, 250円
フォローピンスポット	1 台	1, 040円	1, 040円	1, 040円	3, 140円
ローアーホリゾンライト	1 式	830円	830円	830円	2, 510円
アッパーホリゾンライト	1 式	830円	830円	830円	2, 510円
放送設備（マイク 1 本付き）	1 式	1, 570円	1, 570円	1, 570円	4, 710円
ワイヤレスマイク	1 本	520円	520円	520円	1, 570円
携帯用拡声器	1 台	520円	520円	520円	1, 570円
ビデオデッキ	1 台	520円	520円	520円	1, 570円
DVDプレーヤー	1 台	520円	520円	520円	1, 570円
カセットテープレコーダー	1 台	520円	520円	520円	1, 570円
CD・MDプレーヤー	1 台	520円	520円	520円	1, 570円
プロジェクター	1 台	2, 200円	2, 200円	2, 200円	6, 600円
イベント用テント	1 張	520円	520円	520円	1, 570円
ピアノ	1 台	3, 140円	3, 140円	3, 140円	9, 420円
展示ケース	1 台	1 日につき 1, 040円			

備 考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを利用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを利用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た

場合に限り、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

3 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。

4 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。

(1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当たり 100分の30を乗じて得た額

(2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額

(3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額

(4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額

2 安曇野市豊科交流学习センター

区分		使用料			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
多目的交流ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	3,240円	5,130円	5,650円	13,300円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	3,870円	6,070円	6,700円	15,920円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	4,500円	7,120円	7,850円	18,540円

	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	5,130円	8,170円	9,000円	21,260円
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	5,760円	9,210円	10,160円	23,880円
多目的交流ホール (展示場として利用する場合に限る。)	入場料を徴収しないで利用する場合	1日につき 4,810円			
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき 5,760円			
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき 6,700円			
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき 7,640円			
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	1日につき 8,590円			
学習室 1	入場料を徴収しないで利用する場合	830円	1,040円	940円	3,240円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	940円	1,250円	1,040円	3,870円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1,150円	1,460円	1,250円	4,500円

		3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1,250円	1,670円	1,460円	5,130円
		5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	1,460円	1,880円	1,670円	5,760円
学 習 室 2、学 習 室 3、学 習 室 4、学 習 室 5 及 び 学 習 室 6		入場料を徴収しないで利用する場合	1 室につき 410円	1 室につき 520円	1 室につき 470円	1 室につき 1,620円
		2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1 室につき 470円	1 室につき 620円	1 室につき 520円	1 室につき 1,930円
		2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1 室につき 570円	1 室につき 730円	1 室につき 620円	1 室につき 2,250円
		3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1 室につき 620円	1 室につき 830円	1 室につき 730円	1 室につき 2,560円
		5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	1 室につき 730円	1 室につき 940円	1 室につき 830円	1 室につき 2,880円
ホールスクリーン		1 台	520円	520円	520円	1,570円
指揮台		1 台	200円	200円	200円	620円
演台（花台を含む。）		1 式	200円	200円	200円	620円

司会者台	1 台	100円	100円	100円	310円
サスペンションライト	1 式	410円	410円	410円	1, 250円
フォローピンスポット	1 台	1, 040円	1, 040円	1, 040円	3, 140円
放送設備（マイク 1 本付き）	1 式	1, 570円	1, 570円	1, 570円	4, 710円
ワイヤレスマイク	1 本	520円	520円	520円	1, 570円
ビデオデッキ	1 台	520円	520円	520円	1, 570円
DVDプレーヤー	1 台	520円	520円	520円	1, 570円
カセットテープレコーダー	1 台	520円	520円	520円	1, 570円
CD・MDプレーヤー	1 台	520円	520円	520円	1, 570円
プロジェクター	1 台	2, 200円	2, 200円	2, 200円	6, 600円
ピアノ	1 台	3, 140円	3, 140円	3, 140円	9, 420円
展示ケース	1 台	1 日につき 1, 040円			

備 考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを利用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを利用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合に限り、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分 の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
- 4 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
 - (1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当り 100分の

30を乗じて得た額

(2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額

(3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額

(4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額

3 安曇野市三郷交流学習センター

区分		使用料			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
学習室1及び学習室2	入場料を徴収しないで利用する場合	1室につき 410円	1室につき 520円	1室につき 470円	1室につき 1,620円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1室につき 470円	1室につき 620円	1室につき 520円	1室につき 1,930円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1室につき 570円	1室につき 730円	1室につき 620円	1室につき 2,250円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1室につき 620円	1室につき 830円	1室につき 730円	1室につき 2,560円
	5,000円を超える入場料を	1室につき	1室につき	1室につき	1室につき

	徴収して利用する場合	き 730円	き 940円	き 830円	き 2,880円
展示 ギャラリー	入場料を徴収しないで利用する場合	1日につき 3,240円			
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき 4,190円			
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき 5,130円			
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき 6,070円			
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	1日につき 7,010円			
携帯用拡声器		520円	520円	520円	1,570円
携帯用スクリーン		520円	520円	520円	1,570円
プロジェクター		2,200円	2,200円	2,200円	6,600円
ブルーレイディスクプレーヤー		520円	520円	520円	1,570円
モニターテレビ		1,040円	1,040円	1,040円	3,140円

備 考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の 30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
- 3 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。

- (1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当たり 100分の30を乗じて得た額
- (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
- (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額
- (4) 午後9時 30 分以降の場合 午後6時から午後9時 30 分までの使用料に時間当たり 100 分の 35 を乗じて得た額

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

○安曇野市交流学習センター条例（平成21年安曇野市条例第12号）

改正後	改正前
(事業) 第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)～(5) (略) (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの事業として<u>教育委員会</u>が<u>適当と認めること</u>。 (利用の許可) 第5条 センターの施設、設備又は備品で別表に掲げるものを利用しようとする者は、<u>教育委員会の許可を受けなければならない</u>。許可された事項を変更するときも同様とする。 2 <u>教育委員会は、前項の許可を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、同項の許可をしないことができる。</u> (1) センターの施設、設備、備品、展示資料又は作品（以下「施設等」という。）を損傷する行為 (2) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為 (3) <u>他の利用者に支障を来す行為</u> 3 <u>教育委員会は、第1項の許可をするときは、必要な条件を付することができる。</u>	(事業) 第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)～(5) (略) (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの事業として<u>安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認めること</u>。 (使用の許可) 第5条 センターの施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、<u>あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない</u>。許可された事項を変更するときも同様とする。 2 <u>教育委員会は、前項の使用を許可するときは、必要に応じて条件を付することができる。</u>
(使用料) 第6条 前条第1項の許可を受けた者は、<u>あらかじめ別表に定める使用料を納付しな</u>ければならない。ただし、市長が<u>特別の理由がある</u>と認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。 (使用料の減免) 第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。 (使用料の還付) 第8条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が<u>特に必要と認める</u>ときは、<u>この限りでない</u>。	(使用料) 第6条 前条の規定により許可を受けた者は、別表に定める使用料を使用許可のあった時に納付しなければならない。ただし、市長が<u>相当の理由がある</u>と認める時は、使用料の全部又は一部を後納させることができる。 (使用料の減免) 第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、<u>使用料の全部又は一部を減免</u>することができる。 (使用料の還付) 第8条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が、<u>特別の理由がある</u>と認めるときは、<u>その全部又は一部を還付</u>することができる。

改正後	改正前
(利用の制限) <u>第9条</u> センターの利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) <u>第5条第2項各号に掲げる行為</u> (2) <u>許可を得ないで現状を変える行為</u> (3) <u>所定の場所以外で火気を使用し、又は飲食若しくは喫煙する行為</u> (4) <u>酒類を持ち込む行為</u> (5) <u>他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品を携帯し、又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を連れて立ち入る行為</u> (許可の取消し等) <u>第10条</u> 教育委員会は、第5条第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当するとき は、同項の許可を取り消すことができる。この場合において、当該者に生じた損害に 対しては、市は責を負わない。 (1) <u>第5条第3項の規定により付した条件に違反したとき。</u> (2) <u>前条各号に該当する行為を行い、又は行うおそれがあるとき。</u> (3) <u>許可を得た利用目的以外にセンターの施設、設備又は備品を利用したとき。</u> (4) <u>使用料を指定した日までに納付しなかったとき。</u> 2 <u>教育委員会は、センターの利用者が前条各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれ があるときは、その利用を禁止することができる。</u> (原状回復) <u>第11条</u> センターの利用者は、利用を終了したとき、又は前条第1項の規定により第5 条第1項の許可を取り消されたとき、若しくは同条第2項の規定により利用を禁止さ れたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。ただし、教育委員会が特	(使用の制限) <u>第9条</u> 教育委員会は、センターの利用者（以下「使用者」という。）が次の各号のい ずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を禁止し、又は制限することがで きる。 (1) <u>施設等、展示資料、作品等を損傷するおそれがあるとき。</u> (2) <u>公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</u> (3) <u>他の使用者の使用に支障をきたすおそれがあるとき。</u> (4) <u>他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携帯し、若しくは動物（身 体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助 犬を除く。）を連れていくとき。</u> (5) <u>この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</u> (6) <u>前各号に掲げるもののほか、特に不相当と認めたとき。</u> 2 <u>教育委員会は、前項の規定により使用を禁止され、又は制限された場合に生じた使 用者の損失については、補償しないものとする。</u> (原状の回復義務) <u>第10条</u> 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は使用を停止したときは、直ち に施設等を原状に復さなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、 この限りでない。

改正後		改正前			
(損害賠償) 第12条 (略) (委任) 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。 別表 (第6条関係) 1 安曇野市穂高交流学習センター		(損害賠償) 第11条 (略) (委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。 別表 (第6条関係) 1 安曇野市交流学習センター			
多目的 交流ホ ール	区分	使用料			
	入場料を徴収しない以利 用する場合 2,000円以下の入場料を徴 収して利用する場合 2,000円を超え3,000円以 下の入場料を徴収して利 用する場合 3,000円を超え5,000円以 下の入場料を徴収して利 用する場合 5,000円を超える入場料を 徴収して利用する場合	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
		3,240円	5,130円	5,650円	13,300円
		3,870円	6,070円	6,700円	15,920円
		4,500円	7,120円	7,850円	18,540円
		5,130円	8,170円	9,000円	21,260円
		5,760円	9,210円	10,160円	23,880円
多目的 交流ホ ール	入場料を徴収しないで使 用する場合 2,000円以下の入場料を徴 収して使用する場合 2,000円を超え3,000円以 下の入場料を徴収して使 用する場合 3,000円を超え5,000円以 下の入場料を徴収して使 用する場合 5,000円を超える入場料を 徴収して使用する場合	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
		3,100円	4,900円	5,400円	12,700円
		3,700円	5,800円	6,400円	15,200円
		4,300円	6,800円	7,500円	17,700円
		4,900円	7,800円	8,600円	20,300円
5,500円	8,800円	9,700円	22,800円		

改正後					改正前				
楽屋1、楽屋2及び楽屋3（多目的交流ホールを利用する場合に限る。）	学習室	1室につき	1室につき	1室につき	1室につき	1室につき	1室につき	1室につき	1室につき
		170円	280円	310円	170円	270円	300円	710円	
		410円	520円	470円	400円	500円	450円	1,550円	
		470円	620円	520円	450円	600円	500円	1,850円	
		570円	730円	620円	550円	700円	600円	2,150円	
学習室	学習室	620円	830円	730円	600円	800円	700円	2,450円	
		730円	940円	830円	700円	900円	800円	2,750円	
		1日につき			1日につき			4,600円	
		1日につき			1日につき			5,500円	
		1日につき			1日につき			6,400円	
展示ギャラリー	展示ギャラリー	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合
		入場料を徴収しないので利用する場合	入場料を徴収しないので利用する場合	入場料を徴収しないので利用する場合	入場料を徴収しないので使用する場合	入場料を徴収しないので使用する場合	入場料を徴収しないので使用する場合	入場料を徴収しないので使用する場合	入場料を徴収しないので使用する場合
		2,000円以下	2,000円以下	2,000円以下	2,000円以下	2,000円以下	2,000円以下	2,000円以下	2,000円以下
		2,000円を超え3,000円以下	2,000円を超え3,000円以下	2,000円を超え3,000円以下	2,000円を超え3,000円以下	2,000円を超え3,000円以下	2,000円を超え3,000円以下	2,000円を超え3,000円以下	2,000円を超え3,000円以下
		3,000円を超え5,000円以下	3,000円を超え5,000円以下	3,000円を超え5,000円以下	3,000円を超え5,000円以下	3,000円を超え5,000円以下	3,000円を超え5,000円以下	3,000円を超え5,000円以下	3,000円を超え5,000円以下

改正後				改正前			
用する場合				用する場合			
5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	1日につき	8,590円		5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	1日につき	8,200円	
入場料を徴収しないで利用する場合	1日につき	5,230円		入場料を徴収しないで使用する場合	1日につき	5,000円	
2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき	6,280円		2,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1日につき	6,000円	
2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき	7,330円		2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1日につき	7,000円	
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき	8,380円		3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1日につき	8,000円	
5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	1日につき	9,420円		5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	1日につき	9,000円	
プラットフォーム	1式	200円	200円	プラットフォーム	1式	200円	200円
音響反射板	1式	3,660円	3,660円	音響反射板	1式	3,500円	3,500円
ホールスクリーン	1台	520円	520円	ホールスクリーン	1台	500円	500円
携帯用スクリーン	1台	520円	520円	携帯用スクリーン	1台	500円	500円
指揮台	1台	200円	200円	指揮台	1台	200円	200円
演台（花台を含む。）	1式	200円	200円	演台（花台を含む。）	1式	200円	200円

改正後						改正前					
司会者台	1 台	100円	100円	100円	310円	司会者台	1 台	100円	100円	100円	300円
移動観覧席	1 式	1,040円	1,040円	1,040円	3,140円	移動観覧席	1 式	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
シーリングライト	1 式	410円	410円	410円	1,250円	シーリングライト	1 式	400円	400円	400円	1,200円
サスペンションライト	1 式	410円	410円	410円	1,250円	サスペンションライト	1 式	400円	400円	400円	1,200円
フォローピンズスポット	1 台	1,040円	1,040円	1,040円	3,140円	フォローピンズスポット	1 台	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
ローアホリゾントライト	1 式	830円	830円	830円	2,510円	ローアホリゾントライト	1 式	800円	800円	800円	2,400円
アップアホリゾントライト	1 式	830円	830円	830円	2,510円	アップアホリゾントライト	1 式	800円	800円	800円	2,400円
放送設備 (マイク 1 本付き)	1 式	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円	放送設備 (マイク 1 本付き)	1 式	1,500円	1,500円	1,500円	4,500円
ワイヤレスマイク	1 本	520円	520円	520円	1,570円	ワイヤレスマイク	1 本	500円	500円	500円	1,500円
携帯用拡声器	1 台	520円	520円	520円	1,570円	携帯用拡声器	1 台	500円	500円	500円	1,500円
ビデオデッキ	1 台	520円	520円	520円	1,570円	ビデオデッキ	1 台	500円	500円	500円	1,500円
DVDプレーヤー	1 台	520円	520円	520円	1,570円	DVDプレーヤー	1 台	500円	500円	500円	1,500円
カセットテープレコーダー	1 台	520円	520円	520円	1,570円	カセットテープレコーダー	1 台	500円	500円	500円	1,500円
CD・MDプレーヤー	1 台	520円	520円	520円	1,570円	CD・MDプレーヤー	1 台	500円	500円	500円	1,500円
プロジェクター	1 台	2,200円	2,200円	2,200円	6,600円	プロジェクター	1 台	2,100円	2,100円	2,100円	6,300円
イベント用テント	1 張	520円	520円	520円	1,570円	イベント用テント	1 張	500円	500円	500円	1,500円
ピアノ	1 台	3,140円	3,140円	3,140円	9,420円	ピアノ	1 台	3,000円	3,000円	3,000円	9,000円

改正後			改正前		
展示ケース	1台	1日につき 1,040円	展示ケース	1台	1日につき 1,000円
備考 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを利用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを利用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合限り、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。 3 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。 4 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。 (1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当り100分の30を乗じて得た額 (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額 (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額 (4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当り100分の35を乗じて得た額 2 安曇野市豊科交流学習センター			備考 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを使用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを使用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合限り、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。 3 物販、広告宣伝等で施設を使用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。 4 使用時間を超過して使用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。 (1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当り100分の30を乗じて得た額 (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの使用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額 (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの使用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額 (4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当り100分の35を乗じて得た額 2 安曇野市豊科交流学習センター		
区分		使用料			
午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで

改正後					改正前						
多目的 交流ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	3,240円	5,130円	5,650円	13,300円	多目的 交流ホール （展示場として使用する場 合に限る。）	入場料を徴収しないで使用する場合	3,100円	4,900円	5,400円	12,700円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	3,870円	6,070円	6,700円	15,920円		2,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	3,700円	5,800円	6,400円	15,200円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	4,500円	7,120円	7,850円	18,540円		2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	4,300円	6,800円	7,500円	17,700円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	5,130円	8,170円	9,000円	21,260円		3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	4,900円	7,800円	8,600円	20,300円
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	5,760円	9,210円	10,160円	23,880円		5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	5,500円	8,800円	9,700円	22,800円
多目的 ホール （展示場として使用する場 合に限る。）	入場料を徴収しないで利用する場合	1日につき 4,810円				多目的 交流ホール （展示場として使用する場 合に限る。）	入場料を徴収しないで使用する場合	1日につき 4,600円			
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき 5,760円					2,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1日につき 5,500円			
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき 6,700円					2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1日につき 6,400円			
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき 7,640円					3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1日につき 7,300円			
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	1日につき 8,590円					5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	1日につき 8,200円			

改正後					改正前						
学習室 1	入場料を徴収しないで利 用する場合	830円	1,040円	940円	3,240円	学習室 1	入場料を徴収しないで使 用する場合	800円	1,000円	900円	3,100円
	2,000円以下の入場料を徴 収して利用する場合	940円	1,250円	1,040円	3,870円		2,000円以下の入場料を徴 収して使用する場合	900円	1,200円	1,000円	3,700円
	2,000円を超え3,000円以 下の入場料を徴収して利 用する場合	1,150円	1,460円	1,250円	4,500円		2,000円を超え3,000円以 下の入場料を徴収して使 用する場合	1,100円	1,400円	1,200円	4,300円
	3,000円を超え5,000円以 下の入場料を徴収して利 用する場合	1,250円	1,670円	1,460円	5,130円		3,000円を超え5,000円以 下の入場料を徴収して使 用する場合	1,200円	1,600円	1,400円	4,900円
	5,000円を超える入場料を 徴収して利用する場合	1,460円	1,880円	1,670円	5,760円		5,000円を超える入場料を 徴収して使用する場合	1,400円	1,800円	1,600円	5,500円
学習室 2、 3、 4、 5 及び学 習室6	入場料を徴収しないで利 用する場合	1室に つき 410円	1室に つき 520円	1室に つき 470円	1室につ き 1,620円	学習室 2、 3、 4、 5 及び学 習室6	入場料を徴収しないで使 用する場合	1室に つき 400円	1室に つき 500円	1室につ き 450円	1室につ き 1,550円
	2,000円以下の入場料を徴 収して利用する場合	1室に つき 470円	1室に つき 620円	1室に つき 520円	1室につ き 1,930円		2,000円以下の入場料を徴 収して使用する場合	1室に つき 450円	1室に つき 600円	1室につ き 500円	1室につ き 1,850円
	2,000円を超え3,000円以 下の入場料を徴収して利 用する場合	1室に つき 570円	1室に つき 730円	1室に つき 620円	1室につ き 2,250円		2,000円を超え3,000円以 下の入場料を徴収して使 用する場合	1室に つき 550円	1室に つき 700円	1室につ き 600円	1室につ き 2,150円
	3,000円を超え5,000円以 下の入場料を徴収して利 用する場合	1室に つき	1室に つき	1室に つき	1室につ き		3,000円を超え5,000円以 下の入場料を徴収して使 用する場合	1室に つき	1室に つき	1室につ き	1室につ き

改正後					改正前				
用する場合	620円	830円	730円	2,560円	用する場合	600円	800円	700円	2,450円
	1室につき 730円	1室につき 940円	1室につき 830円	1室につき 2,880円		1室につき 700円	1室につき 900円	1室につき 800円	1室につき 2,750円
ホールスクリーン	1台	520円	520円	1,570円	ホールスクリーン	1台	500円	500円	1,500円
指揮台	1台	200円	200円	620円	指揮台	1台	200円	200円	600円
演台（花台を含む。）	1式	200円	200円	620円	演台（花台を含む。）	1式	200円	200円	600円
司会者台	1台	100円	100円	310円	司会者台	1台	100円	100円	300円
サスペンションライト	1式	410円	410円	1,250円	サスペンションライト	1式	400円	400円	1,200円
フォローピンスポット	1台	1,040円	1,040円	3,140円	フォローピンスポット	1台	1,000円	1,000円	3,000円
放送設備（マイク1本付き）	1式	1,570円	1,570円	4,710円	放送設備（マイク1本付き）	1式	1,500円	1,500円	4,500円
ワイヤレスマイク	1本	520円	520円	1,570円	ワイヤレスマイク	1本	500円	500円	1,500円
ビデオデッキ	1台	520円	520円	1,570円	ビデオデッキ	1台	500円	500円	1,500円
DVDプレーヤー	1台	520円	520円	1,570円	DVDプレーヤー	1台	500円	500円	1,500円
カセットテープレコーダー	1台	520円	520円	1,570円	カセットテープレコーダー	1台	500円	500円	1,500円
CD・MDプレーヤー	1台	520円	520円	1,570円	CD・MDプレーヤー	1台	500円	500円	1,500円
プロジェクター	1台	2,200円	2,200円	6,600円	プロジェクター	1台	2,100円	2,100円	6,300円
ピアノ	1台	3,140円	3,140円	9,420円	ピアノ	1台	3,000円	3,000円	9,000円

改正後			改正前		
展示ケース	1台	1日につき 1,040円	展示ケース	1台	1日につき 1,000円
備 考			備 考		
1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを利用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを利用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合限り、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。 3 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。 4 <u>利用時間を超過して利用する場合</u>は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。 (1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当り100分の30を乗じて得た額 (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの<u>利用許可</u>を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額 (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの<u>利用許可</u>を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額 (4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当り100分の35を乗じて得た額 3 安曇野市三郷交流学習センター			1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを使用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを使用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合限り、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。 3 物販、広告宣伝等で施設を使用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。 4 <u>使用時間を超過して使用する場合</u>は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。 (1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当り100分の30を乗じて得た額 (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの<u>使用許可</u>を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額 (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの<u>使用許可</u>を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額 (4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当り100分の35を乗じて得た額 3 安曇野市三郷交流学習センター		
区分		使用料			
		午前9時から正午まで	午後9時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで

改正後						改正前					
学習室 1 及び 学習室 2	入場料を徴収しないで利 用する場合	1 室に つき 410円	1 室に つき 520円	1 室に つき 470円	1 室につ き 1,620円	学習室 1 及び 学習室 2	入場料を徴収しないで使 用する場合	1 室に つき 400円	1 室に つき 500円	1 室につ き 450円	1 室につ き 1,550円
		1 室に つき 470円	1 室に つき 620円	1 室に つき 520円	1 室につ き 1,930円			1 室に つき 450円	1 室に つき 600円	1 室につ き 500円	1 室につ き 1,850円
		1 室に つき 570円	1 室に つき 730円	1 室に つき 620円	1 室につ き 2,250円			1 室に つき 550円	1 室に つき 700円	1 室につ き 600円	1 室につ き 2,150円
		1 室に つき 620円	1 室に つき 830円	1 室に つき 730円	1 室につ き 2,560円			1 室に つき 600円	1 室に つき 800円	1 室につ き 700円	1 室につ き 2,450円
	5,000円を超える入場料を 徴収して利用する場合	1 室に つき 730円	1 室に つき 940円	1 室に つき 830円	1 室につ き 2,880円	5,000円を超える入場料を 徴収して使用する場合	1 室に つき 700円	1 室に つき 900円	1 室に つき 800円	1 室につ き 2,750円	
展示ギ ャーリ ー	入場料を徴収しないで利 用する場合	1 日につき 3,240円				展示ギ ャーリ ー	入場料を徴収しないで使 用する場合	1 日につき 3,100円			
		1 日につき 4,190円						1 日につき 4,000円			
	2,000円を超え3,000円以 下の入場料を徴収して利 用する場合	1 日につき 5,130円				2,000円を超え3,000円以 下の入場料を徴収して使 用する場合	1 日につき 4,900円				

改正後		改正前	
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1日につき
	6,070円	5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	6,700円
携帯用拡声器	520円	携帯用拡声器	500円
携帯用スクリーン	520円	携帯用スクリーン	500円
プロジェクター	2,200円	プロジェクター	2,100円
ブルーレイディスクプレーヤー	520円	ブルーレイディスクプレーヤー	500円
モニターテレビ	1,040円	モニターテレビ	1,000円

- 備 考
- 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
 - 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
 - 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
 - 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当り100分の30を乗じて得た額
 - 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
 - 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額
 - 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当り

- 備 考
- 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
 - 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
 - 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
 - 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当り100分の30を乗じて得た額
 - 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
 - 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額
 - 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当り

改正後	改正前
100分の35を乗じて得た額	100分の35を乗じて得た額

議案第 13 号	教育部 図書館交流課
平成 31 年 2 月 18 日提出	(課長) 丸山 高人 (担当係長) 赤沼さつき

タイトル	安曇野市明科学習館条例の一部改正について
決定を要する事項の内容	条例の一部改正に対する協議
要旨	平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日の消費税率改正に伴い、使用料を改めるための改正をするもの 利用の許可、利用の制限、許可の取消し等を整理するもの
説明	現行の使用料は、消費税率が 8 % に改正された平成 26 年 4 月 1 日に改正していないため、平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日の消費税率改正 (10 %) に伴い、5 % 分を引き上げる使用料の改正を行い、併せて下記事項についても改正を行うもの。 記 1 文言の変更 地方自治法の用法に倣い、「使用」を「利用」に改正 2 利用の不許可 第 7 条第 2 項で、危険行為等のおそれがあるときは許可しないことを規定。 3 許可の取消し及び利用の禁止 第 11 条で利用の制限を規定し、第 7 条第 1 項の許可を受けた者が違反した場合は、第 12 条第 1 項で許可を取り消す。 許可の取消しに「許可を得た利用目的以外に学習館を利用したとき」を追加し、営利目的 (広告宣伝・物販) での利用の場合は、許可の段階で利用目的を明確にする。 違反者のうち無料 (開放) 部分の利用者に対しては、第 12 条第 2 項で利用を禁止する。 4 言い回しを安曇野市交流学習センター条例と合わせるもの。 施行日 平成 31 年 4 月 1 日 使用料に関する別表は、平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日 今後の予定 安曇野市明科学習館管理規則については、次回の法規審査委員会において協議の後、教育委員会定例会へ付議します。

議案第33号

安曇野市明科学習館条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市明科学習館条例（平成18年安曇野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「住民」を「市民」に改める。

第5条第2項中「安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が」を「教育委員会は、」に改める。

第6条第1項第2号中「1月4日」を「翌年の1月4日」に改め、同条第2項中「が特に」を「は、特に」に改める。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「（以下「施設等」という。）を使用」を「で別表に掲げるものを利用」に改め、「あらかじめ」を削り、「に申請し、」を「の」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可された事項を変更するときも同様とする。

第7条第2項中「許可について」を「第1項の許可をするときは、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の許可を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、同項の許可をしないことができる。

(1) 学習館の施設、設備、備品、展示資料又は作品（以下「施設等」という。）を損傷する行為

(2) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為

(3) 他の利用者に支障を来す行為

第8条及び第9条を削る。

第10条中「学習館の施設等を使用しようとする」を「前条第1項の許可を受けた」に改め、「者は、」の次に「あらかじめ」を加え、「、使用の許可のあったときに」を削り、同条ただし書中「教育委員会は、相当」を「市長が特別」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「公益その他」、「学習館の」及び「の全部又は一部」を削り、同条を第9条とする。

第12条ただし書中「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。」を「特に必要と認めるときは、この限りでない。」に改め、同条各号を削り、同条を第10条とし、同条の次に次の2条を加える。

（利用の制限）

第11条 学習館の利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 第7条第2項各号に掲げる行為

(2) 許可を得ないで現状を変える行為

- (3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は飲食若しくは喫煙する行為
 - (4) 酒類を持ち込む行為
 - (5) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品を携帯し、又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を連れて立ち入る行為
- （許可の取消し等）

第12条 教育委員会は、第7条第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。この場合において、当該者に生じた損害に対しては、市は責を負わない。

- (1) 第7条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
- (2) 前条各号に該当する行為を行い、又は行うおそれがあるとき。
- (3) 許可を得た利用目的以外に学習館の施設、設備又は備品を利用したとき。
- (4) 使用料を指定した日までに納付しなかったとき。

2 教育委員会は、学習館の利用者が前条各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、その利用を禁止することができる。

第13条の見出しを「（原状回復）」に改め、同条中「使用者」を「学習館の利用者」に、「学習館の使用」を「利用」に、「使用を停止した」を「前条第1項の規定により第7条第1項の許可を取り消されたとき、若しくは同条第2項の規定により利用を禁止された」に改める。

第15条中「教育委員会が」を「別に」に改める。

別表中「第10条関係」を「第8条関係」に改め、別表の1 施設の表中「第1講義室」を「講義室A」に、「第2講義室」を「講義室B」に、「施設等を使用」を「施設を利用」に改め、別表の2 施設附帯設備の表中「施設附帯設備」を「設備・備品」に、「施設等を使用」を「設備又は備品を利用」に改める。

第2条 安曇野市明科学習館条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

学習館使用料

1 施設

区分	2時間当たり使用料	1日当たり使用料
学習室	520円	1,570円
講義室A	520円	1,570円
講義室B	520円	1,570円

実習室	520円	1,570円
和室	520円	1,570円
施設協力者室	520円	1,570円
ハーモニーホール	1,040円	3,140円
屋外ホール	1,040円	3,140円

備考

- 1 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収しないで施設を利用する場合の使用料は、当該区分に定める額の2倍に相当する額とする。
- 2 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収して施設を利用する場合の使用料は、当該区分に定める額の4倍に相当する額とする。
- 3 入場料又はこれに類するものを徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集その他名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

2 設備・備品

区分	2時間あたり使用料	1日あたり使用料
調理器具一式	260円	780円
移動観覧席一式	520円	1,570円
映像、音響設備一式	520円	1,570円
プロジェクター一式	260円	780円
グランドピアノ	520円	1,570円

備考

- 1 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収しないで設備又は備品を利用する場合の使用料は、当該区分に定める額の2倍に相当する額とする。
- 2 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収して設備又は備品を利用する場合の使用料は、当該区分に定める額の4倍に相当する額とする。

- 3 入場料又はこれに類するものを徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集その他名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

○安曇野市明科学習館条例（平成18年条例第34号）

改正後	改正前
(事業) 第3条 学習館は、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 市民の学習や研修活動を支援すること。 (4) (略) (開館時間) 第5条 (略) 2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。 (休館日) 第6条 学習館の休館日は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日 2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、前項の休館日を変更することができる。 (利用の許可) 第7条 学習館の施設、設備又は備品で別表に掲げるものを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。 2 教育委員会は、前項の許可を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、同項の許可をしないことができる。 (1) 学習館の施設、設備、備品、展示資料、作品（以下「施設等」という。）を損傷する行為 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為 (3) 他の利用者に支障を来す行為 3 教育委員会は、第1項の利用を許可するときは、必要な条件を付することができる。	(事業) 第3条 学習館は、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 住民の学習や研修活動を支援すること。 (4) (略) (開館時間) 第5条 (略) 2 安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。 (休館日) 第6条 学習館の休館日は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 12月28日から1月4日までの日 2 教育委員会が特に必要と認めるときは、前項の休館日を変更することができる。 (使用の許可) 第7条 学習館の施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、許可について必要な条件を付することができる。 (使用の制限)

改正後	改正前
(使用料) 第8条 前条第1項の許可を受けた者は、あらかじめ別表に定める使用料を納付しなければならぬ。ただし、市長が特別の理由があるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。 (使用料の減免) 第9条 市長は、特に必要があるときは、使用料を減免することができる。 (使用料の還付) 第10条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が、特に必要と認めるときは、この限りでない。	第8条 教育委員会は、前条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学習館の使用を禁止し、又は入館を制限することができる。 (1) 施設等を損傷するおそれがあるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) 他の使用者の使用に支障をきたすおそれがあるとき。 (4) この条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に不適当と認めるとき。 2 教育委員会は、前項の規定により使用を禁止され、又は入館を制限された場合に生じた使用者の損失については、補償しないものとする。 (行為の制限) 第9条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りではない。 (1) 施設等の現状を教育委員会の指示若しくは許可なく変更すること。 (2) 定められた場所以外で飲食をすること。 (3) 飲酒をすること。 (4) 許可なく物品を販売すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めること。 (使用料) 第10条 学習館の施設等を使用しようとする者は、別表に定める使用料を、使用の許可のあったときに納付しなければならない。ただし、教育委員会は、相当の理由があるとき、使用料の一部を後納させることができる。 (使用料の減免) 第11条 市長は、公益その他特に必要があるときは、学習館の使用料の全部又は一部を減免することができる。 (使用料の還付) 第12条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

改正後	改正前
(利用の制限) <u>第11条</u> 学習館の利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) <u>第7条第2項各号に掲げる行為</u> (2) <u>許可を得ないで現状を変える行為</u> (3) <u>所定の場所以外で火気を使用し、又は飲食若しくは喫煙する行為</u> (4) <u>酒類を持ち込む行為</u> (5) <u>他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品を携帯し、又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を連れて立ち入る行為</u> (許可の取消し等) <u>第12条</u> 教育委員会は、<u>第7条第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当するとき</u>は、同項の許可を取り消すことができる。この場合において、当該者に生じた損害に對しては、市は責を負わない。 (1) <u>第7条第3項の規定により付した条件に違反したとき。</u> (2) <u>前条各号に該当する行為を行い、又は行うおそれがあるとき。</u> (3) <u>許可を得た利用目的以外に学習館の施設、設備又は備品を利用したとき。</u> (4) <u>使用料を指定した日までに納付しなかったとき。</u> <u>2 教育委員会は、学習館の利用者が前条各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、その利用を禁止することができる。</u> (原状回復) <u>第13条</u> 学習館の利用者は、<u>利用を終了したとき、又は前条第1項の規定により第7条第1項の許可を取り消されたとき、若しくは同条第2項の規定により利用を禁止されたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。</u> (委任)	(1) <u>使用者の責めでない理由により使用できなくなったとき。</u> (2) <u>使用を開始する前2日までに、使用の取消し又は変更の申出があったとき。</u> (3) <u>前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</u> (原状の回復義務) <u>第13条</u> 使用者は、<u>学習館の使用を終了したとき、又は使用を停止したときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。</u> (委任)

改正後

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第8条関係）

学習館使用料

1 施設

区分	2時間当たり使用料	1日当たり使用料
学習室	520円	1,570円
講義室A	520円	1,570円
講義室B	520円	1,570円
実習室	520円	1,570円
和室	520円	1,570円
施設協力者室	520円	1,570円
ハーモニホール	1,040円	3,140円
屋外ホール	1,040円	3,140円

備考

- 1 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収しない施設を利用する場合の使用料は、当該区分に定める額の2倍に相当する額とする。
- 2 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収して施設を利用する場合の使用料は、当該区分に定める額の4倍に相当する額とする。
- 3 入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集その他名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

2 設備・備品

区分	2時間当たり使用料	1日当たり使用料
----	-----------	----------

改正前

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

別表（第10条関係）

学習館使用料

1 施設

区分	2時間当たり使用料	1日当たり使用料
学習室	500円	1,500円
第1講義室	500円	1,500円
第2講義室	500円	1,500円
実習室	500円	1,500円
和室	500円	1,500円
施設協力者室	500円	1,500円
ハーモニホール	1,000円	3,000円
屋外ホール	1,000円	3,000円

備考

- 1 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収しない施設等を使用する場合の使用料は、当該区分に定める額の2倍に相当する額とする。
- 2 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収して施設等を使用する場合の使用料は、当該区分に定める額の4倍に相当する額とする。
- 3 入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集その他名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

2 施設附帯設備

区分	2時間当たり使用料	1日当たり使用料
----	-----------	----------

改正後			改正前		
調理器具一式		260円	調理器具一式		250円
移動観覧席一式		520円	移動観覧席一式		500円
映像、音響設備一式		520円	映像、音響設備一式		500円
プロジェクター一式		260円	プロジェクター一式		250円
グラントピアノ		520円	グラントピアノ		500円
備考 1 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収しない設備又は備品を利用する場合の使用料は、当該区分に定める額の2倍に相当する額とする。 2 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収して設備又は備品を利用する場合の使用料は、当該区分に定める額の4倍に相当する額とする。 3 入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集その他名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。			備考 1 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収しない施設等を使用する場合の使用料は、当該区分に定める額の2倍に相当する額とする。 2 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収して施設等を使用する場合の使用料は、当該区分に定める額の4倍に相当する額とする。 3 入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集その他名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。		

議案第 14 号	教育部 文化課
平成 31 年 2 月 18 日提出	(部長) 西村 康正 (課長) 那須野 雅好

タイトル	安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	規則改正の承認
要 旨	平成 31 年度より図書館交流課を文化課に統合し、係の再配置を行うため、当該規則の一部改正を行うもの
内 容	【組織改正等の概要】 ○図書館交流課については交流学习センター建設業務が一段落したため、平成 31 年度より文化課への組織統合を行う。 ○文化課文化振興係を担当制とする。庁内に事務局を置き、美術館施設(指定管理)の管理・運営や薪能などの文化事業等を行う担当①と、穂高交流学习センターみらいに事務局を置き交流学习センター施設の管理運営を行う担当②とする。①は②と連携して交流学习施設で行うホール事業や展示に関わり、施設を活用した文化事業の活性化を図る。②は 5 か所の交流学习センター等施設の管理運営を行う。 ○図書館業務については、図書館係を創設し移行する。 ○職員体制…2 課の統合により、正規職員は 2 名減を予定。高橋節郎記念美術館が 4 月より指定管理になるなどのため、非常勤職員は 3 名の減を予定している。 【30 年度】 (本庁) 【文化課】 文化振興係 博物館係 文化財保護係 (交流学习センター) 【図書館交流課】 図書館交流担当 (2 係) 統合 ⇨ 【31 年度】 【文化課】 (本庁) 文化振興担当① 博物館係 文化財保護係 (交流学习センター) 文化振興担当② 図書館係 ○規則改正については、次頁以降のとおり

安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市教育委員会事務局組織規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「文化振興係」を「文化振興担当」に改め、同号中「及び」を「、」に改め、「博物館係」の次に「及び図書館係」を加え、同項第4号を削る。

第9条第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 図書館基本計画策定及び進捗管理に関すること。

(7) 図書館活動の企画及び調査に関すること。

第9条第3項に次の3号を加える。

(9) 安曇野市図書館条例（平成18年安曇野市条例第23号）に規定する図書館

(10) 安曇野市交流学习センター条例（平成21年安曇野市条例第12号）に規定する交流学习センター

(11) 安曇野市明科学習館

第10条を削る。

第14条第5号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

安曇野市教育委員会事務局組織規則（平成17年教育委員会規則第4号）

改正後	改正前
(事務局の組織) 第2条 (略) 2 教育部に次に掲げる課及び係等を置く。 (1)・(2) (略) (3) 文化課 文化振興担当、文化財保護係、博物館係及び図書館係 (文化課) 第9条 文化課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 図書館基本計画策定及び進捗管理に関すること。 (7) 図書館活動の企画及び調査に関すること。 (8) (略) (9) (略) 2 (略) 3 文化課に次に掲げる附属施設を置く。 (1)～(8) (略) (9) 安曇野市図書館条例（平成18年安曇野市条例第23号）に規定する図書館 (10) 安曇野市交流学習センター条例（平成21年安曇野市条例第12号）に規定する交流学習センター (11) 安曇野市明科学習館	(事務局の組織) 第2条 (略) 2 教育部に次に掲げる課及び係等を置く。 (1)・(2) (略) (3) 文化課 文化振興係、文化財保護係及び博物館係 (4) 図書館交流課 図書館交流担当 (文化課) 第9条 文化課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) (略) (7) (略) 2 (略) 3 文化課に次に掲げる附属施設を置く。 (1)～(8) (略) (図書館交流課) 第10条 図書館交流課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 図書館基本計画策定及び進捗管理に関すること。 (2) 図書館活動の企画及び調査に関すること。 (3) 図書館関係機関及び団体等との連絡調整に関すること。 (4) 所管する附属施設に関すること。 2 図書館交流課に次に掲げる附属施設を置く。 (1) 安曇野市図書館条例（平成18年安曇野市条例第23号）に規定する図書館 (2) 安曇野市交流学習センター条例（平成21年安曇野市条例第12号）に規定する交

改正後	改正前
(課長の専決事項) 第14条 課長は、決裁規程に定める課長共通専決事項のほか、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(4) (略)	<u>流学習センター</u> <u>(3) 安曇野市明科学習館</u> (課長の専決事項) 第14条 課長は、決裁規程に定める課長共通専決事項のほか、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 図書館交流課長の専決事項は、附属施設の管理に関することとする。</u>

報告第1号	教育部 各課
平成31年2月18日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	生涯学習課 3件 文化課 5件 (詳細別紙)
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義) 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 (審査基準) 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 (1) 国又は地方公共団体 (2) 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 (教育長の専決範囲) 第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 (1) 前条第1項に規定する行事 (2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)	

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(平成30年度2月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 29	H 28	H 27	所管課 意見
78	H31.1.29	社会教育担当	法蔵寺子ども囲碁教室	安曇野市生涯学習課 事務局 芳夫 益岸	安曇野市生涯学習課 アン・アグリー	後援	安曇野市の小中学生にも囲碁教室の開催を促したい	1月18日	2019年4月6日(土)～ 2020年3月28日(土)の毎週土曜日	○	過去承認	○	1月22日	法蔵寺	子どもへの囲碁普及	囲碁教室 4月6日～3月28日 毎週土曜日 参加費 月500円(年会費6000円) 対象者 小学生・中学生	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
79	H31.1.21	社会教育担当	遊んで学んでスカイパーク! & 早春のかほりお届けします	TOY BOX 信州スカイパークセンター 所長 宮林 健治	TOY BOX 信州スカイパークセンター	後援	対象となる子どもから保護者にも事業を幅広くご理解いただき、安心してご参加いただくため後援をお願いします	1月16日	平成31年2月23日(土)	○	過去承認	○	1月22日	信州スカイパーク・総合球技場	遊んで学べる様々な企画を実施したり、園内で剪定した花木を無料配布するイベントです。幅広い世代が楽しめる内容となっています	入場無料 ・はたらくくま大集合 ・花木無料配布 ・ゲームコーナー ・フードコーナー など	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
80	H31.1.23	スポーツ推進担当	第54回安曇野市長杯争奪高卓球大会	安曇野市高卓球クラブ 井口 富美 雄	安曇野市生涯学習課 スポーツサークル連合(主管:高卓球クラブ)	後援	広く市民の皆さんに応援をしていただくため。	1月13日	平成31年3月10日(日)	○	過去承認	○	1月25日	信州総合体育館	地域文化・体育活動と健全な地域社会の発展及び地域の愛好者の底辺拡大。	競技種目:一般シングルス男子・女子、カデット以下シングルス男子・女子、小学生シングルス男子・女子 競技方法:各種目トーナメント方式 参加料:中学生以下1人800円、高校生以上1人1,000円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成30年度2月定例会専決報告事項)

定例会 受付順	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 27	H 28	H 29	所管課 意見
95	平成31年 1月10日	文化	まつもと子ども たちの映画祭 10 プロジェクト	一般社団 法人 松本 映画祭プロ ジェクト 河西徳 浩	一般社 団法人 松本映 画祭プ ロジェ クト	後援	多くの安曇野 市の子どもた ちにも参加を して欲しい 為。市内公共 施設での告 知ポスター・ チラシ設置を 希望。	1月8日	平成31年 (2019年)3 月30日(土)	○	過去 承認		1月11日	まつもと市 民芸術館 主ホール	普段映画館で上映され ない世界中の良質な作 品を選び集め、スクリー ンで映画を観る「体験 を通じ、子どもの健全な 情緒の育成を願う。 様々な演出でドキドキ・ ワクワクする、ファミ リーで楽しめる映画祭 を開催する。	年齢別にA(幼児～)B (小学生～)と2つのプロ グラムを組み、両プログ ラム共全部で10作品の世 界各国の名作や新作を 集めて映画を上映すると 共に大連芸など子どもた ちが参加できる楽しいパ フォーマンスも演出に盛 り込み、春休みに家族そ ろってお楽しみいただけ るワンダーランドを目指 します。入場料:大人指定 席S(1,200円)A(1,000 円)、子どもS(600円)A (500円)予定。入場者数 (見込)2,000人			○	基準第 3条第2 項及び 基準第4 条第2号 により可
96	平成31年 1月15日	文化	第22回あした は真打ちまつ ぶん新人寄席	(一財)長 野県文化 振興事業 団キッセ イホール (長野県松 本文化会 館) 館長職 務代理 者 六川 直利	(一財) 長野県 文化振 興事業 団キッセ イ文化 ホール (長野県 松本文 化会館)	後援	広く一般に周 知し、より有 効な広報活 動を行いたい ため。	1月11日	平成31年 (2019年) 6月22日(土)	○	過去 承認		1月17日	キッセイ文 化ホール (長野県松 本文化会 館)国際会 議室	落語協会・落語芸術協 会に所属する二つ目断 家による落語会を低価 格で開催し、若手落語 家の育成を図るととも に、落語の裾野を広げ る。松本・安曇野市内 小学生を対象とした学 校寄席(アウトリーチ) を開催する。	古今亭志ん松、入船亭游 京による落語会を開催す る。入場料は一般1,000 円、学生・シニア(60歳以 上)500円			○	基準第 3条第2 項及び 基準第4 条第2号 により可
97	平成31年 1月15日	文化	穂高美術協会 春季展	穂高美術 協会 西澤 洋	穂高美 術協会	後援	安曇野地域 の文化活動 に貢献したい ため。	1月12日	平成31年 (2019年) 3月8日(金) ～3月12日 (火) *搬入作業 日3月7日 (木)	○	過去 承認		1月17日	碓氷公園 研成ホー ル	美術展を多くの方に鑑 賞していただき関心を 寄せてもらうことで地域 の振興をはかる	会員が春季展に向けて 制作した油絵・アクリル画 などの作品50点ほどを 展示する。			○	基準第 3条第2 項及び 基準第4 条第2号 により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成30年度2月定例会専決報告事項)

定例 会受 付地	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 29	H 28	H 27	所管課 意見
99	平成31年 1月31日	文化	「つなごう日本 山人・里人の 詩2019なみえ」 絆フェスティバ ル	安曇野さん ろーど	高山 喬 樹	安曇野 さんろー ど	後援	安曇野市民 の皆様に広く 周知し絆フェ スティバルに 参加していた だくため	1月31日	平成31年 (2019年) 5月26日(日)	○承認	過去	2月1日	安曇野市 三郷公民 館講堂	市民の皆様が絆フェス ティバルに参加すること により東日本大震災の 災害の現状を実感し被災 者との絆を深めるた めに開催する。	絆フェスティバルではチャ リティーコンサートその他浪 江町の舞踏団体による舞 踏「浪江物語」の語り等 を披露する。「MEN'S」, 「ばびるず」、浪江町の有 志の皆さん等複数の団 体が出演する。入場 料は1,500円(中学生以 下は無料)	○	○	○	基準第 3条第2 項及び 基準第4 条第2号 により可
100	平成31年 2月1日	文化	第25回二宮 康明杯・全日 本紙飛行機選 手権大会 長 野県予選会	安曇野紙ヒ コーキクラ ブ	齋藤光 永	安曇野 紙ヒコー キクラブ	後援	紙飛行機の 普及を通して て、青少年に 健全な遊びを 提供し、高齢 者の健康増 進に努め、教 室等の参加 者に広く競技 大会に参加し ていただく。	2月1日	平成31年 (2019年) 5月26日(日) 6月30日(日) 7月28日(日)	○承認	過去	月	安曇野市 豊科南部 総合公園	大会テーマ「青い空に英 雄、東北の空に笑顔 を」のもと予選会を開催 し、紙飛行機の普及と 親善をはかる。	15名~20名が予選会に 参加し、決勝進出選手は 11月に開催される決勝大 会に出場する。昨年の全 国大会で優勝者を輩出し ている。参加料は一般 300円	○	○	-	基準第 3条第2 項及び 基準第4 条第2号 により可

報告第2号

平成30年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
中学生海外ホームステイ 交流派遣事業	・英会話レッスン（5回目） 1/26 ・英会話レッスン（6回目） 2/16	・オリエンテーション（3回目） ・出発激励式 3/3 ・海外ホームステイ派遣 3/16～3/25
安曇野市コミュニティ スクール事業	地域教育協議会開催準備	開催予定（18:30～） ・豊科地域教育協議会（豊科北中学校） 2/19（火） ・明科地域教育協議会（明科中学校） 2/20（水） ・三郷地域教育協議会（三郷中学校） 2/21（木） ・堀金地域教育協議会（堀金中学校） 2/25（月） ・豊科地域教育協議会（豊科南中学校） 2/26（火） ・穂高地域教育協議会（穂高西中学校） 2/27（水） ・穂高地域教育協議会（穂高東中学校） 2/28（木）
就学援助事務	・就学援助費と特別支援教育就学奨励費支払準備（後期分）	・後期分支給予定日 就学援助費 3/6（水） 就学奨励費 2/27（水）
通学路合同点検	通学路安全プログラムに基づき、区等から改善要望のあった箇所のうち、通学路に関係する地点の点検。 実施 1/24～2/5 計23箇所点検	

平成 30 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
社会教育委員		3月26日（火） 第4回社会教育委員の会議
社会教育指導員	1月28日（月）社会教育指導員連絡会 ・「安曇野市人権教育・啓発推進計画」の改訂について	

人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
人権教育推進委員会・指導員会		2月19日（火） 人権教育推進委員会小委員会 2月26日（火） 人権教育推進委員及び人権教育指導員合同会議
企業人権教育推進協議会	2月14日（木）監査・理事会	

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
公民館運営審議会		3月25日（月） 第3回公民館運営審議会
公民館長会	2月12日（火）第11回公民館長会 ・公民館大会講演会について ・安曇野市公民館条例及び公民館管理規則の一部改正について ・公民館担当者会議の協議内容について	3月11日（月） 第12回公民館長会
公民館担当者会議	1月31日（木）第7回担当者会議 ・安曇野市公民館条例及び公民館管理規則の一部改正について ・共催・後援に伴う施設の優先予約について ・使用料・貸館等について ・生涯学習情報～Link～について	2月 第8回担当者会議 3月 第9回担当者会議
公民館報	2月13日（水）館報校正会議	2月20日（水）館報企画会議
市総合芸術展	2月12日（火）第4回実行委員会	3月7日（木）～20日（水） 第8回総合芸術展開催
生涯学習情報	1月31日（木） 生涯学習情報～Link～発行 ・掲載内容 生涯学習施設（公民館・体育施設・交流学習センター）の利用案内、生涯学習リーダーバンク、掲載希望の市民サークル・団体の募集	平成31年度から春号・秋号の年2回発行予定
安曇野市公民館大会		3月15日（金） 地区公民館報表彰審査会

平成 30 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

青少年健全育成費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
子ども会育成会支援	活性化補助金確定・精算事務	2月18日（月） 松本地方子ども会育成連絡会 3月7日（木） 子ども会育成会連合会 常任委員会
青少年センター	1月27日（日） 講演会「スマホ・ケータイを安全・安心に使うために」（参加者：79人）	3月16日（土） 街頭巡回
冬季親子体験ラボ		2月23日（土） 「手打ちうどんに挑戦」

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
放課後子ども総合プラン運営委員会		3月 第2回運営委員会
放課後子ども教室	10 小学校で実施中	

児童館運営費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ	1月～2月 アンケート集計・分析 2月 入所決定通知書発送	3月 入所説明会

成人式実施事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
成人式	1月13日（日） 成人式（参加者：783人） 2月8日（金） 記念写真発送	

平成 30 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当（豊科公民館）

豊科公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
地区公民館活動事業補助金 実績報告提出 1月30日(水)	25 地区公民館から実績報告の提出を受けた。	
第 2 回地区公民館対抗球技 大会 2月10日(日)	競技種目：ワンバウンドふらば～るバレーボール 1月25日(金) 地区公民館エントリー締切 22の地区公民館から41チームのエントリーがあった。 1月30日(水) 組合せ抽選・第1回審判講習会 2月4日(月) 第2回審判講習会 2月5日(火)～2月9日(土) 練習会場 豊科北中学校	
第9回安曇野市高校演劇合同 発表会 2月11日(月・振替 休日)	市内外の6高校演劇部(明科高校、南安曇農業高 校、穂高商業高校、豊科高校、大町岳陽高校、白 馬高校)が当館ホールにおいて日ごろの練習成果 を披露する。 1月29日(火) 音響照明操作説明会 6校 約20名参加 2月10日(日) リハーサル	
第56回童謡祭り、第38回作 詞作曲コンクール 5月5 (日・こどもの日)	市内小中学校の児童生徒を対象にした第38回作 詞作曲コンクール作品を募集している。 1月25日(金) 作品応募締切 市内小中学校の児童生徒を対象に第38回作詞 作曲コンクール作品を募集し、10校から約137 点の応募があった。	2月中 作曲家飯沼信義先生(桐朋学園 大学名誉教授)による作品審査 3月中 審査結果発表 5月5日(日) 作詞作曲コンクール表彰
サポート会議	2月下旬に当会議を開催し、年度事業の総括と新 年度事業計画の説明を行い、意見を聴取する。	

*会議・講座等の会場は、いずれも豊科公民館

平成 30 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

社会体育総務費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会	2月5日（火） 第2回スポーツ推進委員会代表者会議	3月9日（土） 第3回スポーツ推進委員会全体 会議
スポーツ推進審議会		3月 第4回スポーツ推進審議会（予定）

スポーツ振興事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ教室等		2月24日（日） ・堀金総合体育館 スポーツ指導者講習会 演題：「リスペクト ～人とのつな がり～」（講義・実技講習） 3月23日（土） ・豊科南部総合公園 子ども駅伝大会 ※小学3・4・5年生は、第15回 長野県市町村対抗小学生駅伝競走 大会選考会を兼ねる
市民スポーツ祭		2月19日（火） 第2回市民スポーツ祭実行委員会

市民プール管理費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高プール運営	穂高プールの今後の運営についての市民説明会 2月2日（土）穂高公民館 参加者16名 2月5日（火）穂高公民館 参加者13名 2月8日（金）安曇野市役所 参加者5名 2月11日（月）安曇野市役所 参加者4名	

平成 30 年度事業進捗状況報告 (懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興係

芸術教育普及事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
第 13 回安曇野文化講演会	日時:3 月 16 日 (土) 午後 1 時 30 分～ 会場:穂高交流学习センターみらい多目的交流ホール 講師:白洲信哉氏 (文筆家) 定員:200 人 演題:「日本美術と文化財の保存と活用」	
東京藝大交流事業	第 3 回楽器演奏指導事業 指導:東京藝大音楽学部 教育研究助手・学生 20 人 2 月 9 日 (土) 対象:豊科南中吹奏楽部 2 月 10 日 (日) 対象:リーダーズバンド	

美術館博物館連携事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
安曇野市美術館博物館 連携事業	美術館博物館年間予定表の作成 (5 月 1 日発行・配布) 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパス ポートの発行 (全児童・生徒へ配布) 12 月中の利用者数:12 人 1 月中の利用者数:0 人	
	ミュージアムサポーター養成講座 内容:イベント補助・資料調査など	第 4 回旧高橋家住宅 調査:2 月 15 日 (金) 展:2 月 16 日 (土)～ 24 日 (日)
	東京藝大連携講座 (市内中学生・高校生対象) 内容:漆芸体験講座 期日:2 月 9 日 (土) 会場:豊科近代美術館 講師:東京藝大漆芸研究室 3 人	
	出前展覧会 来場者数:約 6,500 人 会期:1 月 16 日 (水)～31 日 (木) 会場:安曇野赤十字病院 作品解説・ワークショップ来場者数:25 人 1 月 25 日 (金) 出前展覧会 会期:2 月 1 日 (金)～14 日 (木) 会場:三郷交流学习センターゆりのき	

	学芸員研修会 (対象 近隣市町村学芸員・サポーター等) 日時:2月22日(金) 午後1時30分～午後3時 会場:安曇野市豊科近代美術館 多目的ホール 講師:清須市はるひ美術館学芸員 奥村綾乃氏 内容:美術館サポーターの活動について	
--	--	--

豊科近代美術館管理運営事業・田淵行男記念館管理運営事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
自然を見つめた田淵行男展 主催 県立歴史館 共催 安曇野市・安曇野市教育委員会	長野県立歴史館において田淵行男記念館の資料等を活用して展覧会を実施。民俗学的な視点から構成。 会期:12月15日(土)～2月17日(日) 会場:長野県立歴史館(千曲市) 事業 対談「田淵行男と人づくり 安曇野の環境保全」 日時:1月19日(土)午後1時30分～ 会場:穂高交流学习センターみらい 来場者120人	

文化団体補助事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
早春賦音楽祭 主催 実行委員会	信州花フェスタ第15回あづみの公園早春賦音楽祭 期日:5月4日(土) 第3回事務局会議 1月24日(木) 第2回実行委員会 1月30日(水)	第4回事務局会議 第3回実行委員会 2月中旬
「安曇野文化」刊行 主催 実行委員会	第30号発刊 2月28日(木)	刊行委員会 3月19日(火)

文化振興総務費

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
第2回美術資料等選定委員会	期日:2月20日(水)(非公開) 内容:美術館への寄贈・購入・所管換えについて	
第3回博物館協議会	期日:3月20日(水)午前10時～正午 内容:平成31年度事業計画について	

高橋節郎記念美術館教育普及事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
第7回そば猪口アート公募展巡回展	① 会期:11月17日(土)～1月20日(日) 会場:瀬戸市新世紀工芸館 来場者数:1,015人 ② 会期:1月28日(月)～2月28日(木) 会場:平成記念美術館ギャラリー(世田谷区)	巡回調整中 白鷹町文化交流センターあゆむ 3月7日～24日

改組新第5回日展工 芸美術長野県入選者 展	会期:12月4日(火)～2月24日(日) 組織:本年度の日展 工芸美術の部に入選した長野県在 住の作家と実行委員会を組織し実施。	
冬季展示	・小林弘幸洋画展 1月9日(水)～20日(日)会期中の来場者数 407 人 ・土屋訓枝・栗林恵子トールペイント展 1月23日(水)～2月3日(日) 会期中の来場者数 424 人 ・岡本諒一油彩画展 2月6日(水)～17日(日)	自然観察写真展 2月 20日(水)～3月3日 (日)・奥原美智子日 本画展 2月20日(水) ～3月10日(日) 吉江秀泰版画展 3月 6日(水)～17日 (日)・板橋順二洋画 展 3月20日(水)～31 日(日)・古根香友禅 染展 3月13日(水) ～31日(日)
出前展覧会	みらい・ゆりのきの高橋節郎展(仮称) 新規寄贈小作品およそ 100 点を紹介 ゆりのき会期:3月16日(土)～31日(日) みらい会期:3月19日(火)～31日(日)	

博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
企画展示	春季企画展 「安曇野の屋敷林」 会期:2月9日(土)～3月31日(日) 会場:豊科郷土博物館	
新市立博物館準備 室出前展示(コンパ クト展示)	「安曇野の春の訪れ」 会期:2月13日(水)～3月20日(水) 会場:穂高交流学习センターみらい	
講座等	風景を旅する講座1「万葉びとの生活(くらし)」 期日:2月23日(土) 会場:穂高交流学习センターみらい 講師:上野誠氏(奈良大学文学部教授)	風景を旅する講座 2 「世界を旅する庭師 が語る ふるさとの 風景」 期日:3月2日(土) 会場:豊科公民館 講師:和久井道夫氏 (庭師)

	「昔の暮らし体験教室」 期日及び場所等: 2月1日(金) 豊科北小 3クラス 2月5日(火) 穂高北小 3クラス 2月6日(水) 豊科東小 1クラス 2月8日(金) 穂高西小 2クラス 内容:小学校3年生の社会科の授業にあわせ、市内郷土資料館等所蔵資料を活用し、それぞれの学校に講師が伺い、実際に昔(太平洋戦争中～昭和30年代まで)の資料に触れ、当時の暮らしを体感してもらう。1クラス30分程度。	屋敷林見学 その1 豊科地区「屋敷林の野鳥と樹木観察」 期日:3月16日(土) 講師:丸山隆氏(前信州野鳥の会会長) その2 穂高地区「屋敷林と茅葺屋根の家」
職員派遣その他	明科公民館主催の明科歴史探訪「松本藩の廃仏毀釈と明科」への講師派遣 期日:2月7日(木) 会場:明科公民館	
	国営アルプスあづみの公園主催「三九郎と繭玉焼き体験」 期日:2月10日(日) 会場:国営アルプスあづみの公園 堀金・穂高地区	
	環境省第5次レッドリスト作成調査への参加 期間:～3月15日(金) 内容:絶滅のおそれのある維管束植物の生育状況等に関する現地調査。	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高郷土資料館	冬季休館 会期:12月28日(金)～2月28日(木)	
穂高鐘の鳴る丘集会所		

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展示	「瀧澤伸介絵画展」 会期:1月29日(火)～2月24日(日) 場所:貞享義民記念館企画展示室	「三郷美術会新春小品展」 会期:3月3日(日)～3月21日(木) 場所:貞享義民記念館企画展示室

職員派遣その他	松本市立博物館主催の松本藩領ミュージアム事業「百姓難儀つかまつり候——貞享騒動の争点では？」への講師派遣 期日:2月16日(土) 会場:松本市立博物館	
---------	---	--

文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展示	「教本展」 会期:1月4日(金)～3月31日(日) 場所:文書館	
重要文書等収集・整理	重要文書等のシステム登録作業 公開・非公開の選別作業 地域資料利用許諾に向けた調整	公文書移管点数 1月191点 新規公開資料点数 1月949点 (公文書575点、地域資料374点)
職員派遣その他	安曇野市教育会主催の安曇野市社会科同好会学習会(まとめの会)への講師派遣 期日:2月8日(金) 会場:文書館	
	全国歴史資料利用保存機関連絡協議会からの平成30年度第4回大会・研修委員会への職員派遣 期日:2月8日(金) 会場:尼崎市総合文化センター	

文化財保護係

文化財保護事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
文化財 補助事業事務	・無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財維持管理関係、有形文化財の修理関係等への補助事業事務	
「安曇平のお船祭り」調査事業	・報告書の段落構成と各オフネ祭り調査報告執筆内容等の検討 → 報告書執筆依頼 → 原稿執筆	原稿執筆等 オフネ祭り古文書調査
重文:曾根原家住宅 保存修理事業	・畳替え等室内整備 ・犬走たたき補修	補助事業終了報告の作成
出前講座	「よみがえる安曇野」上映会 ・2月18日(月)午後1時30分～2時30分 細萱公民館 ・2月21日(木)午前10時～11時 アルプス区公民館	申し込みにより随時対応

平成 30 年度 著作権セミナー	2 月 1 日 (金) 群馬県前橋市	
文化財防火研修会	2 月 6 日 (水) 午後 1 時 30 分～ 塩尻総合教育センター	
平成 30 年度博物館 等関係職員研修会	2 月 14 日 (木) 午後 1 時 30 分～更埴市杏ホール/県立歴史館	
文化財保護へ向け た啓発活動	・広報への文化財コラムの掲載 ・いわれの地標柱修繕事業 8 ヶ所	3 月竣工

埋蔵文化財発掘調査事業

事業 (提案事項)	現 況	今後の取り組み
遺跡内での開発に 対しての協議及び 工事立会の実施	・一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会	随時対応
法 第 93・94 条関 係の事務	・周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の 届出・通知受付事務	随時対応
平成 31 年度以降 公共事業協議	・平成 31 年度以降に埋蔵文化財包蔵地内で計画されてい る公共事業を把握し、必要に応じ、試掘調査計画、発掘調 査対応等を担当部署と協議する。明科遺跡群他	継続
埋蔵文化財 報告書作成作業	・『ほうろく屋敷遺跡 発掘調査報告書』『潮神明宮前 遺跡 発掘調査報告書』刊行へ向けての作業。 遺物実測、図面整理、原稿執筆他	3 月末報告書刊行
明科廃寺出土遺物 整理作業	・文化財資料センターで、6 月上旬に終了した明科廃寺発 掘調査で出土した遺物の整理作業を行う。	分類作業他

交流学习センター事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
交流学习センター等事業	○熊井啓記念館頭彰事業 ・期日：2月3日（日） 午前10:00～ 上映会 午後1:30～ 講演会・上映会 ・場所：豊科交流学习センター「きぼう」多目的交流ホール ・内容：「日本の熱い日々謀殺・下山事件」上映会と熊井明子氏による講演会	○0歳からのミニコンサート ・期日：3月6日（水） ・場所：穂高交流学习センター「みらい」多目的交流ホール ○第4回あづみのジュニアクラシック音楽会 ・期日：3月23日（土） ・場所：穂高交流学习センター「みらい」多目的交流ホール ○高橋節郎展 ・期日：①3月19日～3月31日 ②3月16日～3月31日 ・場所：①穂高交流学习センター「みらい」展示ギャラリー ②三郷交流学习センター「ゆりのき」展示ギャラリー

図書館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
図書館事業		○ 図書館協議会 ・期日：3月12日（火）13:30～15:00 ・場所：穂高交流学习センター「みらい」多目的交流ホール ・内容：「平成31年度安曇野市図書館事業計画（案）について」、「その他」